

平成19年 6 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成19年 6 月20日～22日

場 所 第2委員会室

平成19年 6 月20日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正
予算（第1号）
- 議案第6号 宮崎県税条例の一部を改正する
条例
- 議案第7号 県税の課税免除等の特例に関す
る条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県
個人情報保護条例の一部を改正
する条例
- 議案第13号 「財政事情」の作成及び公表に
関する条例の一部を改正する条
例
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることに
ついて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることに
ついて
- 報告事項
 - ・平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・「宮崎県経済の動き」について
 - ・不適正な事務処理に関する自主申告の結果と
今後の全庁調査について
 - ・職員倫理規程の概要について
 - ・「宮崎県事業仕分け委員会」委員の公募につい
て
 - ・新たな行財政改革大綱の素案について
 - ・「指定管理者制度」導入施設の状況について

出席委員（9人）

委 員 長	中 野 廣 明
副 委 員 長	松 村 悟 郎
委 員	中 村 幸 一
委 員	星 原 透
委 員	黒 木 覚 市
委 員	外 山 衛
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	河 野 哲 也
委 員	川 添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

総 合 政 策 本 部 長	村 社 秀 継
総 合 政 策 本 部 次 長	渡 邊 亮 一
総 合 政 策 課 長	土 持 正 弘
秘 書 広 報 課 長	緒 方 哲
統 計 調 査 課 長	井 黒 学
広 報 企 画 監	高 藤 和 洋

総 務 部

総 務 部 長	渡 辺 義 人
総 務 部 次 長 （総務・職員担当）	吉 瀬 和 明
総 務 部 次 長 （財 務 担 当）	宮 田 廣 志
危 機 管 理 局 長	佐 藤 勝 士
部 参 事 兼 総 務 課 長	米 良 剛
部 参 事 兼 人 事 課 長	岡 村 巖
部 参 事 兼 行 政 経 営 課 長	米 原 隆 夫
財 政 課 長	和 田 雅 晴

税 務 課 長 後 藤 文 雄
総務事務センター課長 柄 本 寛
危機管理室長 日 高 昭 二
消防保安室長 押 川 利 孝

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹 黒 田 渉
議事課主任主事 今 村 左千夫

○中野委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。今回、議案及び報告事項がない部局につきましては待機ということで考えております。また、総務部については、総合政策本部が終了次第、連絡したいと考えております。その間10分程度休憩しますので、御了承ください。日程案につきましてはお手元に配付したとおりであります。御異議ありませんか。

○鳥飼委員 これでよろしいんですけど、質疑の内容次第では知事にも出席をしていただいております。そうでないと今度のいろんな方針やらも聞けないところもあるものですから、3日目の10時ぐらいに1時間ぐらいでも。事前に言うておかないと——関連になってないものですから、それをお願いしたいと思います。

○中野委員長 それは状況次第ということでしょうか。

○鳥飼委員 どちらにしても私は聞きたいと思っています。知事に直接聞かないとどうにもならないと。職員だけではですね。知事の犯罪だから。トップの犯罪だからというような思いでおるものですから。

○星原委員 今の鳥飼委員のは、聞きたいと、気持ちがあるわけだから、きょうの流れとは別

でしょうから、職員に聞いた部分とは。それはそれで前もって決めて入れるなら入れるという形にしておけば。でないといほかの委員会もそうなる可能性もありますよね。わかりませんが。

○鳥飼委員 3日目じゃなくてもいいんですけど、日程的には3日目かなと。きょう総合政策本部やってあしたが総務部というような日程になっているから。しかし、向こうの日程も押さえておかないといかんかなと思って。

○中野委員長 私としては、どういう中身についてかぐらひは検討して、どういうことを聞きたいとかぐらひは把握してみんなで決めるべきじゃないかなと思いますけど。

○鳥飼委員 職員倫理規程は、今度のトップの犯罪でいろんな規定とか入札問題とか出てきているわけですけど、結局トップがやったわけですね、今度の犯罪というのは。これは内容にかかわりますけど、公益通報制度とかいろいろ言たって人事であんなふうなこともあったわけですから、そこの心構えとか考え方を聞いておかないともとのもくあみになる。確かに形だけ変えたけれども、決まったけれども、実質担保するにはそこがそういう気構えなり考えておってもらわないと、実質担保されないんじゃないかという懸念があるんです。

○星原委員 倫理の問題やらひっくるめて、知事の考え方を直接聞くということですね。

○外山委員 それは談合に関してですか、預けの流れですか。

○鳥飼委員 いえ、今度倫理規程とか決まったですね、それやら含めて。私の考えとしては、予算にかかわることについての審議をする場というのが今の形ではちょっと不十分だと思っています。本会議で県政の課題とかいろいろやりますけど、その中に予算のこともちょっと

出てきます。本会議が終わったら、各部局ごとになりますから、例えば商工観光労働部長に予算のことで聞きたいと思っても聞けないわけです。そういう不都合があるものですから、予算委員会でもつくってもらうのが一番よくて、普通の常任委員会と同じですよ、知事以下全部部長並んでもらって各会派からやってもらうというのを。それはずっと先のことになるでしょうから、今回はそれができていませんので、基本的な部分の考え方なりについてトップでないと答えられないところがあるものですから。今までそういう慣例はなかったから、今まででしたら、例えばシーガイアの問題とか徹夜でやったりしましたけど、ああいう極めて例外的なことだけにおさまっていますので、前もって言うておいたほうが向こうも時間を確保できるんじゃないかというようなこともありまして、委員長のほうにお願いしたところです。

○中村委員 向こうも都合があるでしょうから、きょう午前中終わったら、書記でもいいが、知事の日程を。総務委員会にとにかく1時間なら1時間出てきてくれというのを。この常任委員会の中でいいわけですからね。

○中野委員長 どういうことを聞きたいとかそういうことは言わんでいいんですか。

○中村委員 今おっしゃったように、倫理規程とか、談合問題とか、予算問題とか、知事でなければ答えられないやつをとということでしょうから。

○鳥飼委員 できれば総務部と総合政策本部が終わった段階のほうがいいなと思うんです。

○中村委員 向こうの都合もあるでしょうから、一応都合のいい日を聞かないといけないでしょう。

○中野委員長 それじゃ、そういうことによる

しいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のために暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時8分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託された議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○村社総合政策本部長 それでは、本日御審議いただきます議案の概要につきまして、私の方から御説明させていただきたいと思えます。

お手元の総務政策常任委員会説明資料の目次をお開きいただきたいと思います。

当委員会に御審議をお願いしております議案は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」であります。

右側1ページの補正予算総括表をごらんいただきたいと思います。総合政策本部の平成19年度6月補正予算額は、一番下の段の一番左になりますけれども、3,784万2,000円をお願いいたしております。これは、知事のマニフェストの具現化のための政策的事業あるいは新規事業などを中心とした補正を行うものでございます。なお、2ページ以降に今回の補正予算に係る総合政策本部の主な新規・重点事業を掲載しておりますけれども、詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、その他の報告事項についてでございます。本日御説明いたしますのは、「宮崎県経済の動き」についてでございます。10ページをお開き

いただきたいと思いますけれども、この「宮崎県経済の動き」につきましては、広く県民や県内経済界に情報提供を行うとともに、各部局における政策立案等を支援するため、総合政策本部で取り組んでいるものでございます。お手元に別冊の資料としてお配りしておりますけれども、このたび、平成18年年間の状況及び平成19年1月から3月期の状況について取りまとめたので、その内容について御報告するものであります。詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○土持総合政策課長 それでは、総合政策課の6月補正予算につきまして御説明をいたします。

恐れ入りますが、お手元の歳出予算説明資料、厚い横長の資料でございます。この3ページをお開きいただきたいと思います。総合政策課の補正予算としましては、一番上の左側になりますけれども、2,684万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、右から3番目の欄になりますが、6億8,668万円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして5ページをごらんいただきたいと思います。5ページの下から2番目の事項でございます。県計画総合推進費であります。2,360万1,000円をお願いしております。これは県総合計画の推進及び政策課題に関する調査・検討等に要する経費であります。

このうち、1の㊦新みやざき創造戦略展開事業、これが主なものでございまして、2,190万円をお願いしております。内容につきましては、恐れ入りますが、再度、総務政策常任委員会、

先ほど部長が御説明した資料でございますが、これで御説明をしたいと思います。

2ページをお開きいただきたいと思います。

「新みやざき創造戦略展開事業」についてでございます。今般策定いたしました新たな総合計画「新みやざき創造計画」におきましては、重要性や緊急性の高い課題に的確に対応するとともに、知事のマニフェストの具現化に向け、人づくり、暮らし、経済・交流の3つの戦略から成る「新みやざき創造戦略」を掲げたところでございます。

そこで、1の目的であります。この事業は3つの戦略に係る関連事業の企画・立案・調整等を行いまして、戦略の効果的な推進を図ることを目的とするものであります。

2の事業概要であります。まず、(1)の戦略の推進管理といたしまして、今後4年間の具体的な施策や事業の進め方を明らかにした工程表を作成するとともに、副知事を本部長とする「新みやざき創造戦略推進本部」、仮称でございますけれども、これを新たに設置し、工程表に掲げた取り組みを着実かつ強力に推進することとしております。また、県内外の有識者で構成いたします「戦略評価委員会」、これも仮称でございますけれども——を設置いたしまして、戦略の実施状況に対する評価、検証を行っていただくこととしており、これにより、客観的かつ効果的な推進管理を図っていきたくと考えております。

また、(2)の戦略に係る関連事業の企画・立案等といたしまして、既に工程表に掲げられております取り組みに加えまして、部局間の連携が必要となる施策テーマや、中長期的な展望に立った新たな施策等の構築も図ることとしておりまして、推進本部を中心としまして、総合的、

分野横断的な調整を図りながら調査・研究や企画・立案等を行うこととしております。

3の事業効果であります。このような取り組みを行いながら、「新みやざき創造戦略」の着実な推進を図ることによりまして、総合計画に掲げる新しい県づくりの基本目標であります「日本の原点 時代の起点 創造みやざき」の目指す姿の実現に向けて、一層の県勢発展を図ることができるものと考えております。

なお、右のページは、ただいま御説明しました「新みやざき創造戦略」の推進の考え方を概念図としてまとめたものでございます。また1枚めくっていただきまして、4ページと5ページには、4ページのほうに「新みやざき創造戦略」の戦略一覧、そして5ページになりますが、推進管理・評価体制のより詳しい資料をお示ししておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

総合政策課につきましては以上でございます。

○緒方秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明いたします。

再び、歳出予算説明資料、この分厚い資料にお戻りいただきまして、7ページをお開きいただきたいと思っております。秘書広報課の6月補正予算は1,099万3,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右側から3つ目の欄にありますように、5億1,199万1,000円となっております。

1枚めくっていただきまして9ページをお開きください。補正の主な事項につきまして御説明いたします。

中ほどの（事項）広報活動費でございます。2の改善事業、みやざきPRネットワーク強化事業の660万3,000円でございます。この事業と、その下の（事項）広聴活動費の1の改善事業、

県民総ブレイン事業251万6,000円でございますが、この2つの改善事業の内容につきましては、後ほど広報企画監のほうから御説明いたします。

同じ（事項）の広聴活動費の2のみやざき“わくわく”体験ツアー126万円でございますが、これは県民の方々を県有施設等に案内いたしまして、施設の見学、各種の体験等通じまして県政を身近に感じていただき、また、アンケート調査等も実施いたしまして、それにより得られました参加者の意見を今後の県政運営の参考とすることを目的として、平成16年度から実施している事業でございます。

私からは以上でございます。

○高藤広報企画監 それでは、秘書広報課の改善事業2件について御説明をいたします。

まず、委員会資料の6ページをごらんください。「みやざきPRネットワーク強化事業」について御説明をいたします。

この事業の主なねらいは、1の目的にもありますように、まず、知事の情報発信力を活用すること、2つ目としまして、県とのパイプ役となり得る県出身者や、宮崎に対する興味、関心の高い人たちの人的ネットワークを再構築しまして、県外へのより効率的、効果的なPRにつなげることであります。

事業概要につきましては、7ページの図で御説明をいたします。

図の左の上のほうをごらんください。現状・課題と書いてある下に、知事のPR効果というのを枠で囲んでおります。この中を見ますと、総務省の交流居住サイト、これは田舎暮らしの情報などを提供するものでございますが、このアクセス件数が6月11日現在で1万8,621件と全国1位を続けております。また、みやざき物産館とか新宿みやざき館の売り上げも前年を大き

く上回るなど、依然好調に推移をしております。
この宮崎ブームを生かしましてさらなる情報発信を行っていききたいということに考えております。

図の中ほどに、「これから」というのを書いております。その下に、宮崎のセールスマンとしての知事のPR活動を枠で囲んでおります。知事が引き続き、テレビ、ラジオ、雑誌などを通じたPR活動や、物産展、フェア等の参加を行って、宮崎の農林水産物や加工品、豊かな自然などを積極的にPRしていこうというものでございます。

また図の左側のほうに戻っていただきまして、下のほうに、従来のPR組織と書いております。ここにありますように、これまで別々の部署で県外広報特派員とかほっとみやざき観光大使などの人的ネットワークを持っておりました。これを再編し、庁内で共有することで全庁的な活用を図っていききたいと考えております。

図の真ん中のほうに、みやざき大使、みやざき応援隊というのがございますが、これになられた方には、定期的な情報提供などをしまして、本県とのつながりを密にすることで宮崎のファンとして活動していただき、宮崎PRの一翼を担っていただくことを期待しております。

図の一番右側に事業効果と書いておりますが、みやざき大使の方には、宮崎への社員旅行の企画とか、本県産の贈答品としての取り扱い、インセンティブツアーの実施など、また、みやざき応援隊の方々には、本県産品の継続的な購入とか紹介、物産展等への参加など、宮崎のPR活動につながっていくということを考えております。

次に、8ページをお願いいたします。「県民総ブレイン事業」について御説明をいたします。

まず、1の目的でございます。この事業は、知事がマニフェストに掲げております県民総力戦による県づくりを推進するため、県民一人一人が県のブレインとなっていただき、県政へ積極的に参加していただくことを促そうとするものです。

2に事業概要について書いておりますが、知事及び職員が直接県民の方々と意見交換を行っていくもので、3つの事業を実施していくことにしております。まず、(1)の県民ブレイン座談会であります。この事業は、知事が県内で活躍している団体等とあすの宮崎について自由な意見交換を行うとともに、可能な限り、団体等の活動現場等の視察もあわせて行うものです。年10回程度を予定しております。次に、(2)の県民フォーラムでございます。これはまだ仮称でございますが、この事業は、知事が各地域に伺いまして、県政運営について県民に直接説明いたしますとともに、各地域の課題等について意見交換を行うものでございます。年4回程度を予定しております。最後に(3)の出前講座でございます。この事業は、県の施策等に関して県民の皆様の理解を得るため、県で用意しましたテーマの中から、要請に応じて職員が出向いて説明を行い、あわせて意見交換を行うものです。年40回程度を考えております。

最後に、事業効果でございますが、これらの事業を実施することによりまして、県の施策について県民の皆様の理解を得られますとともに、県民の意見とか要望を的確に把握し、県政に反映することができるものと考えております。以上でございます。

○井黒統計調査課長 それでは「宮崎県経済の動き」について御説明いたします。

資料の10ページをお開きください。

まず、1、目的についてでございますが、先ほど本部長からも御説明しましたが、県内経済の実態について、各種統計指標により分析したものを公表し、広く県民の方や県内経済界に情報提供を行いますとともに、各部局における政策立案等を支援するものであります。

次に、2、内容の(1)公表種別でございますが、年版及び四半期版を公表することといたしております。(2)の構成につきましては、概況及び下の表に記載しました5分野の指標などから成っております。

次の11ページをごらんください。3、平成18年の概況についてであります。二重線枠内に記載しております。平成18年の本県の景気は、生産活動が好調であり、消費の面でも底堅く推移し、雇用の面では依然厳しい状況にあるが、改善の動きが続いたこともあり、引き続き緩やかな回復基調となったとしております。

具体的には、下の表の主な経済指標により御説明させていただきますので、二重線枠の下のコメントとあわせてごらんください。

主な経済指標につきましては、表の左側から、分野、指標の順になっております。また、右に向かって平成14年からの数値を記載しております。平成18年の数値は表の一番右側であります。なお、それぞれの指標は2段書きとなっておりますが、下段は前年と比較したものでございます。

まず、生産の分野につきましては、この分野の指標の一番上、鉱工業生産指数であります。全体としては107.2となり、前年を5.5%上回り、平成12年以降、最高の水準となりました。これは、プラズマディスプレイの主な部品となる表示管などの電子部品・デバイス工業や、自動車関連の輸送機械工業が大きく上昇したことなど

が主な要因であります。その2つ下の大口電力使用量は19億3,000万キロワットアワー余りとなり、前年を2.3%上回りました。

消費の分野につきましては、この分野の指標の一番上、大型小売店販売額が947億4,000万円余りとなり、前年を1.1%上回りました。次の新車登録台数、これは排気量660ccを超える自動車であります。約2万7,000台となり、前年を11.2%下回りました。また、新車届出台数、これは排気量660cc以下の軽自動車ですが、約2万8,000台となり、こちらは前年を2.1%上回りました。また、航空便利用客数は、乗降客数ともに約154万人となり、乗降客数ともに前年をやや下回りました。次に、主要ホテル・旅館宿泊客数は約116万4,000人となり、前年をやや上回りました。このように、個人消費につきましては、新車登録台数が前年を大きく下回ったものの、大型小売店販売額や新車届出台数が前年を上回るなど、底堅く推移したものと考えております。

雇用・労働の分野につきましては、有効求人倍率が0.69倍となり、前年を0.08ポイント上回り、また新規求人数も7万7,000人余りとなり、前年を8.1%上回りました。このように雇用情勢は依然厳しい状況ではあります。改善の動きが続いたと考えております。

投資の分野につきましては、新設住宅着工戸数が8,186戸となり、前年を4.8%上回り、堅調でありました。また、公共工事請負金額は2,230億円余りとなり、前年を19.6%上回りました。

最後の企業・金融の分野です。下の段の企業倒産負債額であります。大口の倒産が発生したため、約545億円となり、前年を120.6%上回りました。依然厳しい状況ではあります。その上の段にありますとおり、倒産件数は76件と

なり、前年を13.6%下回りました。

このような状況を総合的に判断いたしまして、平成18年の本県経済の動きを取りまとめたところであります。

続きまして、平成19年1月から3月期の四半期報であります。次のページをごらんください。

4、平成19年1月から3月期の概況についてであります。二重線枠内をごらんください。平成19年1月から3月期の本県の経済は、生産活動全体としては堅調で、消費は底堅く推移している。また、雇用は改善の動きが緩やかとなった。投資は低調で、企業関連も依然厳しい状況にある。景気は持ち直しの動きが緩やかとなったとしております。

それでは、下の主な経済指標をごらんください。平成19年1月から3月期の数値は表の一番右側であります。なお、下段は前期または前年同期と比較したものでございます。

まず、生産の分野の指標の一番上、鉱工業生産指数であります。全体としては105.2となり、前期を0.4%上回りました。これは、焼酎を初めとした食料品・たばこ工業や、自動車関連の輸送機械工業が前期を下回ったものの、プラズマディスプレイの主な部品となる表示管などの電子部品・デバイス工業が前期を大きく上回ったため、全体としては前期をやや上回り、堅調でありました。その2つ下の大口電力使用量は5億4,000万キロワットアワー余りとなり、こちらは前年同期を19.2%上回りました。

消費の分野では、この分野の指標の一番上、大型小売店販売額が約233億円となり、前年同期を3.1%上回りました。次の新車登録台数ですが、約7,300台となり、前年同期を13.9%下回りました。前年同期を10%以上下回るのは4期連続であります。また、新車届出台数であり

ますが、約7,700台となり、こちらは前年同期を2.0%下回りました。また、航空便利用客数は、乗客数が約40万人、降客数が約37万8,000人となり、ともに前年同期とほぼ横ばいとなりました。主要ホテル・旅館宿泊客数は31万7,000人余りとなり、前年同期を2.6%上回りました。このように、個人消費につきましては、新車登録台数が引き続き前年同期を大きく下回ったものの、大型小売店販売額が前年同期を上回るなど、底堅く推移しているものと考えております。

雇用・労働の分野につきましては、有効求人倍率が0.69倍となり、前期と横ばいとなりましたが、新規求人数は2万人余りとなり、前年同期を1.3%下回りました。このように雇用情勢は改善の動きが緩やかとなったと考えております。

投資の分野につきましては、新設住宅着工戸数が1,850戸となり、前年を4.8%上回りましたが、公共工事請負金額が396億円余りで、前年同期を49.4%下回り、低調であったと考えております。

最後に、企業・金融の分野につきましては、大口の倒産がなかったために負債額は約20億円となり、前年同期を95.0%下回りましたが、企業倒産件数は23件で、前年を53.3%上回っており、企業関連は依然厳しい状況にあると考えております。

このような状況を総合的に判断いたしまして、平成19年1月から3月期の本県経済の動きを上記のとおり取りまとめたところであります。

なお、資料1につきましては、「宮崎県経済の動き（平成18年版）」、及び資料2としまして、「宮崎県経済の動き（平成19年1月～3月期）」をお配りしておりますので、詳細につきましては後ほどごらんください。

説明は以上でございます。

○村社総合政策部長 統計調査課長のほうから概況を説明いたしましたけれども、概況ではなかなかわかりにくいと思います。それぞれ資料1、資料2という形でお出ししておりますけれども、コメントといいますか、細かい資料を少しずつ入れながらわかりやすくつくっていますので、ちょっと紹介だけさせていただきたいと思います。

資料1で見えていただきますが、3ページを見ていただきますと、3ページの上のほうに生産関連の指数がいろいろ出ています。左のほうに、生産指数の上昇に寄与した主な業種ということでも小さく入れさせていただいています。こういうところですか、大口電力使用量につきましては、4年連続伸びている姿がわかると思いますし、4ページを見ていただきますと、新車登録・届出台数ですけれども、表ですけれども、左は普通車で右が軽自動車ということになりますけれども、やはり普通車のほうが悪いといえますか、伸びが悪くなっているというのがこれで見るとれると思います。それから、次のページを見ていただきますと、5ページですが、上のほうです。航空利用者数が全体的に少しずつ減っていますけれども、内訳を見ていただきますと、東京一大阪便は伸びているんですね。福岡便が減っているという状況がコメントしてございます。それからホテルの宿泊数、それと右の有効求人倍率につきましても、九州各県と比較した表を掲げております。

それから、7ページを見ていただきますと、求人状況のところですか。求職と求人とございます。例えば、新規の求人数は前年を上回っているわけですが、内訳に書いてございますように、新規求人のうちパートタイムが全体の29%を占めているとか、新規求人数の増加が

多かった産業は、医療福祉だとか、サービスだとか、製造業ですよというようなことがコメントしてございます。

それから、投資関連でいきますと、公共工事でございますけれども、18年は台風等の復旧事業がございまして伸びています。これは後ほど見ていただきたいと思いますと思いますが、19年の1月から3月期になりますと大きく落ち込んでおります。それと公共工事のところでも、左のほうに発注者別の請負金額を記載してございます。

それから、9ページを見ていただきますと、企業の倒産が書いてございます。ここも倒産件数の多かった産業、卸小売業28件だとか、建設業が24件というような形で記載してございます。倒産の件数も19年の1月から3月期になりますと、やはり建設業が一番多い状況になってまいります。そういったところをあわせて見ていただきますとありがたいというふうに思っております。以上、簡単ですけれども、説明させていただきました。

○中野委員長 以上、執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑ありませんか。

○星原委員 新みやざき創造戦略展開事業ということで、3ページにこのような形で流れがうたっているわけですが、まず、総合政策本部ですから、人づくりということになると、これは教育委員会とか全体に連携するような形に流れとしてはなっているんですか。

○土持総合政策課長 議員がおっしゃるとおりでございます。それぞれの戦略ごとにやはり部局の特徴といいますか、人づくりであれば教育委員会が中心になるというものは出てまいります。ただ、いろんな各部にまたがるテーマも数ございますので、実際の進め方につきまして

は今検討しておりますけれども、4ページを見ていただきますと、3つの戦略に対しまして、枝の戦略が16ありますけれども、そういったところで代表的な部を中心になっていただいてこの戦略を進めていただくというような調整を考えております。戦略ごとの全体の調整、戦略1、戦略2、戦略3の部分につきましては、当然、総合政策本部のほうを中心になってまとめていくというような進め方を考えております。

○星原委員 人づくりから経済・交流拡大戦略まで、3つの中でそれぞれ項目でこうなっているんですが、今回予算をこれだけ組まれて、新規予算ということで組まれて、1年間こういう形でとりあえず取り組むということなんですが、4年1期の流れの中で毎年この成果を見ながら、その年度ごとに予算もまた組み直ししながらやろうという形でとらえていいんですか、こういう方向性というのは。

○土持総合政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○星原委員 その中で1つ1つとっていくと、3ページの、「日本を支える次世代の人づくりの舞台」、「成熟化した日本の生活舞台」、「太平洋・東アジアに向けた東九州の交流の舞台」ということで、宮崎県の県政のレベルから見ればかなり大きな目標を立ててねらいを基本目標に置いているような気がしているんですが、これ自体は、意図することは4ページに書いてあるのでわかるんですが、そのこととここに掲げた本県の目指す姿像ですね、私自身は、そういう形が余りにも大きく掲げ過ぎているような気がして、4年間の成果、効果とか見るときに、この3つの目指す姿とこっちの細かい姿との中でどういうふうに評価、判断をしていったらいいのかなというふうに個人的に思うんですが、この

辺のねらいは、そういう大きな方向性を向けた中で、あとはそれぞれの戦略の中に織り込んでいって方向性をそういう形で掲げたというふうにとらえたほうがいいのかと思うんですが、日本を支えるとか、日本の生活舞台とかうたい込んであるものですから、47都道府県の目標に値するような形が4年間ででき上がってくるのかなというふうに思うんですが、その辺はどうとらえたらいいんですか。

○土持総合政策課長 ただいま委員がおっしゃいました基本目標のところでございますが、本県の目指す姿、ここにつきましては、中長期展望ということで大体10年前後の本県の姿ということであらわしたものでございます。これを踏まえまして今後4年間の総合計画を策定したわけでございますけれども、それが戦略1の人づくり、戦略2の暮らし、戦略3、経済・交流ということで、今後4年間具体的に進めます施策目標といいますか、そういったものを総合計画に引き落としているということになります。

おっしゃいましたそれぞれの事業の成果につきましては、施策評価等を通しまして毎年やっていくわけですが、中長期的にはおっしゃったその姿を目指していくわけですが、当面は4年間にどれだけのものを達成していくかというようなものがその評価の対象になっていくというふうに考えております。

○星原委員 それと、仮称になっていますが、戦略評価委員会なるものを有識者で設置してという形になっているんですが、構成、人数とか、どれぐらいの人数考えられて、どういう方々を置いて、評価ということですから、評価の精度というんですか、どうだったのかというその辺の判断をされる形というのは非常に多岐にわたっているわけですから、委員の選定の仕方

多少違ってくるのかなというふうに思っているんですが、まだ仮称ではありますが、そういう会議の人数なり、どういった方々をこの評価の委員として考えておられるんですか。

○土持総合政策課長 これはまだ中身が詰まっていますので申しわけないんですけども、かなりの識者の方といたしますか、それぞれの専門家の方を想定しておりますが、この評価委員会が、どちらかといいますと、評価は当然でございますけれども、それを踏まえて、今後どういう方向といたしますか、そういうアドバイスができる方といたしますか、そういう方を想定をしておりますして、今から人選に入るわけでございますけれども、おっしゃるとおり非常に難しい面はありますが、今回総合計画を策定していく中で計画部会というのを設けましたけれども、その中に県外の方、外部の識者の方を入れましたけれども、そういった方等も念頭に置きながら選定を進めていきたいというふうに考えております。

○星原委員 というのは、教育関係者も必要でしょうし、医療とか環境関係とか産業関係とか、全部に網羅されているわけですね。それぞれの掲げている課題をどう評価するかというのはかなりの人たちが入ってこない、細かく言えば、分野的に言えば、それぞれの掲げているということが理解できる人でないと、評価委員会がただ名目的な形でつくられた委員会になってしまうような気がしますので、評価委員会がどういう方を選定されるかで、その人たちの評価というのが4年間かけている中でどういうふうに出てくるのかというので、今回の東国原知事の Manifesto に沿った県民総力戦ということで掲げているわけですから、そのことについてもすべて出てくるんじゃないかなと。我々議会と

してもある程度は表面的なものを見せていただけるかもしれませんが、専門的な評価になると、かなりその分野で詳しい人たちが委員になっていないと、評価自体がどういう評価が出るのかなというふうに思うんですが、その辺も考えて今後選定していくというふうにとらえていいわけですね。

○土持総合政策課長 そういう点を踏まえて人選を進めていきたいというふうに考えております。

○河野委員 評価体制のこの委員会ですけど、知事がたしか事業仕分けの手法を今後取り入れていくということを説明されたと思うんですが、それがこの部分に当たるということで考えていいんでしょうか。

○村社総合政策本部長 事業仕分けのほうは、予算に組み込まれている個別の事業を仕分けをしていきますので、それはまた別途、全く違った、委員会か何かわかりませんが、組織でやるということだと思います。基本的には総務部を中心にやっていく作業になると思います。

○河野委員 その事業仕分けによる、結局、行政が今後もやるべき事業なのか、民に渡すのか、廃止していくのか、そういう判断をしていくその作業を、実質的な作業をしていく組織と評価を中心とすることをしていく組織と、別個に関連なくやっていくということでしょうか。

○土持総合政策課長 関連がないということではありませんで、今回の戦略評価委員会のほう、これが、先ほど申し上げましたように3つの戦略に16の戦略がぶら下がっているわけですが、その下に、先般この委員会で御説明しましたが、具体的な施策の方向として56の施策がありまして、その下にさらに122の具体的な展開方向というのが示されております。その下にそ

それぞれの今、部長が申しあげました個々の事業がぶら下がっていくわけでございますけれども、その事業の精査されたもの、それが積み上がっていくというふうに御理解していただければと思います。ですから、それぞれの事業の評価がずっと積み上がっていった施策評価のほうにつながっていくというふうな形で考えております。

○河野委員 今まで評価の一つの材料になっていた政策評価シートですか、ございましたね、これは今後どうなっていくんでしょう。

○土持総合政策課長 同じように政策評価をやるわけですが、昨年からの政策評価のやり方につきましては見直しを図っておりまして、今申しあげましたように、事務事業の見直し、財政サイド中心でやりますが、それを生かした形の施策評価的なもので今年度からやりたいというふうに考えております。

○河野委員 そういう細かい事業仕分け等も見えるようにとか、それがあるとわかりやすかったのかなというのが1点あったものですか、お聞きしました。以上です。

○鳥飼委員 関連するほうから先に。戦略評価委員会ですね、今からということなんですけど、概ね何名程度でというのは出ていると思うんですけど。

○土持総合政策課長 これもまだ内部で意思統一していませんが、私どものほうでは、そんなに多くない、5～6名程度でいきたいと思っております。まだ部長まで相談してありませんが、申しわけありません。

○鳥飼委員 わかりました。そこで要望しておきますけど、知事に近い人は入れないと。そしてまた行政に近い人は入れない。OBも含めてですね。そういうことでやっていかないと。その辺はひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

続けていきますけど、今度は肉付け予算ということだったんですが、総務部のところがいいかと思っただけなんですけれども、総合政策本部が先ですから、例えば総合政策課の分で、一番上の総合企画調整費113万6,000円というのが補正で上がっているんですけど、その中に九州地方行政連絡会議、全国、九州地方知事会と挙がっていますが、これを肉付けのほうに持ってきた意味ですね、初歩的で恐縮なんですけれども、今回1,000億程度というのが肉付けになっているんですけども、確かに知事のマニフェストにかかわる分、知事がかかわった分が出てくる分等あると思っただけなんですけれども、そこ辺の区分けといいますか、教えていただきたいんですけど。

○土持総合政策課長 今回の当初と肉付けの関係、総合政策課で申し上げますと、ただいまお話がございましたように、総合企画調整費、その下の計画調査費もそうでございますけれども、こういった会議等につきましては、負担金、いわゆるもう固まっているもの、これについては当初でお願いをいたしました。本日お願いしている分は、いわゆる事務費と言われる部分で、それに伴います旅費とか需用費等を計上させていただいております。それが肉付けのほうに回ったと。政策的なものは別といたしまして、事務的にはそういう組み方がされております。

○鳥飼委員 私もわからないものから。肉付けとは言うものの、通常考えられるものも含まれていると思っただけいんでしょうか。そうじゃなくて、いや、知事がかわったからこうなんですよというふうにして。土持さんに聞くのもちょっと悪いけど……。

○土持総合政策課長 全体的には総務部のほうが、財政のほうがよろしいんですけども、

知事の政策的なものとして肉付けに回したものというの、当然それが肉付けの基本的な考え方でございますが、こういう事務的なものにつきましては、先ほど申し上げましたように、当初から決まっている負担金とかそういったものについては当初から計上させていただいて、いわゆる事務費に相当するような部分については肉付けに回されたというような感じでございます。申しわけございません。

○鳥飼委員 それと予算のほうですが、みやざきPRネットワーク強化事業、順番になっていますので、お聞きしますが、本会議でも出ておりましたけれども、この中では、みやざき大使というのが挙がっているんですけども、これと観光大使について見直すというような発言もあったんですけども、関連があれば御説明いただきたいんです。

○高藤広報企画監 今おっしゃったほっとみやざき観光大使は、7ページの図でまいりますと、左側の下のほうに従来のPR組織ということで、県外広報特派員とか、ほっとみやざき観光大使とか、みやざき応援隊とか書いてありますが、ほっとみやざき観光大使とみやざき応援隊を観光・リゾート課が18年度まで所管をしております。県外広報特派員も含めて見直しをして、19年度、今度の予算でみやざき大使とみやざき応援隊というふうに再構築をするという趣旨でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、秘書広報課の予算額にもあると思いますが、観光・リゾート課の予算が170ページにあるんですけど、これに上がってくるということになるんですか、具体的な予算の措置としては。

○高藤広報企画監 この予算につきましては、秘書広報課で計上する、先ほど説明しました660

万3,000円の中でやるということでございまして、観光・リゾート課の予算はなくなっております。

○鳥飼委員 見るけど、観光・リゾート課のほうにないものだから。そうすると、見直しますというのは、もう見直しましたよということですね。知事が観光大使の是非について云々と言われたのは、見直しを検討したいと思っております。見直しましたということですか。

○高藤広報企画監 知事がおっしゃった意味でいうと、システム的には見直していくということで、人につきましては、まだ人選は完全に終わっておりませんので、予算が通ってからということになるかと思えます。

○鳥飼委員 そうなりますと大丈夫ですか。というのは、観光・リゾート課で従来取り扱ってきて、商工観光については向こうのほうで、秘書広報課のところより専門的なことで突っ込んだり、いろいろ交流もあるわけなんですけど、それを企画監のところを持ってきてやっていくということで事業が回りやすくなるのかなという感じもするんですけども、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○高藤広報企画監 人的ネットワークの再編につきましては、庁内の関係課と協議をしまして、観光・リゾート課も協力をいただきまして見直しを行っております。今後につきましては、県外の事務所も含めて関係部署が連携をとりながらやっていくということで合意をしておりますので、十分やっていけるものと考えております。

○鳥飼委員 もう一つですが、県民総ブレーン事業ということで、改と書いてあるんですけども、県民ブレーン座談会、県民フォーラム、出前講座というのがあるんですけど、これまで松形知事の時代から安藤知事の時代になりまし

ていろいろと名称が変わったけれども、同じようなことと言ったら怒られるかもしれませんが、広聴の部分でのいろんな工夫をされてこられたんですけど、これを以前と比較するとどういうふうになっているというのを説明をいただくとありがたいんですけど。

○高藤広報企画監 まず、県民ブレイン座談会でございます。これは、松形知事の時代は、知事のふれあいミーティングというのがより近い形だったと思います。安藤知事の時代は、気軽にトークと呼んでいたものが近い形でございます。人数的には少なく、10名から20名程度でやっておりますが、県民ブレイン座談会との違いと申しますと、1つは、知事のキャラクターといえますか、人柄で、知事のほうが問い合わせをするということがあります。知恵をかりするというスタンスで知事は臨んでおりますので、そこが違うということと、もう一つは、気軽にトークとの違いは、視察と一緒にセットするようしております。これが気軽にトークなどとの違いかなと思っております。

それから、県民フォーラムにつきましては、今から細かい点は詰めていくことになるかと思いますが、安藤知事時代の出前県庁に近い形でやろうかなと考えております。

出前講座につきましては、従来どおり、毎年テーマを見直しながらやっていくということで考えております。

○鳥飼委員 大体わかりました。同じような事業があったがなと思ひながら、私どももちゃんと頭に入ってなくて、わざわざ説明していただきましてありがとうございます。いずれにしても、県民の皆さん方の意見をどうやって吸い上げていくかということも大事ですので、なかなか苦労が多いと思ひますけれども、よろしくお

願ひいたします。

○星原委員 今の県民総ブレイン事業ということで、事業概要の中の1は、10回程度、知事が県内で活躍している団体等と、こう書いてありますね。2番も、県民フォーラムは知事が各地に伺いと、こう書いてある。3番は、出前講座、数が多いなと思ひたら、これは職員が出向いて説明と。要するに知事が出向くのは10回と4回程度と、こうなっているわけですね。今、合併をして30になったわけですね、県内が。年に1回ぐらいは知事が各市町村に出向いて、やり方はどういう形であっても、いろんなのを併用しながらでもいいと思ひんですが、知事は今まで宮崎の中をどこまで知っていらっしゃるか。地域によっては、テレビとかでは見るけれども、実際は見っていないと、こう意見等も出ているわけであって、今の30市町村、合併して行ってこれからどこまで減ってくるかわかりませんが、この4年間の中で毎年1回ぐらいは市町村にこういう形で出かけて行って、本当の県民の声とかその地域の実情とかを知るというか、知事が言われる総力戦と言うなら、各市町村に年に1回はこういう形で出かけていくんだと、そして、直接いろんな意見を聞きながらそれを県政の中に活かしていくんだと、そういうとらえ方をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思ひんですが、そういう考え方はないものですか。

○緒方秘書広報課長 今の御質問でございますけれども、私どもなるだけ、知事が本会議でも答弁いたしておりますように、県民総ぐるみでということによっておりますので、やはり現地に知事が実際行って、現地の県民の方々の生の声を直接聞くというのは大変重要だと思ひております。今、予算のほうで願ひしておりますのはこういう形でございますけれども、こうい

う形以外でも、例えばいろんな竣工式があります。そう場合ですとかいろんな行事がございます。そういう機会をできるだけ利用いたしまして、直接現地を見たり、県民の皆様の生活の暮らしぶりを直接見ていただく機会をできるだけ多くとっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○星原委員 ぜひそのような形が、県民と同じ視線でとか目線でとかと話が通常出てくるわけですね、県民みんなでとこう言われるわけですから、いろんな行事で出かけることはそれぞれあるかもしれませんが、じっくり意見を聞くというんですか、その地域の実情を視察するというのは、ぜひそれぐらいは日程的に押さえていただいて、場合によっては一日の中も午前・午後に分けてもいいわけですから、そういうことを取り入れていくことが、より県民がみんなと一緒にってという形でいくなら、そういう方向性を考えていくべきじゃないかなと思いますので、ぜひそういう方向で考えてください。

○緒方秘書広報課長 知事が就任いたしましてからきょうで5カ月になるわけですけれども、その間、若干市町村によりまして濃密度合いはやや異なっておりますけれども、今17の市町村を回らせていただいております。まだ残っているところも現実にごございますので、今後精力的に機会をつかまえて、知事に現地を勉強といいますか、県民の暮らしぶりを実際見ていただきたいというふうに考えております。

○黒木委員 知事がいろんなところに視察に行ったり、この前、県北でありました防災訓練でも同じですが、住民の方が知事に会ってみたいということで、行く先々で非常に人が集まってくるんですね。見たい、会ってみたいという一心だと思います。今言われますように17カ所

市町村を回っている。あと残りのところもやっぱり早い時期に何かの形で機会をつくって足を運んでほしいなという思いがしますね。

そういうのも含めて、県民総ブレイン事業というのはやっぱり大事なことです。行った先でいろんな事業の視察、これはその会議だけじゃなくて周辺の視察というのはぜひやっていただきたい。以前の知事はほとんど県の職員でしたから、松形さんにしても長くやっている。ですから、県土のことはよくわかっていたかもしれんけれども、新知事はそういうことについては、まだまだ県内のことは余りよく知っていないと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それと、いつも出てくるんですが、みやざきPRネットワークの中の知事のPRの効果、これは知事就任1週間でPR効果が165億出ていますよとテレビでよく出たりするんです。1週間でというのは以前の話で、もう5カ月たっているんですから、今の現状は大体どれぐらいか把握していませんか。もう新しいそこ辺の数字も出していいんじゃないかなという気がするんです。大体出していませんか。

○高藤広報企画監 今御指摘のあった知事就任後1週間のPR効果でございますが、これは1月の23日から1月29日の1週間のテレビの露出をコマーシャルに換算した場合の計算でございます。どれだけテレビに出たかを把握するのが、私どもでは全部把握仕切れないところがあって、ある広告代理店にお願いをしてこの数字をはじいたわけですけれども、その後のすべてを把握することは非常に困難ですので、とりあえずこのときは一応こういう限定つきで、それでも非常に難しかったということでございます。

1週間のテレビの露出だけを計算したというこ

とでございます。

○黒木委員 いろんな方法を考えれば計算等はできんことはないんですよ。これも出したその方法ですから、5カ月間という、もうどれぐらいになったんだろうかといつも皆さん気にするんです。数字がかなりふえているだろうなど。そこ辺を何かどこかの機会に一遍、知事がテレビに出演しているというのは、個人の秘書もおられるんですよ、ですから、いろんなことを考えればすべて把握はできんことはないんですよ。いつまでもこの数字が動いていたら、もう5カ月もたつてまだ前のことを言っておるようじゃいけませんので、早い時期にもう一遍そういう計算法をして出していただきたいと。でないと、知事も先日のテレビに出たときもまだこの数字を言っていたから、もう5カ月もたつておるがなと私は思ったんです。ぜひ新しい何か計算法でも出していただければと思います、どうですか、そこ辺の取り組みのほうは。

○緒方秘書広報課長 効果の165億円につきましては先ほど企画監がお答えしたとおりですけれども、例えば、私、昨年、東京事務所におりました関係で、新宿みやざき館「KONNE」の状況を申し上げますけれども、4月の新宿みやざき館「KONNE」の売り上げが約7,100万円程度、1年前が2,600万程度というふうに聞いております。したがって、2倍強ぐらいの売り上げが出ております。これは知事が就任し、就任後10日ぐらいの間に東京のほうで就任あいさつを兼ねて上京いたしましたときに、新宿みやざき館「KONNE」に立ち寄りまして、そこでPR活動をいたしまして、その結果、急激にあそこの売り上げが伸びているという状況でございます。先ほど一例としまして4月分の売り上げの状況を御報告させていただきました。

○黒木委員 どうか答えにならんけれども。

○渡邊総合政策本部次長 このテレビ等のPR効果というのは、積算が、例えば報道番組に出ても、それをコマーシャルベースで計算してそれが幾らかとか、いわゆる実PR効果という側面から見たらどうかなという側面もあるわけです。したがって、今、秘書広報課長が申し上げましたように、実PR効果、例えば物品の売り上げがどれだけ伸びたか、それはKONNEでもそうですし、それから、その物産協会の販売店でもそうですし、それから、例えば観光客ですね、先ほど経済動向の指標で出てきましたけど、そういうものではっきり示したほうがより説得力があってわかりやすいのではないかなというふうに思います。したがって、いわゆるテレビ番組効果、テレビ放映効果とか、それは就任当時非常にクローズアップされたので、そういうことを出したんですけど、今後これを出していくかどうかというのはよく検討したほうがいいのではないかなと。むしろ実PR効果をちゃんと出していったほうがいい。今、秘書広報課長が申し上げましたそういう数字を出したほうがいいんじゃないかなということで、いろんな角度から検討させていただきたいと思っております。

○黒木委員 こういう数字が出てきたものから、そういうふうに皆さんにお尋ねしたんです。知事の肖像画とかイラストだとか、2月の答弁と今回の答弁がちょっと私は変わってきたかなというふうに思っておったんです。議会答弁が。2月の中では、ある団体ですか、企業ですか、そこが持っている。今度は、自由に使っていていいですよということに変わってきたような気がしたんです。県民だれもが自由に使っていていいということになると県民共有ということにな

るんですけれども、そこあたりがまだ一部のものしか使えないと思っている企業もたくさんあるんですよ。そういうことを含めて、これから知事も、粗悪品だとかそういうものが出てくると困るというようなことは言っていましたけれども、これはどこ辺まで総合政策本部が関知をされるのかわかりませんが、そこ辺はどうなんですか、そういったイラストだとか肖像画だとか、そういうものについてのPR、ここ辺は全然関知しないんですか。

○緒方秘書広報課長 イラストにつきましては、本会議で知事がお答えいたしましたとおり、知事個人の肖像権に関連するものというふうに私たちも理解しております、イラストですとかいうものについて県のほうで関与するという考えは持っておりません。知事の判断のもとでというふうに考えております。

○中村委員 今のことと関連するんですが、イラスト等出していらっしゃるんですね。みんな今行け行けどんどんでいいと思っているかもしれませんが、あれは公職選挙法に抵触しないですか、下手すると。今、選挙をクリアしたばかりだからいいけれども、1年ぐらい前になるとあのイラストというのは私は公職選挙法違反に該当するんじゃないかという気がするんです。それはどう思いますか。

○緒方秘書広報課長 おっしゃるとおりのような心配はしております。

○中村委員 今人気があるからいいようなものの、これは我々が見て、冷静に考えるとそういうことも考えられるので、よっぽど執行部の皆さん方もちゃんとしておかないといけないと思う。先ほどお話があったコマーシャルベースで幾らというのは、もう今さら言う必要はない。あれだけ出ているわけだから。効果ありま

すよと言えればいい。ちなみに、私もPRしておきますけど、知事ばかりが売ったんじゃない。私、この前、公務の合間にKONNEに行きました。法被を着て売らせていただきました。私が立ったおかげで10万ぐらい売れたんじゃないかなと思っていますが、知事だけがやったんじゃないと。

それと、さっきお話があった県民総ブレーン事業の中で、県民ブレーン座談会、県民フォーラムとありますね。中身を見ると、団体等と活動といろいろ書いてあるけれども、これは大体同じことじゃないですか。別々に分けてするほどのこともない。一緒の事業として回数をふやせばいいんじゃないかと思うんですね。それが1つ。それと、松形知事、安藤知事するときにもこういうものがありました。そして、ある人がこの座談会に出席するんだという話を聞いた。そしたら、こういうことは言わないでください、こういうことを言ってください。全くやらせだね。そういうやらせをするんだったら何にもならない、こういうことは。内閣もやっていたじゃない、タウンミーティング、あれもやらせがありましたね。ああいうやらせをやるようであればこれは何もならないと。だから、ここは心して、やらせをやらせないというふうにしておかないといけないと思います。1つここで区切っておこうか。

○高藤広報企画監 まず、1つ目のブレーン座談会と県民フォーラムを一緒にしたらどうかという御意見でございますが、違いは、フォーラムのほうは公募で出席者を集めるということで、公募の場合、人数を400とか300とか非常に大人数の会場でやる予定にしております。ですから、フォーラムと座談会は違うと。形態的にも違いますし、意見の出方も違うと思いますので、そ

こ辺は一緒にやるよりは、フォーラムという形もとっていきたいと思っております。

それから、2つ目のやらせの問題ですけど、やらせはやらないつもりでおりますので。実際これまでも私が就任してからそういうことはございません。

○中村委員 さっきいろんな知恵をかりるということをおっしゃいましたね。この知事は知恵をかりるような体質か。一連の一般質問を見ておって、言うことは言うが、答え方も、頑張りますとか、あんな答弁は、自分のときにそういうことを言ったらやかましく言うね。何だ、その答弁はと。非常に素直なところのある人であることは知っている。昔から付き合いがあるが。しかし、いろんな意見を言って聞くことは聞くけど、知恵をかりるような体質かとおれは言いたい。答えられないだろうけど、そう思っただけ。

それと、県外の広報特派員とか、ほっとみやぎ観光大使とかいろいろある。これは一緒にするのもあるんですけど、企業誘致のアドバイザーというのもあったんじゃないかな。何とかアドバイザーというのが。ここには関係ないかもしれないけど、アドバイザーは何人ぐらいいるんですか。

○高藤広報企画監 企業誘致アドバイザーは11名と聞いております。

○中村委員 やっぱり企業誘致アドバイザーをふやしてこないと、知事が4年間に100社、1万人の雇用ということをおっしゃっているんですから。この前ちょっと行ってみたんだけど、私どももいろんな人を知っているわけね。この人は企業誘致をしてくれるんじゃないかなとかという人を知っていますから、そういった人たちも取り上げて、企業誘致アドバイザーあたりは多

いほうがいいと思うんです。それは皆様で考えてふやしていただきたいというふうに思います。

それから、4ページに行きますが、「すべての大人はすべての子どもの教師たれ」、今度の答弁の中でもよく出てきました。この人づくりで大人をどうしようと考えているんですか。

○土持総合政策課長 先般は例でしかお話しできませんでしたが、この「すべての大人はすべての子どもの教師たれ」ということにつきまして、具体的にどういうふうに施策を進めていくかというものを工程表に示しております。大きくは、例えば、学校支援ボランティア、コミュニティスクール等の地域の人材を活用した取り組みの推進ということで、その下に具体的な展開といたしまして、学校支援ボランティア等多様な人材活用の充実から、4つの具体的な進め方というものを設けております。先ほど言いましたように、またその下にいろんな個別の事業がぶら下がっていくという形で進めていくということになります。

○中村委員 大人が教師たれと言われるぐらい大人をしっかりさせていかないといかんというのは、口で言うほど生易しいものじゃないと思うんです。いろんな事業を展開したって大変だと思う。すべての大人を教師たれと言われるような大人に今から改造していくというのは至難のわざ。今その中に出てこなかったけど、公民館活動あたりもやっぱり働きかけていかないといけないのかなという気がしました。これはPTAもそうだし、大体投票率を見ればわかりますがね、55%ぐらいしか投票行動を行わないというのは、大人というのが自覚がないわけよ、今の大人が。これを教育しようと思ったら並大抵のことじゃない。今の30代、40代というのは、選挙カーを走らせるとわかるが、悪態ついて行っ

たり、そういう大人を教師たれと言われるぐらいするには大変なことだと思いますね。だから、よっぽど戦略をきめ細かにしていかないと、これはできるのかなという危惧を感じますが、いかがでしょうか。

○土持総合政策課長 おっしゃるとおりでございます。知事も本会議のほうで御答弁申し上げましたように、子供の育成といいますか、健全な育成というものを考えたときには、やはり議員おっしゃるとおり、まず大人がそういった自覚をして行動するということが重要だということがございますので、おっしゃいました社会教育的なところも含めまして、具体的な取り組み、こういったものを進めていかなければならないというふうに考えております。

○鳥飼委員 先ほど星原委員からもいろいろありまして、広聴活動でもっと行ってもらったほうがいいんじゃないですかというようなことなんですけど、いろいろ皆さん方も進言されると思うんですけれども、知事はどうですか、聞いていただけますか。

○緒方秘書広報課長 そこは十分知事も認識しております。先ほど就任5カ月で17市町村という話を申し上げましたけれども、政務で行っている市町村もそのほかにございますけれども、現実に就任以来まだ訪問する機会がない市町村もございます。それにつきまして知事も十分認識いたしておりまして、機会がありましたら、ぜひ行きたいというふうに言っておりますので、できるだけそういう調整をしていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 それはそれでいいんですけど、皆さん方がいろいろ進言といいますか、こうですよ。知事の経歴は、行政のことはほとんど知っておられないだろうと思いますけれども、それ

を受けとめてもらえるようなそういう体制というんですか、これは御本人さんじゃないと何とも言いようがないかもしれませんが、実際、部長初めたくさんおられますけど、それをちょっと心配しているんですね。どんなですか。

○村社総合政策部長 私どもいろいろお話をしているんですけれども、知事は、現地を見ることについて十分意識されていると思います。ただ、秘書広報課のほうで行事調整をやっているんですけれども、いろいろ忙しいということもあって現地に行く時間がなかなかとれないということもあります。それともう一つは、今、広報広聴の事業としてブレーン事業を挙げましたけれども、実は、ほかの部でもいろんなこういった地域に行く事業を抱えています。例えば地域生活部の中では、各ブロックごとに市町村長さんたちを集めてお話する機会をつくったりとか、そういった事業を農政は農政で持っているわけですから、そういったものをトータルすれば、年間で現地に行く機会というのはたくさんあるというふうに思っております。

○鳥飼委員 私が申し上げたのは、それはそれでやっていただいているんですけれども、広げていっていただくというような姿勢が欲しいなというふうに思って。本庁は60課ぐらいあるんですね、なかなか知事に会えないというような話も聞くものですから、そこ辺をお聞きしておきますが、きょうはいいですけども、顔を覚えてもらう、仕事を覚えてもらう。この間、河野委員が言っておられた脳脊髄のことで上がってなかったというようなことでいろいろ言っておられましたけれども、そういう窓口を、庁内のことですから、やはり聞いてもらうというか、そういうところは、これは秘書広報課になると思うんですけれども、やりくりしてもらわない

といけないんですが、そういう体制づくりをしておかないと、なかなか知事に会えないというようなことが聞こえてくるようじゃ困るなということで、答弁は要りません。

それと、先ほど黒木委員から出ましたイラストのことで、答弁の中にも、自由に使ってもらうていいですよというようなお話がございました。いろいろいざこざがあったようなことも私ども聞いたんですけれども、それで、本会議でもいろいろ意見が出たんですけれど、宮崎の名産といえますか、ブランドをつくっていくということで、これと知事のイラストがマッチをしていくということであれば大いに結構なんですけれども、そうでない場合も自由に使っていいですよということになると、何かこれは、ということになる場合もあるかと思うんです。それをどうやって防ぐかということが、今、知事の人気はそれなりにいいからいんですけれども、落ちてきたときに、宮崎のせっかく今まで作り上げてきたものを壊してしまうということにもなりかねませんので、そこらのことをどういうふうに考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○緒方秘書広報課長 イラストにつきましては、基本的に知事の肖像権に関係するものということで、県のほうでは、使う、あるいは開発される企業様に対して私どもの方から関与することはいたしておりませんが、御意見のように、イラストが、何か異物が混入していたりですとかいろんな問題があって、最終的に県の物販品の評判を落とすとか県のダメージになるということも可能性としてはございますので、知事のほうから本会議でも県民の皆様呼びかけさせていただきましたが、そういう品質管理、商品の安全性については十分注意

していただくようにということで呼びかけておりますし、また、直接物産等を所管しております商工観光労働部あるいは農政水産部でございますので、そこらあたりとも連携をとって、そういう事態に至らないような形で対応していきたいと思っております。

○鳥飼委員 確かにそういうふうにして善意に使ってくださいよという気持ちはわかりますけれども、善意に使わない人はたくさんおるんですね。じゃ、そのときどうするのかと。確かに知事自身に属することではあるけれども、これは個人じゃないんですね。宮崎県知事なんです。知事になる以前でしたら、それはそれで大いに結構なんですけれども、これは県のブランド力が問われてくる事態が起きてくるわけです。そのときに、知事個人の肖像権の問題なんですわと、お願いはしてきたんですわということで、そのお願いが通じなくて、結果的にそれぞれの各農政水産部なり試験場なりいろんなところで努力をしてきたその積み上げ、スイトピーの努力もしてきた、いろんな積み上げのものが壊れていく可能性というのは十分ある。そこは県が管理をしないとこれは後々大きな問題になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○緒方秘書広報課長 農産物等の品質管理につきましては、農政水産部のほうで、宮崎ブランドの認証制度等持っております。それから、物産等につきましては、商工観光労働部のほうで物産振興センターという組織もつくっておりますので、そちらのほうを経由しての商品の品質管理等の呼びかけということになるろうかと思っております。

○鳥飼委員 今こういう意見を私、言っているんですけれども、そういうことを課内とか部内

とかで協議をして知事と話をしたことはないんですか。

○緒方秘書広報課長　ございます。

○鳥飼委員　どんな議論をされたのか、そこをお聞かせください。

○緒方秘書広報課長　確かに最終的にそういう懸念も一方ではあるということでございますけれども、このイラストの現状というのが、就任間もなくこういうイラスト製品がたくさん出回って、現実には知事のほうで把握しているもの以外にもたくさんのイラストが使われておりますし、また、インターネット等でもいろんなイラストが使われているというふうに聞いております。それで、県のほうでイラストを一元的に管理していくというのは現実的には無理ではないかという現状の認識もございまして、県としては、知事の一身専属の肖像権から来るという問題もありまして、その辺をいろいろ議論しながら、現実的には県としてはイラストについては関与できないというようなことになったところでございます。

○鳥飼委員　いつかの時点から、3万円でしたかね、3万5,000円、1件当たりということで、ある方がやってきたというのはもう皆さん方御承知だと思っておりますけれども、今回の答弁の中では、自由にやらせてもらっていいですよということになったんですね。そういうことも入ってくるし、いろいろ紆余曲折もあるだろうと思っておりますが、それは事情はわかるんですが、ただ、先ほど私が申し上げたようなことが起きた場合、その責任はだれがとるのか。いや、県は関知してなかったんですから、やむを得ないですわと。それはやむを得ないかもしれません。コンプライアンス、法令遵守はちゃんとしておりましたけれども、県としての責任はないですけれども、

せつかく積み上げてきた宮崎の物産、農産物含めて致命的なことが起きる可能性が十分あるわけですね。それを防ぐために、今からでも遅くないからそういうことをつくり上げていくというのは、県として責任持ってやっていかないと、これは知事個人の問題じゃないと思っているんです。知事は時々個人として発言をされるけれども、我々は個人としての知事の発言を聞いているわけじゃないんですね。確かに内々のことはあるかもしれませんが、好きとか嫌いとか、巨人が好きとかどうとか。それ以外、ほとんどのことはそういうものはないわけですから、そこをしっかりとやっていただかないと、私は取り返しのつかないことが起きますということを申し上げているんです。そこは十分検討してもらわないと思いますので、受けとめていただいて。本部長。

○村社総合政策本部長　本会議場でも知事が答弁しましたように、イラストそのものはつくった企業の著作権の問題なんですね。知事がイラストをつくることについて関与しないという形をとっておられるわけですから、その意味では知事は認可をしたわけでもないし、許可したわけでもないし。ただ、自由に知事の絵をかいてそれを営業活動に使っているという状況ですね。これがある程度の広がりであれば、トータルで管理するというようなことはあり得たのかもしれませんが、今はもう全国津々浦々にいろんな形のものが出回っております。そういった中で県がそれを管理して、1つ1つ管理したことに責任をとっていくというようなことは、これはあり得ないことで、知事もそう言っておられます。ただ、今、鳥飼委員言われましたように、万が一いろんなことがあった場合、訴訟ざたがあった場合に、県が無関係でいられるか

どうかという部分は確かにあると思います。その辺については少し専門家とも相談しながら、きちっとした対応をとってまいりたいというふうに思っております。

○中野委員長 今の問題は、農政、観光、すべてにかかわる問題。そして、あるところでは有料でやっているというところもあるわけです。それで知事が関知して、無償でどうですかということもありまして、この問題については今後横断的というか関係のところでは一回整理して、今、鶏も粗悪品が出たとか、そういう話もありますから、今後のイメージもありますから、これは別途また協議をしたいと思っております。

○外山委員 今の件ですけれども、イラストとか著作権、これを自由に使っていいということはありませんよね。残念ながら今、知事も、既に出回ったものだから、今さら縛りはかけられないから、あるいは県も、将来有効なうちはいいけれども、何かあったときに、いわゆる逃げ場をつくっていると思うんです。これは全然知らんと、勝手に使ったんだと。これは非常に危惧されます。僕は、いつかどこかで何か大きな問題が起きる気がします。そのときに、知事もあるいは執行部も、いや、あれは自由に使ったことだから、何ら関与はないんだ、で済むのかどうかですね。ですから、本来なら、やっぱり自由に使っていいということはありませんはずなんですけれども、知事のお考えはわかりませんが、どうなんでしょうね、その辺は。これは、今、回答出ませんけれども、ただ、警鐘として、ちょっと注意をされておったほうがいいような気がします。

○黒木委員 後ほど知事をお呼びしたときにもそこあたりはしっかりもう一つ聞いておかんといかんことかもしれませんけれども、本当に粗悪品

がこれで出たときには致命傷ですよ。私も心配するのが、例えば、今、地鶏を売ってますよね。地鶏だって、廃鶏も地鶏で売りますよ、売り方によっては。そんなやつを県外に向けて宮崎県の知事の顔を入れてやられたら、今から批判も出たり、またいろんな商品にそういうものが出てくると大変なことが起こりますよ。ですから、県が知らないんじゃないかと、どこかでやっぱりきちっとさせないといかん。県がやらなければどこかの外郭団体でもいい。それがやり切れるところは。きちっとそこはさせておかん、これは大きな問題を抱えておるといふふうに思っていますので、しっかり知事とも話を。また、知事も後ほど聞く機会があるかもしれませんので、そのときに聞かんといかんかなと思っています。

○中野委員長 3ページ、ちょっと単純な質問です。基本目標、「日本の原点 時代の起点」、私は日本の原点といたら弥生時代か縄文時代かようわからんのだけど、これはどういう意味ですか。日本の原点に帰るといふ意味ですか。聞かれた場合に説明がつかんのだけど。どうやって説明したらいいんですか。

○土持総合政策課長 これは計画書の中では明確に書いているんですけれども、今、委員長がおっしゃいましたように、本県の天孫降臨神話などの歴史ロマンを感じさせる伝承、それから歴史資源を数多く有しているということから、いわゆる日本発祥の地、そういう意味での「日本の原点」という表現を使わせていただいております。

「時代の起点」につきましては、今まさにこういう県民総力戦で新しい県づくりを進めようというふうなところから、新しい宮崎スタイルといえますか、宮崎から日本を変えるんだとい

う気概、そういったものを「時代の起点」ということで表現をさせていただいておるところでございます。

○中野委員長 それともう一つ、戦略評価委員会、前の知事のとときに、評価なるものが出たですね。あれ、次長は見ていますか。部長は見ていますか。

○渡邊総合政策本部次長 政策評価のことですか。

○中野委員長 あれ、どんなだったですか、評価のところは。

○渡邊総合政策本部次長 政策評価から、施策評価から、事業評価からとなっているわけですが、事業評価はある程度わかりますよね、成果というのはどういうふうに出てきたのか。施策レベルになり、政策レベルになった場合に、あれは県民の意識の調査とかそういったものが成果の指標に入っていますので、なかなかわかりづらい点はあったと思います。その辺がありますので、今回の政策評価については見直しをしようというふうに思っているところです。

○中野委員長 私ね、あれ見て、何これと、本当に吹き出すような感じがした。今回の戦略評価委員会、名前はいいんだけど、結果的には各部から上がってきた評価を皆さんが整理して、そして、その評価をどうですかと評価委員会にかける話ですか。

○土持総合政策課長 この評価委員会は、重点戦略でまとめられた新みやざき創造戦略、これは細かく16の戦略、その中に56の施策、その中にまた細かく122の事業があるんですけれども、その一つ一つを、これは工程表がつくってございますので、それを見ながら評価をしていくということだと思います。

○中野委員長 評価するには、委員ではわから

んでしょう、どういうふうに評価したらいいか。次長、答えて。

○渡邊総合政策本部次長 評価の作業の問題だろうと思うんですね。基本的には、工程表の各事業あるいは施策については各部がやっていますので、その進捗状況をまず各部で把握し、各部で分析するというのが基本になると思います。それを総合政策課のほうで受けとめまして、県庁内でございますけど、より客観的な視点でそれを見る。そして、それを加工して外に出すということじゃなくて、そこで今度は一回評価委員会のフィルターをかけるということになると思います。したがって、そこで外部のより客観的な評価をいただくと。この評価については、あくまでも我々はこれの進捗状況とか事業推進に当たってのいろんな課題、問題点をそこで上げて、次年度の事業あるいは施策につなげていくというのが今度の評価の目的でございますので、そういう視点を失わずに作業をやっていくということになるんだろうと思います。

○中野委員長 結果を楽しみにしておきます。ほかにございませんか。

○中村委員 すみません、変な質問ですが、11ページから書いてある「消費の面でも底堅く」というこの「底堅く」というのはよく使う言葉ですか。

○中野委員長 今の質問は議案ですかね。

○中村委員 議案についてでしたね、すみません。

○中野委員長 では、その他について何かありますか。どうぞ。

○中村委員 言葉のことで申しわけないんですけど、「景気は、生産活動が好調であり、消費の面でも底堅く」、「底堅く」という言葉がどうもなじまないような気がして。「底堅く」という言葉

を使うの。さっきから耳ざわりだったんだけど、もっと言いようがありそうな気がするんだけど。

○井黒統計調査課長 私どもが評価する場合には、日本銀行の宮崎事務所ですとか、財務事務所等の評価等を参考にしながら取りまとめしております。その中で、消費関連で言いますと、横ばいの状況の部分については「底堅く推移する」という言葉もその中でありますので、そういうのを参考にしながら記述しております。

○中村委員 「底堅く」ということは、横ばい状態ということですか。

○井黒統計調査課長 基本的には横ばいの状況を示す言葉というふうにしております。

○中村委員 そうですか。「横ばい」と使ったほうがいいんじゃないの。

○中野委員長 ほかに。

○鳥飼委員 今の「宮崎県経済の動き」なんですけれども、年1回発表されるということですが、調査は国のセンサスとかいろんなものを使われているんだろうと思うんですが、大体何個ぐらいの調査を採用しているのか、県独自のものがあるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○井黒統計調査課長 この中に掲げております調査につきましては、統計調査課だけの調査ではございませんで、大口電力使用量等につきましては九州電力の資料をいただいておりますし、大規模小売店販売の状況につきましては経済産業省の資料をいただくと。それから、自動車等の登録・届出状況につきましては、日本自動車販売協会連合会の資料をいただくと。また、航空便の利用状況につきましては、宮崎交通さんからの資料をいただくと。それから、主要ホテル・旅館宿泊数につきましては、県の観光・リゾート課の資料をいただいております。消費者物価指数については、統計調査課の資料と。そ

れから、雇用関係ですと、雇用情勢等につきましては、宮崎労働局ですとか総務省の資料をいただいております。それから、投資関連につきましては、新設住宅着工数等につきましては、建築住宅課の資料、それから、公共工事の請負状況につきましては、西日本建設業保証協会の資料をいただいております。それから、企業・金融関係につきましては、倒産状況等につきましては東京商工リサーチの資料、それから、金融機関等の残高につきましては、日本銀行の宮崎事務所等の資料をいただくという形になっております。以上でございます。

○鳥飼委員 ありがとうございます。そうしますと、例えば、総務省の調査と九電とか民間のものをミックスをしてこれをつくったということと理解すればよろしいんですか。

○井黒統計調査課長 言われるとおりでございます。

○鳥飼委員 例えば雇用・労働というところがございますね、有効求人倍率が18年0.69と、現数値が下にありまして、その下に新規求人数が7万7,304人、8.1と書いてありますが、8.1%伸びたということだろうと思うんですけれども、確かに雇用環境をこういうふうに数字で見ると、ややというか、ここの表現のことなんですけれども、一番課題になっているのは、常用パート、アルバイト、非正規ですね、正規・非正規の部分が大きな課題に宮崎県の場合なっていると思うんです。そうしますと、確かにパートの人がふえた、パートの募集がふえた、契約社員がふえた、携帯電話のところはほとんど契約社員だろうと思うんですけれども、若い女性がたくさんおられる。しかし、僕らとしては、ちゃんとしっかりした常用雇用に、正規雇用にしてもらいたいなというのがあるわけです。ですから、

そこも国でやっていたりすることは聞くんですけども、そこら辺のものが数字として出ないのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○村社総合政策本部長 私が後でちょっと説明しましたように、例えば、こっちの本体のほうを見ていただきますと、7ページを見ていただきたいと思いますが、そういった細かい情報をこの中に、一番上、求人状況の左のほうに、新規求人数のうちパートタイマーが29.8%ということで、私ども、つかんだ情報をなるべく細かくお知らせするという形で、これは商工観光労働部も使いますし、いろんな関係部局で使いますので、できるだけ載せるように努力しているところでございます。

○鳥飼委員 そこで調査はないとすればあれなんですけれども、例えば求人数にしても、常用雇用のところはいくつですよと新聞発表でも出ませんよね。そういうのは一緒くたになって数字が上がってよくなったと。県民の働く希望を持っている人は、確かにパートの人もおるかもしれませぬけれども、通常は常用雇用を願っているんです。ですから、常用雇用の推移はこうなっていますよという数字が、県民の皆さんも我々も欲しいという思いなんです。時々新聞報道では、常用雇用は、例えば求人倍率でいくと、愛知あたりは2コンマいくつとか出るんですけども、常用雇用に限って言うと0.8とか時々出たりするんですけど、そういう調査ができないのかということなんです。そういうのをやってもらいたいなど。やってなければ希望になるんですけど。要望になるんですけど。

○井黒統計調査課長 本体資料のほうの7ページをごらんください。ここの労働関係指標の中で、常用雇用指数という形で今現在把握している部分については掲載しております。

○鳥飼委員 要望だけにしておきますが、非正規雇用でもパートだけじゃないんです。アルバイト、契約社員、いろいろ職種があります。ここではパートと書いてありますけれども、そういう理解でいいのかな、ちょっと違うんだろかなというふうに思っているんです。ですから、正規雇用の部分ではこうですよというのはこれから読めますよということなんですか。

○井黒統計調査課長 求人状況につきましては、パートタイムという形で掲載しておりますが、労働関係で常用雇用指数については、そのあたりの定義はごっちゃにした形で載せておりますので、今のところこれを分けてというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

○鳥飼委員 要望しておきます。やはり我々としては常用雇用の場が欲しいんです。委員長が部長時代にもいろいろ言って、難しいんですわと言われたこともあるんですけども、しかし、数字としては出せるんですから、数字としては。ということで要望だけしておきます。

○黒木委員 法務的な担当の方はどこでやっているんですか、総務部ですか。例えば三セクあたりが破算した場合、そういうときはどこが担当しているんですか。総務部でいいんですか。総合政策、だれがおるんですか。

○村社総合政策本部長 総務部だと思います。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○星原委員 今、統計調査課でいろいろ資料をつくっていただいていますね。これはこれでもいいんですが、こういったものを参考にしながら各部がいろんな形に活用していく。そういう流れの中で、宮崎県が豊かになったかどうかという面で見ると、所得水準というのがありますね、一人当たりの所得。県民所得を3%上げるとか5%上げるとかそういったことというのは、総

合政策本部の考え方の中に位置づける何かというのとは考えられないものなんですか。

○村社総合政策本部長 前長期計画の中には、県民総生産、1人当たりの県民所得、これが一つの目標値みたいな形で掲げられておりましたけれども、今回はそれは設けておりません。なかなか難しいんですけれども、いろいろな施策のトータルとしてそういったものが上がっていくということをイメージしているわけで、それを何位にするとか幾らに持っていくというような形については、今回目標としては出しておりません。

○星原委員 といいますのは、県民所得が上がっていくことというのは、その地域の豊かさ度みたいなものも出てくると思うんです。若い人たちが地域に残るには、温暖で気候がいいとかいろんな宮崎の住みよさはあるんですが、生活面でいったときには、やっぱりそういったものもどこかに掲げて持っていくことが、宮崎に住みたい、あるいはよそから移ってくるとか、そういったものにつながっていくのかなという感じがするんです。これだけ一年じゅう物がつくれて、一年じゅう結構生活しやすいのに、県民所得は全国でもレベル低いわけですね。そうなってくると、知事の言われる総力戦の中にも、そういったみんなで力を合わせて宮崎県を豊かにする、要するに納税もふえてくるということになると、そういう所得が上がってくるともどこかに目標に掲げてもいいんじゃないかなという考えがするんですが、今回掲げていないという感じでありましたが、そういったことも総力戦の中に入るのかなというふうに思ったものですから、これは私自身の考えですけど、そういう思いがあるんです。

○渡邊政策総合部次長 この経済フレームとい

うのは昔の計画には全部上げていたんです。それから、人口フレームといいまして、人口も伸ばそうと。ところが、御案内のとおり、人口はどんどん減ってきている。高度経済成長が終わりましていわゆる安定経済の中で、だんだん各県の計画、国なんかもそうなのでございますけど、こういう計画物で県民所得とかそういうのを落としてきているのがあります。実態でございます。そういう中で我々も非常に議論をしたわけでございますが、今回は、委員がおっしゃる、相対的にそういうものは当然あるわけでございます。それを認識しているんですが、その手段として企業誘致100社とか雇用の1万人とか、そういうものを手段として伸ばすことによって、その過程を大事にした計画という形で我々は整理しまして、あえて県民所得とかそういうものは外したというのが今回の計画の経緯でございます。

○星原委員 最後にしますが、なぜそれを言うかということ、やっぱり一人一人ですよ、一人一人が宮崎県に対してどういう位置づけの中でどういう生活を求めて生きていく上でどうなんだという指数に、1つは県民1人当たりの所得というのが重要な役割を果たすんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう形で、いろんな統計とられたり、いろんな施策の中でどうなってきた、本当に宮崎は住みやすい場所なのか、気候温暖とか人柄だけじゃなくして、所得の面でも3%上がっていった、5%上がっていったということで豊かさ度みたいなものをどこかに把握していく必要もあるんじゃないかなというふうに思いましたので。もう答弁は要りません。

○中野委員長 最後に私のほうから総合政策本部長にお尋ねいたします。今一番、宮崎県とし

て、総合政策本部が抱えている課題、3つ、頭の中にあれば教えてください。

○**村社総合政策本部長** 非常に難しいんですけども、知事が挙げられました雇用・産業、これをまず振興していくんだという知事の大きなテーマがございます。その中で、人の暮らしを豊かにする、人づくりをやっていくという、この3つが大きな今度の計画の理想像になっています。この3つというのが基本的には大事にすべきことかなというふうに思っています。

○**中野委員長** はい、わかりました。

それでは、以上をもちまして総合政策本部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時20分再開

○**中野委員長** 委員会を再開いたします。

確認いたします。あしたの11時から12時、知事以下、部長2名、出席していただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中野委員長** お願いですけれども、せっかく知事が出てきますので、皆さん、しっかり、議論構築をお願いしておきます。質問内容ですね。

○**鳥飼委員** 要望ですけど、先ほど申し上げたことなんですけれども、議会が変わることを求められておるわけですから、知事のほうも変わっていただくということで。やはり議会中ですから、いつでも対応できるような体制を、今とってもらったんですけれども、今後もう願いをしたいということで、必要に応じてその旨を伝えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**中野委員長** そういうことによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中野委員長** それでは暫時休憩いたします。

午後1時21分休憩

午後1時22分再開

○**中野委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託された議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○**渡辺総務部長** 総務部でございます。よろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、御報告とおわびを申し上げます。

去る5月31日に記者発表を行いまして、また6月1日には県議会の代表者会にも御報告を申し上げたところでありますが、各部の物品調達を行って、物品を納品させることなく代金のみを納入業者に支払い、その後の物品購入の代金として業者に預からせる、いわゆる「預け」と言われる不適正な事務処理が県の46の所属で行われていたことが新たに判明をいたしました。5月の17日に県立みやざき学園で預け等が行われていたことを公表し、同様の事例がないか、全庁的に自主申告を促しておりました結果、報告が行われたものであります。詳細は後ほど担当の課長から改めて御説明いたしますが、公金に関してこのような不適正な事務処理がなされていたことは大変遺憾であり、県民の皆様並びに県議会の皆様にご改めて深くおわびを申し上げます。

この件に関しましては、今現在、全庁調査を進めておりますが、これを徹底いたしますとともに、原因の究明や再発防止策等の検討を行ってまいりたいと存じます。

それでは、説明に入らせていただきます。

今回御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付いたしております平成19年6月定例県議会提出議案、同じく歳出予算説明資料、並びに19年度予算案の概要について、及び総務政策常任委員会資料によりまして御説明をいたします。

まず、平成19年度予算案の概要について、白い冊子でございますが、これに基づきまして御説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。予算編成の基本的な考え方についてであります。平成19年度の当初予算は、時間的な制約から、義務的経費や経常的経費を中心としたいわゆる骨格予算でありましたが、今回6月議会に提案の補正予算案は、知事のマニフェストの具体化のための政策的経費や新規事業について盛り込んだ、いわゆる肉付け予算として編成をいたしました。また、特別会計は、当初予算が骨格予算でありました公共用地取得事業特別会計について、公営企業会計は電気事業会計及び病院事業関係について補正予算を編成いたしました。

平成19年度の予算全体といたしましては、新たな財政改革推進計画のスタートの年でありますので、行財政改革に着実に取り組みますとともに、県政を刷新し、新たな宮崎の創造に向けて県民みんなで取り組んでいこうとの意味も込めまして、「宮崎を変える！みんなで変える！新みやざき創造予算」として編成したところであります。

裏の2ページをお願いいたします。予算の規模についてであります。一般会計では今回984億円余の増額補正で、補正後の総額では5,648億900万円、前年度と比較して2.6%の減となり、6年連続のマイナスとなっております。今回の収支

不足額は約256億円となりましたが、財源調整のための基金を取り崩して対応しており、この結果、基金残高は約412億円となっております。

右の3ページをごらんください。歳入予算の特徴であります。下の表のほうは、平成19年度当初予算、左のほうから、今回の6月補正、補正後の総額、この補正後の総額欄が例年でいきますと当初予算に相当するものであります。それから18年度との比較を記載いたしております。

表の左から4番目の6月補正の欄をごらんいただきますと、一番上の自主財源が444億3,000万円余、それから、中ほどからちょっと下の依存財源が540億5,900万円余の増額となっております。以下、特徴的な事項について、自主財源、依存財源ごとに御説明いたします。

裏の4ページをお願いいたします。自主財源の状況であります。上の箱書きの3つ目の四角のところをごらんください。繰入金についてですが、事業の補正に伴いますもののほか、先ほど申し上げましたように、収支不足に対する財源調整のための基金繰入金を256億円余計上したことによりまして、278億円余の増額補正となっております。この結果、その下の中の表でありますけれども、基金残高の推移の表を見ていただきますと、財源調整のための基金残高は、平成19年度末で412億円となっております。その下の基金残高の推移のグラフを見ていただきますと、平成6年度の1,480億円をピークに減少しているところではありますが、今後も財政改革を着実に推進し、極力基金取り崩しに頼らない財政運営を目指したいと考えております。

右の5ページをごらんください。一番上に自主財源比率の推移を示しておりますが、平成19年度は税源移譲の影響もありまして38.5%と、過去最高の数値となっております。なお、下の

点線で囲んだところに参考までに県税の状況を記載しております。県税は当初予算と変動はございませんが、初めて1,000億円を突破いたしました。しかし、一番下の表にありますとおり、このうち107億円は税源移譲、8億円が税制改正の影響で、それ以外の従来ベースで申し上げますと約34億円の増ということになっております。

次に、裏の6ページをお願いいたします。依存財源の状況であります。

まず、地方交付税は、交付額の増が見込まれることから、27億円余の増額補正で、補正後の総額では前年度をやや上回る1,861億円余と見込んでおります。しかしながら、下の中ほどの表を見ていただきますと、地方交付税及び臨時財政対策債の状況の表でありますけれども、交付税の代替財源であります臨時財政対策債と合わせた状況として申し上げますと、臨時財政対策債が前年度に比べ20億円余減少しており、トータルでは14億円の減となっているところであります。その下の表の県債の状況をごらんください。6月補正後の県債発行額は667億円で、18年度に比べまして63億円の減と抑制を図ったところであります。なお、括弧内は交付税の代替財源であります臨時財政対策債を除いたものであります。また、県債残高につきましては19年度末で9,022億円程度と、前年度末に比べまして40億円減となっております。県債残高はこれまで累増をいたしておりましたが、ようやく減少に転じたところであります。括弧内の数字は臨時財政対策債を除いたいわば実質ベースの残高でございますが、これにつきましても191億円の減となっております。

次に、右の7ページをごらんください。県債発行額と県債残高の推移をグラフであらわしたものであります。このうち折れ線グラフが県債

残高の推移をあらわしたものであります。その下の表が県債依存度の推移であります。一番右にありますように、平成19年度は県債依存度11.8%とここ数年では最も低くなっております。なお、下の点線の囲みに地方譲与税の状況を参考までに記載いたしております。この地方譲与税につきましては、当初予算と変動はございませんが、前年度より181億円余減少いたしております。これは昨年度まで税源移譲分が措置されていた所得譲与税約180億円が廃止されたこと等によるものであります。先ほど県税のところで税源移譲の増が107億円と申し上げましたが、この差が73億円のマイナスとなっているところであります。

次に、その裏の8ページをお願いいたします。歳出関係であります。歳出の特徴でございますが、まず、性質別の状況を記載しております。中ほどの表の6月補正の欄をごらんいただきますと、義務的経費が5,600万円余の増額、それから、中ほどの投資的経費が711億円余の増額、それから、一番下のその他一般行政経費が272億円余の増額補正となっております。

内容につきましては右の9ページをごらんいただきたいと思っております。上から順にまいりますと、まず、1番目の義務的経費であります。これについては2つ目の人件費であります。6月補正では、非常勤職員分で3,300万円の増額補正であります。補正後の総額で見ますと、退職手当が約7億円増加しておりますものの、職員給料等が減っているため、ほぼ前年度並みとなっております。

次に、真ん中の投資的経費ですが、今回711億円余の増額補正であります。補正後の総額では、新たな財政改革推進計画に基づく公共事業費の減や災害復旧費の減によりまして、前年度

と比べ9.0%の減となっております。一番下のその他一般行政経費であります。政策的経費や新規事業等の計上に伴いまして、補助費等や貸付金等で272億円余の増額補正ですが、補正後の総額では、社会保障関係費が増加いたしますものの、事務事業の見直し等によりまして、前年度より0.2%の減となっております。

次に、裏の10ページをごらんください。ここには、款別の歳出予算の状況を12ページまで掲げて、主な増減要因を掲げておりますけれども、説明については省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、13ページをお願いいたします。新たな財政改革の着実な取り組みについてであります。平成19年度は新たな財政改革推進計画の初年度であり、今回の予算につきましても、この計画をもとに義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直し等に努めたところであり、計画上では、下の表に参考と掲げてあるところでありますけれども、平成19年度の収支不足見込額は238億円でありました。しかしながら、上にまた目を転じていただきますと、本文の2つ目の四角囲みのところでありますけれども、地方財政対策等の結果、本県の収支不足は354億円まで拡大しましたが、さらなる事務事業の見直し等によりまして256億円程度まで圧縮したところであります。また、財政の健全化に向け、県債発行額を前年度比で63億円減の667億円まで抑制いたしまして、年度末の県債残高を前年度末に比べて40億円減の9,022億円程度と減少に転じさせたところであります。一方で、徹底した事務事業の見直し等で捻出した財源を活用いたしまして、県政の重要課題に対応するために真に必要な新規事業107件、改善事業63件を盛り込んだところであります。このほか、予

算を伴わずに県民サービスの向上を図るゼロ予算施策を積極的に実施しますほか、入札・契約制度改革につきましても、一日も早い県民の信頼回復に向けて着実に取り組むこととしたところであります。

裏の14ページに具体的な数値を入れて取り組みを記載しておりますが、これにつきましては、今、骨子の部分を申し上げましたので、後ほどごらんいただければと存じます。

次に、委員会資料のほうをお願いしたいと思います。委員会資料の4ページをお願いいたします。総務部の各課別集計表であります。この表の一番下の総務部計の欄をごらんください。今回の補正で1億6,311万7,000円をお願いいたしております。これによりまして平成19年度の予算額は1,271億8,894万8,000円となり、前年度当初予算と比べて4億400万円余の減となっております。

次に、予算議案以外の議案につきまして御説明をいたします。同じ委員会資料の一番前の目次のところをごらんいただきたいと存じます。

2の特別議案関係でありますけれども、これにつきましては、議案第6号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。これは、地方税法の一部改正に伴いまして個人事業税に係る関係規程の整備を行うものであります。

そのほか、1つ飛びまして、議案第9号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」など、条例改正等の特別議案が4件ございますけれども、私のほうからの説明は省略をさせていただきます。

次に、3の報告承認（専決処分の承認を求めることについて）であります。今回2件の専決報告がありますが、いずれも時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

まず、平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）の専決報告であります。これは高病原性鳥インフルエンザの県内3カ所の発生地域のうち、日向市と新富町分の必要経費がほぼ確定したことにより、平成19年3月28日付で専決により補正を行ったものであります。

次に、平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）の専決報告であります。これは、県税の増収及び地方交付税の確定、並びに退職手当の確定等に伴い、平成19年3月30日付で専決により補正を行ったものであります。

次に、4の報告事項といたしまして、平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書がございます。

最後に、5のその他報告事項であります。本日御報告をいたしますのは、上から3番目、新たな行財政改革大綱の素案についてほか4件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長、室長から説明をいたさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○米良部参事兼総務課長 総務課の補正予算及び特別議案について御説明をいたします。

まず、補正予算でありますがお手元の歳出予算説明資料をごらんいただきたいと思います。

13ページでございます。総務課の6月補正予算は7,137万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、18年度当初予算額に比べ5.7%減の16億3,717万8,000円となります。

15ページをお開きください。補正予算の主なものについて御説明をいたします。

中ほどの（目）財産管理費の（事項）庁舎公舎等管理費でございます。これは庁舎公舎等の維持管理に要する経費でございまして、今回、総合庁舎等で使用する備品や、職員宿舎に設置

する住宅用火災報知器の購入に要する経費として525万6,000円を増額するものでございます。

次に、（事項）公有財産管理費でございます。これは公有財産の管理運営、処分等の事務の円滑な遂行のための経費でございまして、県有財産の入札処分を実施する際の新聞広告掲載、及び鑑定評価や地籍の測量などに要する経費として751万7,000円を増額するものでございます。

次に、16ページをごらんください。（款）災害復旧費の一番下の（事項）県有施設災害復旧費でございますが、これは台風等により被災した県有施設の災害復旧に要する経費でございまして、5,562万円を増額するものでございます。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、特別議案につきまして御説明をいたします。議案書では33ページですが、委員会資料で御説明をさせていただきます。

委員会資料の14ページをお開きください。

議案第11号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」であります。

改正理由でございますが、郵政民営化法により、日本郵政公社が本年10月1日に解散することに伴い、条例の改正が必要となったものであります。

改正内容でございますが、日本郵政公社の役員は、条例では、これまで公務員等として位置づけられておりましたが、民営化に伴い公務員ではなくなりますので、公務員等から除外するための改正をお願いするものであります。

施行期日は10月1日を予定しております。

15ページから16ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

総務課は以上でございます。

○岡村部参事兼人事課長 人事課の補正予算に

つきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の17ページをごらんください。人事課の6月補正予算は551万9,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は70億228万3,000円となります。

19ページをお開きください。補正予算の主なものについて御説明いたします。

まず、(目)人事管理費(事項)県職員研修費53万9,000円でございます。これは自治学院において行う研修プログラムの一環として、県政における課題等をテーマとし、職員を中心に自主研究グループをつくり、調査研究、報告書作成などを助成するための経費等であります。

次に、(事項)職員派遣研修費498万円でございますが、これは職員の自主企画による短期研修等に要する経費であります。

補正予算については以上でございます。

次に、特別議案につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の委員会資料の10ページをお願いいたします。

議案第9号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の趣旨であります。県政に対する県民の信頼確保の観点から、禁錮以上の刑となるような犯罪の嫌疑がある職員に対し、期末勤勉手当の支給を一時的に差しとめできるようにするものであります。

次に、2の改正内容であります。(1)にありますとおり、在職者について、支給日の前日までに在職期間中の行為に係る刑事事件、これは禁錮以上の刑の可能性のある者に限ることとしておりますけれども、その刑事事件に関し、起訴をされ、その判決が確定していない場合、逮捕された場合、聴取した事項または調査により判明した事実に基づき、犯罪があると思料する

に至った場合には、期末勤勉手当の支給を一時差しとめることができるようにするものであります。現在の制度では、期末勤勉手当の基準日の1カ月前から支給日までに退職した者に対する期末勤勉手当については一時差しとめができることとされておりますが、これと同様の取り扱いを在職者についても行うものであります。

次に、(2)にありますとおり、これらの一時差しとめを受けた者が禁錮以上の刑に処せられた場合または懲戒処分免職となった場合は、一時差しとめを行った期末勤勉手当は支給しないこととなります。したがって、起訴されない場合や無罪または罰金以下の刑となった場合などは、その時点で支給することとなります。

次に、3の改正を要する条例は、職員の給与に関する条例のほか6つの条例であります。

最後に、4の施行期日であります。公布の日からとしており、実際に適用となるのは平成19年12月期の期末勤勉手当ということになります。

特別議案については以上でございます。

次に、2件の報告案件について御説明させていただきます。

委員会資料の22ページをお開きください。

まず、不適正な事務処理に関する自主申告の結果と今後の全庁調査について御報告させていただきます。

1の自主申告までの経緯にありますように、県立みやざき学園での物品購入に係る不適正な事務処理の発覚を受け、知事からは、21日庁議の場を通じて、今からでも速やかに申し出てほしい旨の言葉があり、また、5月18日には副知事からもメールで全職員に呼びかけました。これを受けて人事課でも各部局に対し、必要な調査事項等示して自主申告を促したところでありますが、5月28日に該当のあった部局から申告

があり、5月31日に自主申告の結果を公表したものであります。

次に、2の自主申告の結果であります。今回は、平成14年度以降における不適正な事務処理について申告を求めたところ、まず、表の①にありますとおり、現在、預けの残高があるものが17所属ありました。その残額は、表の右端にありますとおり、413万2,087円となっております。

次に、表の2の過去に預けがあったものの、昨年度から現在までに解消した所属が19あり、さらに、表の③の、同じく過去に預けがあったものの、平成17年度以前に既に解消済みの所属10を加えますと、全体で46所属で預けを行っていたことが判明いたしました。これは、県の全所属数292の15.8%に相当するものでございます。なお、部局別に所属数を見ると、知事部局が38、教育委員会が5、県警本部が3となっております。これらの所属の具体的な状況は別紙として別途配付させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

資料の②、預けの概況等のアにありますように、今回の自主申告は速やかさを第一として短期間に調査を求めました。預けの現在残高については、本庁からも職員が赴き、預けについて業者との確認もとれておりますが、過去の預け金額の総体や、いつから行われているのか等の把握まではできておりません。なお、イにありますように、今回預け金の使途は事務用品、文具、備品などのほか、医薬品やタクシー代など多岐にわたっております。これまでのところ、現物の確認や業者からの聞き取り等では私的な流用は確認されておられません。

次に、資料の2ページ、(2)金銭等に係る不適正な事務処理についてであります。今回の

自主申告においては、金銭の取り扱いに関し、県立こども療育センターと県立産業技術専門校高鍋校から、資料にありますような不適正な事務処理が行われてきたと報告がありました。いずれも改善が図られており、現時点では私的な流用等の不正は確認されていないところであります。

以上が今回の自主申告の結果であります。

最後に、資料の3の今後の全庁調査についてですが、県民の信頼回復に向けて、物品調達や金銭の取り扱いに関する不適正な事務処理に関して、実態把握と原因究明を行い、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止の徹底を図ることといたしております。そのための第三者機関として5月31日に不適正な事務処理に関する外部調査委員会を設置し、6月6日に第1回の委員会を開催いたしました。委員の構成は、県弁護士会会長の日野直彦先生、今年度から設けた県の公益通報制度における外部窓口をお願いしております大迫敏輝先生の2名の弁護士と、県の包括外部監査委員の補助者として御活躍いただいたこともある公認会計士の大塚孝一先生の3名での構成となっております。

調査の主体となる不適正な事務処理に関する庁内調査委員会に対する指導・助言や検証、さらに再発防止策等についての提言もお願いしていくことといたしております。

なお、副知事、総務部長、会計管理者で構成する不適正な事務処理に関する庁内調査委員会は5月17日に、また庁内調査委員会のもとで調査にかかわる具体的な事務を取り扱う作業チームも、私をチームリーダーとして5月18日に設置しております。

全庁調査の調査概要であります。物品の納品なしに代金名目で一定額を納入業者に支払い、

後の物品購入等の代金として納入業者に管理させる、いわゆる「預け」を調査対象項目としております。また、預けとは異なりますが、消耗品等の発注を行い、実際には発注と異なる物品等納入させる書き換えと呼ばれる事務処理も今回新たに調査いたします。あわせて、所属に保管されている預金通帳や現金等のうち、不適正な事務処理に起因するもの、その他目的、性格が不明朗なものについても調査対象項目といたしております。

調査対象機関は、県の全所属である292所属、また文具、事務機、理化学機器、医薬品、タクシー等の事業者326社です。

調査対象期間は、平成14年度から平成19年度までとしております。

6月11日に調査票を發出し、既に現在全庁調査を開始しておりますが、今後のスケジュールとしましては、6月下旬からは本庁職員などによる現地調査も行いながら、調査結果の精査、取りまとめ、また原因分析、再発防止策の検討等を進め、8月末には調査結果を発表したいと考えております。こうした取り組みによりまして、一日も早い県政への信頼回復に努めてまいりますので、御指導、御協力よろしくお願いたします。

最後に、24ページをお開きくださいませ。もう一件報告事項でございます。宮崎県行財政改革推進本部が策定いたしました入札・契約制度改革に関する実施方針に基づきまして、去る6月12日付で制定いたしました宮崎県職員倫理規程の概要について御説明させていただきます。

今回制定いたしました倫理規程は、国の国家公務員倫理法に基づく国家公務員倫理規程の内容を基準として作成したのですが、本県で発生した入札談合事件や不適正な事務処理問題を

踏まえまして、職員が職務に係る倫理の保持を図るための職員の責務に係る規定を独自に加えたものとなっております。

24ページの1であります。この倫理規程の目的は、職員の職務に係る倫理を保持するために必要な事項を定め、職務の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することとあります。

次に、2のこの倫理規程の対象となる職員の範囲であります。臨時または非常勤職員並びに県立看護大学の教員を除く知事部局の職員としております。県立看護大学の教員につきましては、教育公務員特例法によりましてそのサービスの基準等については、基本的に学内の評議会を決めるとされていることから、対象から外しております。

3の倫理行動基準については、職員が公務員として誇りを持ち、かつその使命を自覚し、(1)から(5)に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として行動しなければならないこととあります。

4、利害関係者については、この規程の内容の多くが職員と利害関係者との間で守るべきルールにかかわるものであることから、職員が職務として携わる事務の区分に応じて表のとおり細かく定めておりますが、基本的には、個々の職員が職務において相手方としている事業者等及び個人を概ね利害関係者として規定いたしております。なお、表の事務区分の1から7までは国の規程と同様ですが、8、入札に関する事務につきましては、入札・契約制度改革の趣旨も踏まえ、入札参加有資格事業者及びそれらの事業者等を構成員とする事業者団体についても、本県独自に利害関係者といたしております。ま

た、表の下の米印にありますように、職員は概ね3年ごとに異動いたしますが、基本的には、異動後3年間は異動前の職において利害関係者であったものは利害関係者とみなすことといたしております。

次に、25ページの5、利害関係者との間の禁止事項についてであります。(1)から(8)まではいずれも国家公務員倫理規程の内容と同様であります。なお、(8)については、職員が利害関係者に対し、第三者、例えば自分の親や友人等に対して物品等の贈与をするよう求めたりするといったことについて禁止するということとあります。

6、禁止行為の例外についてであります。(1)については、県民の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいことから、禁止行為から除外しているものであります。(2)の私的な関係とは、県職員の身分にかかわらない関係のことで、親族関係や学生時代からの友人等職員になる前からの関係や、地域活動を通じて知り合った関係のことであります。こういった関係の場合は、相手が利害関係者であっても職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に例外的に認められるというものであります。(3)については、自己の費用を負担する場合で、倫理監督職員、倫理監督職員といえますのは総務部長でございますけれども、倫理監督職員の許可を得た場合は、利害関係者とともゴルフ等行うことができることとしております。これは、例えば企業誘致等の業務を行うに当たって相手方とともにゴルフ等行う場合等が考えられるため、倫理監督職員が審査し、許可するという一方で、1件ごとに審査し、許可するということとしたものでございます。

7の利害関係者以外の事業者等との間の禁止事項につきましては、相手が利害関係者に該当しない場合であっても、過度の接待を受けることやつけ回しをすることは禁止するというものであります。

8、職務に係る倫理の保持を図るための職員責務についてであります(1)から(5)が国の規程にはない本県独自の規程であります。(1)は、みずから職務に係る法令違反を行っている場合、または他の職員が法令違反を行っていることを知っていた場合は、上司等から問われた際、うそを言ったり、事実を隠してはならないということとあります。(2)は、部下の法令違反行為について上司が黙認してはならないというものであり、この場合、上司は部下を指導して行為をやめさせ、人事課等に報告するといった対応をとらなければならないということとあります。(3)は、職員は、他の職員の職務上の犯罪行為等を知った場合は上司等に報告する義務を課すものであります。なお、それをしない場合は公益通報をしなければならないということにしております。(4)は、上司から犯罪行為に該当するような命令を受けた職員は、当該上司に対して法令違反である旨の意見を述べなければならないというものであり、その後においても違法な命令が続く場合には、(5)により、ほかの上司等へ相談をしなければならないというものです。なお、それをしない場合については、この場合も公益通報をしなければならないということにしております。

これらを徹底することによりまして、入札・談合事案のように上司が部下に対し違法な命令をすることや、不適正事務処理事案のような違法な事務処理を職員が行うことを抑制することができるように、万一そういった行為がな

れた場合でも組織として把握し、適切な対処が行えるものと考えております。

9、届出・承認等を要する行為についてであります。まず、(1)については、利害関係者との飲食についてであります。自己の費用を負担する場合、すなわち割り勘の場合は利害関係者との飲食を行うことはできますが、負担額が一定の金額、1万円を超えるような場合は倫理監督職員への届け出を義務づけております。

(2)は、職員が行う講演等についてであります。職員は、職務として行う講演等については報酬等受けることはできませんが、職務外の本人の識見と、例えば過去の業務で得た知識や趣味、特技等の経験により、勤務時間外等に講演等の依頼があった場合、依頼者が職務上の利害関係者に該当する場合は、あらかじめ倫理監督職員の承認を得なければならないということにしております。(3)であります。事業者等からの贈与等、これは金銭、物品、飲食の提供を含みますが、額が1件につき5,000円を超える場合は、四半期ごとに報告書の提出を義務づけております。この報告書のうち、1件につき2万円を超えるものについては一般に閲覧可能とということにしております。この対象は管理職員ということでございます。

最後に、施行日については、職員への周知期間を勘案し、7月20日といたしております。この規程に違反した場合は懲戒処分の対象となり得ることは既に各所属長あてにも通知を行っておりますが、職員一人一人がそのことをも含め、施行日までにこの倫理規程の内容を十分に理解し、遵守できるよう、さらに指導徹底してまいりたいと考えております。

なお、26ページから33ページにかけて、倫理規程本文をつけておりますので、御参照く

ださい。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○和田財政課長 それでは、財政課の議案及び報告事項につきまして御説明をさせていただきます。

まず、議案第13号「財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正条例」についてであります。

常任委員会資料の18ページをお願いいたします。今回の条例改正につきましては、地方自治法第243条の3第1項に基づきまして、年に2回公表いたしております財政事情、いわゆる宮崎県の財政につきまして、その公表時期を現在の5月1日と11月1日から、6月と12月に改めるものでございます。

改正の理由でありますけれども、5月1日付で公表いたしております財政事情につきましては、前年度の歳入歳出予算の執行状況を確定し、製本・公表いたしております。この執行状況につきましては4月30日現在のものを用いておりますので、事務手続上、6月中旬ごろまで期間を要するといったこと、また、他県においても6月と12月に公表している県が最も多く、15都府県となっておりますので、こういったことを踏まえまして今回改正をお願いするものでございます。

続きまして、報告第1号、報告第2号の専決処分の承認を求めることについてであります。

ページを1ページおめくりいただきまして20ページをお願いいたします。

まず、報告第1号、平成18年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)についてであります。これは、高病原性鳥インフルエンザの県内3カ所の発生地域のうち、日向市と新富町分の必要経

費がほぼ確定したことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度一般会計の補正予算について専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりまして報告をし、その承認を求めるものでございます。

鳥インフルエンザ関係につきましましては、清武町と日向市の一部の部分につきましましては、時間的に間に合いましたので2月の補正予算に上げたところでございますけれども、時間的に間に合わなかった日向市の残りの部分と新富町分について今回専決して、それについて承認を求めているという状況でございます。

その中身でありますけれども、まず、歳入につきましましては、国庫支出金が9,789万8,000円の増額、繰入金が4,620万3,000円の増額となっております。繰入金につきましましては、財政調整積立金からの繰入金というふうになっております。

次に、歳出でありますけれども、農林水産業費が1億4,410万1,000円の増額となっております。

続きまして、右側の資料の21ページをお願いいたします。報告第2号、平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）であります。これは県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴う補正でありまして、先ほどの専決と同様、議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

まず、歳入につきましましては、いずれも2月補正予算編成以降の増減の補正でありまして、主なもののみを申し上げますと、一番上の県税が8億7,000万円の増額、地方特例交付金が3億7,451万6,000円の減額、地方交付税が28億7,656万6,000円の増額、国庫支出金が8億177万2,000円の増額、繰入金が46億円の減額、諸収入が3億4,759万4,000円の増額、県債が11

億4,470万円の増額となっており、一番下の合計でありますけれども、10億7,120万8,000円の増額というふうになっております。

次に、下の歳出でありますけれども、まず、総務費であります。14億559万5,000円の増額であります。その内訳といたしましては、退職者の確定に伴います退職手当が7,989万1,000円の増額、財政調整積立金への積み立てが13億2,570万4,000円の増額というふうになっております。その次の衛生費1,250万円の増額でありますけれども、これにつきましては、産業廃棄物基金への積立金となっております。その次の農林水産業費186万2,000円の増額でありますけれども、これにつきましては、森林環境税基金への積立金となっております。それから、その下2つ、警察費は190万6,000円の増額、教育費は3億5,065万5,000円の減額となっておりますけれども、いずれにつきましても退職手当の確定によるものでございます。

以上、合計で、一番下でありますけれども、10億7,120万8,000円の増額というふうになっております。

続きまして、その他の報告事項といたしまして、宮崎県事業仕分け委員会の委員の公募について御説明をさせていただきます。常任委員会資料の44ページ、一番後ろのページをお願いいたします。一番裏側のページになります。宮崎県事業仕分け委員会の委員の公募につきまして、去る6月15日に始めましたので、その状況等について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、事業仕分けでありますけれども、これにつきましては、新たな財政改革推進計画を推進するために、外部の視点も取り入れて、事業の必要性でありますとか、本来実施すべき実施

主体について整理分類を行いまして、平成20年度予算への反映を目指すものでございます。

具体的な事業仕分けのイメージでありますけれども、そこに簡単な絵を入れておりますけれども、まず、第1段階といたしましては、この現在の事業はそもそも県民へのサービス提供が必要な事業かどうかという観点から仕分けを行います。ここで必要とされた事業につきましては、その下の第2段階として、行政が実施すべき事業か、あるいは民間でもできるものではないかという視点から、次の段階の事業の仕分けを行っております。ここでさらに、行政の事業とされたものにつきましては、第3段階として、行政が実施する事業としても県が行うべき事業なのか、国や市町村が行うべき事業なのかということについて事業の仕分けを行うというものでございます。

この事業仕分けの対象となる事業につきましては、(1)にありますとおり、全事業というふうにいたしております。このうち、最初の1次検討といたしましては、財政課と各部局で実施しております事務事業の見直しの中で検討を行うことといたしております。この1次検討の検討事業のうち、県単事業など裁量の余地の大きい事業でありますとか、金額の大きい事業につきまして、宮崎県事業仕分け委員会において2次の検討を行うというふうにしたいと考えております。

2次検討を行います宮崎県事業仕分け委員会でありまして、(2)にありますとおり、班構成につきましては、そこにありますとおり、地域生活、福祉保健等部門など3班体制にすることといたしております。また、各班の委員構成につきましては、②にありますとおり、学識経験者、県内各分野の関係者、これは仕分けの対象

となる事業の専門家を想定いたしておりますけれども、それから県民からの公募により構成いたしまして、1班当たり概ね5人から7人程度を予定しているところでございます。この5人から7人程度のうち、公募委員につきましては、一番下の2のところにありますけれども、3名から6名程度、1班当たり1名から2名程度入れることといたしまして、3の募集期間にありますとおり、去る6月15日から公募を開始いたしまして、7月3日まで行うということにしているところでございます。

少し戻っていただきまして、③の開催でありますけれども、委員会の委員全員が集まります全体会議を2～3回、それから、各班ごとに実際に先ほどの事業仕分けを行う各班会議を3～4回程度開催することといたしております。

最後に、(3)のスケジュールでありますけれども、1次検討につきましては7月から8月に、2次検討につきましては、20年度、来年度予算への反映を目指すものにつきましては、7月下旬から8月下旬にかけて、中長期的に整理すべき大きな事項につきましては、9月から10月ごろに行うことといたしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○後藤税務課長 税務課の補正歳出予算につきまして御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の21ページをお開きいただきたいと思っております。税務課の補正予算につきましては347万8,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の額は277億176万円となります。

23ページをお願いいたします。補正予算の主なものについて御説明いたします。

説明の欄であります。新規事業といたしまし

て、税源移譲に伴う地方税収対策推進事業といたしまして91万8,000円を計上いたしております。内容は講演会の開催であります。所得税から住民税への税源移譲によりまして、自主財源であります地方税の確保はますます重要なものとなっております。このため、市町村長初め関係者に出席をいただきまして、地方税の税収確保についての認識を深めてもらうことといたしております。講師といたしまして、総務省からと、元東京都徴収指導室長の2人を予定しております。事業費は、会場使用料、講師に対する謝金等でございます。

一番下の段であります。課税徴収等の税務職員の研修費といたしまして216万6,000円を計上いたしております。

次に、特別議案につきまして御説明申し上げます。委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

改正理由であります。地方税法の一部改正に伴いまして、個人事業税の課税対象から助産師業が削除されたことによるものでございます。

改正内容であります。地方税法の改正に対応いたしまして、県税条例の規定からも助産師業に係る規定を削除するものでございます。

施行期日であります。公布の日から施行し、改正後の規定は、平成19年度以後の年度分の個人事業税について適用し、18年度までのものにつきましては従前の例によることとしております。

次に、8ページをお願いいたします。

議案第7号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

改正理由であります。過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、半島振興法に基づく県税の課税免除または不均一課税を行った場合、その減収分を地方交付税で補てんする措置が、平成21年3月31日まで2年間延長されたことによるものであります。

改正内容につきましては、県税の課税免除または不均一課税の適用期限を平成21年3月31日まで2年間延長するものでございます。

施行期日でございます。公布の日から施行し、4月1日から適用することとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○押川消防保安室長 危機管理局関係につきまして御説明を申し上げます。

お手元の平成19年度6月補正歳出予算説明資料の25ページをお開きいただきたいと思います。危機管理局の補正額は8,274万7,000円の増額でございます。補正後の額は9億6,486万6,000円となっております。

主な補正の内容について御説明申し上げます。次の27ページをお開きください。中ほどの（事項）消防防災施設設備整備促進事業費5,213万円でございます。これは市町村が行います消防防災施設設備の整備を促進するために補助を行いまして、消防防災力の強化を図るものでございます。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。最後の（事項）消防学校費1,595万5,000円でございます。これは消防学校の環境整備ですとか、消防職員、消防団員の教育訓練に要する経費でございます。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、平成19年6月定例県議会提出報告書、この小さいほうでございますが、159ペー

ジをお開きください。平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書であります。

1行目の事業、総合情報ネットワーク設備更新事業であります。4,140万1,500円の繰り越しとなっております。この事業は、気象情報等を関係機関に一斉に送信しますファクス蓄積装置の更新工事でございますが、情報提供元の一つであります気象台が全国的なシステム変更を行ったことから、工事中断を余儀なくされたものでございます。その後、気象台の新システムができ上がりましたので、現在県において工事等を行っており、完成は7月末を予定いたしております。以上でございます。

○米原部参事兼行政経営課長 行政経営課からは、最後の2件でございます。報告を2件申し上げます。

まず、新たな行財政改革大綱の素案についてありますが、素案の全体は別冊でお手元にお配りしてございますが、委員会資料のほうで概要について御説明をいたします。

34ページをお願いいたします。1の推進期間でございます。新みやざき創造計画を支え、一体として推進するということから、19年度から22年度の4年間を推進期間としております。

それから、2の新大綱策定の視点（必要性）でございますが、3点挙げております。今回の大綱は、基本的には、昨年策定いたしました行政改革大綱2006を見直すものでございますが、その後の状況を踏まえまして、1点目としましては、本県の財政状況がさらに厳しさを増しているということで、財政健全化が必要という視点から、経営改革、そしてもう一つ、3月に策定いたしました新たな第2期の財政改革推進計画を内容とする財政改革の改革プログラムを推進することとしました。また2番目ですが、入

札談合事件等で失われた県政に対する信頼回復という視点からは、意識改革と入札改革のプログラム、さらに3点目ですが、県民総力戦に向けた環境づくりがこれまで以上に重要という視点に立ちまして協働改革のプログラムと、都合5つの改革プログラムを進めることにしております。

また、財政面からの改革の必要性が一層高まったということで、今回は行財政改革大綱ということで財政の財を加えた形としてまとめたところでございます。

35ページをごらんください。素案に盛り込んだ主な取り組みであります。

まず、1の意識改革でございますが、①です。何よりも公務員倫理の確立が重要でございますので、これを最初に位置づけまして、丸の1つ目、先ほど人事課長が御説明しました職員倫理規程の制定、丸の2つ目、全庁的なコンプライアンス推進体制の整備、3点目は、公益通報制度の充実強化などを盛り込んでいるところでございます。

それから、②の組織風土改革の推進でございますが、丸の2つ目、部局長の取り組みですが、職務遂行に当たっての基本姿勢と職務目標を毎年度設定し、公表する部局マニフェストの実施、本年度から、企業局長、病院局長、会計管理者が加わることとなります。それから、職員の取り組みとしては職員提案、それから、丸の4つ目ですけれども、県職員も地域社会の一員でもあるという視点から、職員の自主的な地域活動参加を促す指針の作成等を行ってまいりたいと考えております。

それから、2の経営改革でございます。行政組織の見直しでございますが、簡素で効率的な組織体制の整備を目指すものでございますが、

主な知事部局の検討事項としまして、そこにございますけれども、本庁の場合、部の再編を含む組織体制のあり方、みやざきブランド等の効果的な情報発信を図るための部局横断的な組織、子供に関する施策を総合的に推進するための関係業務の一元化などがございます。出先機関につきましては、地域農政の効果的推進等のための農林振興局、農業改良普及センターの組織体制の見直し、道路・交通網の整備等を踏まえまして、土木事務所の統合再編等を検討していきたいというふうに考えております。

目標としては、推進期間中に知事部局の本庁出先機関を1割程度削減という目標を掲げております。

36ページをお願いいたします。適正な定員管理でございます。丸にございますが、すべての部門について県職員についての適正な定員管理を行い、総職員数を削減ということで、そこに四角で囲んだ表がございます。各部門別の目標ですが、この表の一番下でございます。平成11年4月1日との対比として、前の大綱2006では22年4月1日までに900名の純減ということを掲げておりましたが、今回の見直しによりまして、23年4月1日までに100名上積みをして1,000名と、純減を行うという目標を立てております。

それから、③の適正な給与管理では、知事のマイナス20%、副知事のマイナス10%、あるいは管理職手当のマイナス10%等の給料等の減額を継続して実施するという事などがございます。

それから、④の適正で成果重視の行政運営ですが、丸の2つ目でございます。不適正な事務処理等への対応ということで、会計事務指導の強化や、不適正な物品管理の徹底というのを特に盛り込んだところでございます。

それから、37ページでございます。協働改革、①ですが、県民に県のブレーンとして県政に参画いただく機会の創設ということで、既に県民ブレーン座談会等実施しておりますが、今後県民と知事との公開討論会等の開催などを予定するという事を盛り込んでおります。

それから、②の県民等との協働でございます。丸の1つ目、平成20年度からNPO提案公募型事業を本格実施、2つ目の丸ですが、企業等の社会貢献活動を促進するための環境の整備などを盛り込んでおります。

それから、③の民間活力の活用、これは丸の2つ目ですが、現在、県が直営で運営しております公の施設につきまして、指定管理者制度の導入が可能かどうかといったことも検討していきたいというふうに思っております。

それから、④の公社等の改革ですが、公社等改革指針に基づきまして、県が出資する公社等の統廃合、経営の効率化等の推進ということで、目標としては、現在50あります対象法人数、これにつきまして1割程度削減というものを掲げております。

それから、市町村との関係では、⑤市町村への権限移譲、県からの権限移譲を一層推進するという事で、目標としましては、移譲対象事務、これを現況値1,832ですが、2,400まで拡大。うち、実際に市町村に権限が移る、1つでも移った場合でございますが、移譲済みの事務数を1,200まで拡大というのを掲げております。

それから、(4)の入札改革でございます。①公共工事の入札・契約制度の見直しですが、3月に決定しております実施方針に基づきまして、一番下でございますが、予定価格250万以上の工事について段階的に指名競争入札を廃止し、20年1月までに原則として一般競争入札に移行と

いった内容を盛り込んだところでございます。

それから、38ページでございます。②の公共工事以外の見直しでございますが、丸の1つ目の物品購入、丸の2つ目、庁舎等管理業務の委託、いずれも一定の予定価格を超えるものについては段階的に指名競争入札を廃止し、原則として一般競争入札に移行という方向性を盛り込んでおります。

最後に、(5)の財政改革につきましては、新たな財政改革推進計画の今後の取り組み部門をそのまま盛り込んでおりますので、説明は略させていただきます。

なお、この素案につきましては、県議会あるいは県民の皆様等の御意見、さらには市町村への意見照会等も行っておりますので、これらを踏まえまして、今月末には知事を本部長とします行財政改革推進本部において決定する予定でございます。

それから、40ページでございます。ここに参考として、18年度における行財政改革の主な取り組み結果をまとめておりますが、説明は略させていただきますと思います。

続きまして、42ページから43ページをお開きください。18年度の指定管理者制度導入施設の状況についてであります。ここに県営住宅を含みます62施設の一覧表がございます。これらの公の施設につきましては、平成18年2月の定例県議会におきまして指定の議決をいただき、18年4月から指定管理者制度を導入したところでございます。

41ページのほうにお戻りください。全体の概要につきましてはこちらのほうで御説明したいと思います。

まず、県が指定管理者に支出する指定管理料でございますが、18年度の計が17億9,600万弱と

なっております。なお、歳入面も含めまして県の実質的な財政負担は、従来の管理委託制度に比べまして年間で約4億円軽減されているところでございます。

次に、2の施設の利用状況でございますが、利用者数等が把握可能な施設の中で、17年度と比べて利用が増加したものが16施設。主な施設としては青少年自然の家などがございます。一方、減少したのが8施設となっております。主な施設は国民宿舎高千穂荘などです。

次に、3の利用料金収入でございますが、これは施設の利用料金を直接指定管理者の収入とする制度で、目的としては、指定管理者にインセンティブを提供して運営の効率化等を図るというものでございますが、本県では13施設について利用料金制をとっております。この収入が17年度と比べて増加したのが9施設、一方、減少したのが4施設となっておりますが、えびの、高千穂の両国民宿舎の減少幅が大きかったことに伴いまして、トータルでは17年度と比べまして2,600万円余のマイナスとなっております。なお、2つの国民宿舎はいずれも本年度に入ってから4～5月の計で見ますと、利用料金は前年を上回って改善が図られているところでございます。

また、4の指定管理者制度の導入を契機とした利用者の利便性やサービス向上の取り組みでございますが、主なものとして、そこにありますように、利用料金の引き下げ、割引等の弾力化など、それから、開館日の拡大や利用時間の延長、予約・支払い手続等の簡素化・利便性の向上が図られますとともに、自主企画、イベント等の充実、情報発信の強化、送迎バスやAEDなどの施設・設備の整備などが図られたところであります。

利用状況等は以上のとおりでございますが、最後に、5にありますように、各施設の担当課によりますと、平成18年度、公の施設の管理運営については、特に大きな問題もなく、全体として概ね適正に行われたということでございます。今後とも県として適正な管理運営が確保されるよう指定管理者に対する指導監督に努めて、県民のサービスの向上や施設利用の促進を図っていきたくて考えております。

説明は以上でございます。

○中野委員長 暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時42分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終了しました。まず、議案関係について質疑はありませんか。

○黒木委員 ちょっと進め方について。あさってまであるんですが……。

○中野委員長 休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○中野委員長 再開いたします。

それでは、時間関係もありますし、内容が多岐にわたっておりますので、きょうは総務課と人事課について質問をしたいと思います。まず、議案から。それでは、委員の皆さん、まず、総務課、人事課についての質疑をお願いします。

○鳥飼委員 予算のほうからお尋ねをしたいと思います。

まず、庁舎公舎等管理費ということで15ページに書いております。公有財産管理費とか書いてあるんですが、その前に当初と今度の肉付け、さっきも聞いたんですけど、当初で上げてもい

いようなものが今度の肉付けに来ているんじゃないかなという感じがしまして、例えばさっきの危機管理局の予算にしても、その辺の区分けというか仕分けは基本的にはどんな考えでやっておられるんですか。

○和田財政課長 当初の骨格予算と肉付け予算の仕分けでありますけれども、基本的な考え方は、先ほどお手元に配付しております平成19年度予算案の概要についての1ページをお開きいただきたいと存じますけれども、下の枠囲みのところに骨格予算に計上した経費について掲げさせていただいております。基本的には、当初予算の時点で盛り込まなければ県政の運営に支障が生じるような経費についてのみ当初予算に計上すると、そういった考え方で計上させていただいております。具体的に申し上げますと、表にありますとおり、まず、義務的経費、人件費、扶助費、公債費につきましては、年間所要見込み額、1年間に全額必要な額について計上させていただいております。それから、その下の公共事業につきましては、年間所要見込み額の概ね40%程度というふうにさせていただいております。この考え方でありますけれども、肉付け予算が通ります6月末、概ね7月ごろまでの4、5、6、7月までの4カ月間分の公共事業に必要な量は確保しようという考えに立ちまして、概ね40%程度を骨格予算の段階で盛り込んだところでございます。それ以外の経費につきましては、施設関係費、社会保障関係費等年間どうしてもその時点で見込むべき主なものにつきましては、年間所要見込み額をやっておりますけれども、それ以外の早急な対応を必ずしも要しないようなものにつきましては、肉付け予算に回したということにいたしております。以上でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、当然年間需要では計上すべきことだけれども、計上していないものもあるということですね。

○和田財政課長 委員御指摘のとおり、必ずしもその時点で計上しなくても県政に影響がないようなものにつきましては、可能な限り肉付け予算のほうに回させていただくという考えでやっております。

○鳥飼委員 そうしますと、1,000億円というけれども、肉付け予算は、本来的には1,000億円というのは、知事の政策的経費に係るものはもっと少ないものだというふうに、長くなりますけれども、答弁要りませんけれども、そんなふうに理解をいたしまして、先ほど申し上げた庁舎管理費のところなんですけど、知事公舎の管理費ですね、この間一般公開をやっていたので、私も近くの駐車場にとめて見にいったんですが、総務課になるんですか、米良課長のところになるんですが、知事公舎の管理費についてお尋ねをしたいと思います。

○米良部参事兼総務課長 知事公舎管理費ですが、副知事公舎と一緒にやっております、区分できない部分がありますので、一緒に申し上げたいと思いますが、平成18年度は1,012万ほどかかっております。平成19年度でございますが、警備関係の費用とか、あるいは庭園の管理費用を少し落としまして、615万円ほど予定をしております。

○鳥飼委員 副知事公舎が前にありますね。当然副知事が住んでおられるんですけれども、住んでもらっているからそれはそれでいいんですけれども、問題は住んでいないほうの知事公舎の関係なんですけれども、知事公舎は、住まなくても管理人の方が1人、非常勤の方がおられるし、あとはどんな経費がかかるかわからない

んですけれども、そこら辺分離できるのか。

○米良部参事兼総務課長 分離といいますと、例えば警備費用なんかは機械警備でやっておりますけれども、これは知事公舎が20万、副知事公舎が12万ということで分離できるんですけれども、庭園の植栽とか清掃等については、面積割で出そうと思えば出せますけれども、今数字は持っておりません。

それから、非常勤職員を1人配置しておりますが、知事公舎につきましては、ソフト面は秘書広報課で、ハード面といいますか、器は総務課という仕分けをしておりますので、秘書広報課のほうで非常勤職員は配置しているという形になっております。

○鳥飼委員 分離がなかなか難しいということなんですけれども、知事が公舎に入居しないというのは、経費がかかり過ぎるんだというようなことのように新聞とかでは見たんですけど、入居する場合としない場合の経費、概ねどの程度でというのは難しいですか。

○米良部参事兼総務課長 庭園管理等は縮小した19年度の見込みでやっていけるとは思いますけれども、警備費等で巡回警備等が結構出てくるのではないかと思います。その部分がある程度加算されると思いますが、最低限615万8,000円を予定していますが、それぐらいあれば。臨時的にいろいろ警備の経費等が出てくることもあると思いますが、それでできるんじゃないかと思っています。

○鳥飼委員 知事公舎は、知事が入居すれば、基本料金とかそんなのはもちろん知事自身が払うということになると思います。電気代とか水道代とか、ガスをとればガス代とか。入居することで経費がかかるということにはならない、県の出費がふえるということにはならないと理

解してよろしいのでしょうか。

○米良部参事兼総務課長 知事が入居しますと、公邸部分の利用等もかなりふえてくるかと思えます。その部分は公費で出すこととなりますので、その部分はふえてくるかと思えますが、私邸部分につきましては、光熱水費は知事のほうから直接いただくこととなりますし、維持費が節約した数字で600万ということで今お願いしていますので、最低それがあればできるんじゃないかと思っておるんですが。

○鳥飼委員 なかなかお答えしにくいかもしれませんが、議会としては、住むべきではないですかということをお願いしているんだと思うんですね、2月議会で。総務部長、知事に対して、安全面とか災害の面とか含めて、知事公舎に入居すべきではないですかというような具申と申しますか、そういうことはやられていると思うんですけれども、その議論をお聞かせください。

○渡辺総務部長 私のほうから直接知事のほうに対しまして意見具申等は、私が着任して以降は特に行っておりませんが、それ以前には副知事とか総合政策本部のほうから絶えずそういうお話をしているというふうに承っております。

○鳥飼委員 知事に言えるのは副知事か総務部長ですね。やはり我々自身も、そのためにつくったわけですから、この間のノーカーデーとかでもそこから歩かれて来られたんですけど、それはそれでいいんですけれども、いざ災害がというときの場合とか、副知事との連絡とかということを見ると、そういう意見具申なりをしていくべきではないかというふうに思っておりますので、なかなかお答えしにくいでしょうから、要望だけしておきたいと思えます。

公有財産管理費で、県有施設の災害復旧費

が5,500万余り出ているんですけれども、この内訳をお聞かせをいただきたいと思えます。

○米良部参事兼総務課長 内訳と申しますよりも、これは公共事業というとらえ方をしております、当初で40%予算措置をしていただいて、今回残りの60%をお願いしております。合計9,270万ですが、これは例年、過去の災害の状況等見まして平均の額で予算をお願いしているという額でございます。内訳は、そういうことで、ございません。見込みでございます。

○黒木委員 さっきの知事公舎に関して、今、知事は自分のスタッフと一緒に住んでいるという話を聞くんですが、知事公舎の中にそういう人たちも一緒に入れるのか。あそこは基本的には家族だけしか入れないのか。どうなんですか、そこ辺は。

○米良部参事兼総務課長 宿舍管理規則によりますと、雇い人までいいということになっております。

○黒木委員 知事は、今までの生活、タレント業というのは非常に自由勝手な時間帯があって、恐らく今の生活もある程度はそういう自由が欲しいのかなという気がするんですよ。ですから、公舎を拒んでいるというのが、家族だけで行かなければならないと思っているのか、今のスタッフの人たちが一緒に入って、普段のタレント業にも属するようなこともできればいいというふうに思うのか、そこあたりがちょっと見えない部分があるんですよ。ただ、あそこはぜひだからとか、金がかかるからというだけじゃなくて、何かほかの面があるんじゃないかなという気もしてならないものですから、ぜひ、総務部長、そういうスタッフも一緒にそこに入れるならもうちょっと勧めていいんじゃないかと。今、総務課長が言われますように、そこあたり

まで一緒にそこに入っていいですよと言うとちょっと違うんじゃないかという気がするんですがね。どうですか、総務部長、そこあたり、もう少し押したら。

○渡辺総務部長 その情報につきましては、私のほうから知事のほうには伝えておきたいと思えます。

○中野委員長 とりあえず議案についての質問をお願いいたします。

○黒木委員 19ページの職員の海外派遣研修費498万、職員をどこあたりにどういう研修をさせようとしているのか、ちょっと教えてください。

○岡村部参事兼人事課長 この海外派遣研修事業につきましては、自分で内容を企画いたしまして、宿泊先とか行程とか、大体2週間程度なんですけど、アメリカとかヨーロッパとかアジア、その辺の中から選んでやっていくということでございます。以上でございます。

○黒木委員 人数的にどれぐらい。

○岡村部参事兼人事課長 予算的には6名を予定しております。

○黒木委員 1人の費用は。これで頭割りをしているんですか。80万ぐらいですか。

○岡村部参事兼人事課長 旅費が68万で、役務費といたしまして通訳等が15万ということでございます。

○中野委員長 ほかに。

○鳥飼委員 課を切るからちょっとやりにくいんですけども、概要についての9ページ……、財政課は次ですかね。人事課、議案9号の職員の給与に関する条例、一部改正条例なんですけれども、犯罪の嫌疑ある職員について期末勤勉手当の支給を一時的に差しとめるということなんですけど、倫理規程は議案じゃございませんか

ら、また後ほどお聞きをするとしまして、鹿児島県の例ではありませんけれども、鹿児島県の県議会議員の方が警察のでっち上げで逮捕されたというのがありました。本人は否認をしてきたというのがありました。比喻は余りよくないかもしれませんが、いろんな県の業務の中でこういうことで逮捕をされるという場合もあり得ると思うんです。例えば県病院の手術の執刀とかミスとか、いろんな例が考えられると思うんです。今回これをつくられたのは、トップの犯罪で、部長なり三役の方がそういうふうな方向に加担をしておったということの批判についてこういうのをつくられたんだろうと思うんですけども、そういう方たちの場合も逮捕ということはあるわけですね。無罪となることも容易に考えられるわけなんですけれども、そこら辺の議論をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○岡村部参事兼人事課長 その辺の議論は、非常に重要な問題ですので、十分させていただいております。この案件につきましては、やはり昨年度の官製談合事件を踏まえて、現在の制度ではどうも十分でないという面があってやっているわけなんですけれども、対象といたしましては、あくまでも禁錮以上の刑が見込まれる場合ということでございます。ですから、昨年度の例でございますと、官製談合でいきますと、入札競売妨害では禁錮、最高刑が2年なんですけれども、そういう禁錮以上の刑が見込まれるという場合でございますと、通常の交通事故なり、普通のものについて、そういう重い刑が特に見込まれないようなものについてまでこの規定で対応していくということでは決してございません。今の規定でも起訴されている方については支給されないんですけど、基準日現在起訴されている

場合には。ところが、昨年の例でいいますと、逮捕されているけれども、起訴されるかどうか分からない状態が続くと、そういうような場合について一時支給を保留するという規定がございますので、起訴猶予とか罰金刑とか、そういうのが決まった時点ですぐこの措置は解除ということでございますので、そのあたりについては十分な運用が可能ではないかと考えているところでございます。

○鳥飼委員 逮捕をされて、本人確認して、否認をする場合というのももちろんあるわけなんですけれども、そういう手続行為が当然必要なんじゃないかなと思うんですけど、問答無用でこういうようなことに持っていくというのはどうかなという感じもするんです。当然無罪になる可能性もありますし。

○岡村部参事兼人事課長 昨年の例でいいますと、逮捕されて県のほうでお話を伺うということとはできないわけです。そういう状況が続くという状況になりますので、内容について県のほうで判断して、懲戒免職等に当たるというようなものが確認できれば、それはそれで対応ができるのかもしれませんが、逮捕されてそういう状況がわからない中では、やはり、まずは一時差しとめという保留の対応というのが一番適切ではないかと考えております。

○鳥飼委員 弁護士を通じて意思確認というのはできるんじゃないですか。できないということを今言われましたけれども、それはないんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○岡村部参事兼人事課長 弁護士等で内容確認とかそのあたりはある程度できるかもしれませんが、県のほうでその内容についてしっかりと確定するということは、その時点では難

しいと思われまますので、その状況の中では、今申し上げました保留と、一時差しとめということで、支払わないということではございませんで、差しとめだけをさせていただくということをお願いをしたいと思います。

○中野委員長 ちょっと関連。いいですか。今の場合、そういう一時停止はいいけれども、今回のように不起訴になったということは、本人たちに対しては、不起訴になって無罪になったと、そこはどう考えるんですか。

○岡村部参事兼人事課長 1つは、差しとめの解除をいつの時点でするかというのがありますけれども、差しとめの解除については、禁錮以上の刑とならなかった場合とか、今回のように不起訴処分、起訴猶予とか、そういうこととなった場合、または起訴されることなく1年を経過した場合、その他差しとめる必要がなくなったということなんですけど、今挙げました3つのような場合については、その時点で解除をして支給するということになります。

○中野委員長 それと、今回の場合は不起訴になった。後の取り扱いは、退職金にしても、不起訴になったということは、刑も何もなかった。聞くところによると、退職金が3分の1ぐらい減らされたとかいろいろ聞くわけですけど、そこ辺の規定というのはしっかりあるんですか。

○岡村部参事兼人事課長 今回の事例でいいますと、起訴猶予で、その後、県の懲戒処分があったわけです。停職処分。それを受けて、今回の皆様は自主的に退職されたという形をとってございまして、退職金が通常より低いといえますのは、通常定年退職等ではいわゆる勸奨扱いですが、それができないという意味でございます。

○中野委員長 はい、わかりました。ほかにありませんか。

それでは、総務課と人事課に関する報告事項についての質問はありますか。

○黒木委員 報告で1枚の用紙をもらっているんですが、けさの新聞に都城市が出ましたね。私もこれを皆さん方から前回報告いただいたときに、市町村も恐らく出てくるんじゃないかという心配をしておったんですが、まず、都城市がそういうことで出てきた。恐らくほかの市も、わかりませんけれども、同じ取り扱いをしている文具屋さんとか、同じ系列の事業所とか商店ですから、同じことが少しあっているのかなという気がするんですよ。それで、皆さん方は相手方の名前も公表していませんけれども、各市町村のそういう取り扱いというのはわかっているわけですね。今度の都城の相手方の文具屋さんと県の文具さんは一緒なんですか。

○岡村部参事兼人事課長 それは都城からも聞いておりません。特に把握しておりません。業者が一緒かどうか含めて。

○黒木委員 これを扱っている職員は庶務係になるんですか。庶務係ということになりますと、皆さん方のほとんどの方が庶務係で回っているのかなという気がするわけですね。じゃ、皆さん方もそういう経験があったのかと私はこう疑ってならんとですよ。出先に行ったり、庁内に行ったりするときには、ほとんど庶務係がこういう扱いをしてきていることは事実ですね。事業課の皆さん方に聞くと、私どもは全く知りませんでしたという人もおりますし、ですから、そこあたりがどういうふうにならなっているのか、ちょっと気になるんですが、これは庶務係だけしか知らないことなんですか、それとも、上の課長まで知っていることなんですか、出先では。

○岡村部参事兼人事課長 今は全庁調査の中で、

過去5年間の所属長なり、担当の補佐的な人とか庶務係長とか、あとは担当含めて、みんなこの事実を知っていたのかとか、どれまで知っていてどういうふうな指示があったのかとか、その実態を十分事情聴取しなさいという指示を今しております。私どもの方も、これまでみやぎ学園とかございましたけれども、そういう中では、ケース的には上が最初から知らなかったようなふうな感じもありますし、そこはまだ今から徹底して調査してみないと何とも言えないと思っております。

○黒木委員 わかりました。そこあたりは調査が今からされると思うんですけども、私はこのことについては業者も一連だと思えますよ。業者もこういうことを知っておるということ、預けですからね、ここあたりのところを詳しく聞かせてください。委員会ですから。預けの方法ですよ、皆さん方が調べている方法なりは、例えば物品を10万円なら10万円頼んだ。そのうち物は7万円分しかもらっていない。あと3万円分がまだ残っているという形なんですか。預けというものの実態がどういう形で預けになっているか、ちょっと詳しくそこ辺は教えてください。

○岡村部参事兼人事課長 今、黒木委員が言われたような感じだと思うんですが、例えば、年度末に10万余ったということで、ノートを買ったことにしてある文具屋さんに発注をすると。検品を一応したことにして発注事務をしておく。お金が向こうに行くわけです。でも、実際は次の年度になって必要なもの、今度は違うものの場合が多いと思いますけれども、ほかのものを、場合によっては備品かもしれませんし、そういうものを納入してもらおうというようなやり方でございます。

○黒木委員 ある程度金額が大きくないものについてはいいんですが、100万を超えるものというのは1回だけじゃないと思うんですね。何回もそういうことをやって重なったもので預けの金額が膨れているんだろうというふうな気がするんです。そこ辺は今、調査の段階で、何回もそういうことをやっているところがあるんですか、出先の中で。でないと、こんな100万を超えるような金額というのは、1回で100万を超えるようなものを残していくということは不可能だと思えます。ですから、そこ辺は何回もやっているということなんでしょうかね。

○岡村部参事兼人事課長 現在自主申告の段階では、まず、5月31日現在の残高、それと古いものについては18年4月1日の残高を確定して示しなさいというようなことで言っているわけですが、ただ、その途中での動きは、実際正常な取引とかもあったりして、その区分けとかそこあたり厳密にする必要があるものですから、まだきっちりとはつかんでおりません。ただ、委員言われますように、大きな額が残っているということは単発だけじゃなかったのかなというふうには考えております。そこの把握は今しているところでございます。

○星原委員 今、預けの話が出ているわけですが、22ページの自主申告までの経緯というので、5月17日からになっているんですが、私が聞いているのでは、最初みやざき学園からは4月の8日ごろに云々という話を聞いているんです。そうすると、これが1カ月半ぐらいかかっているわけですね、経緯の中で17日と書いてあるから。その辺についてはどういうふうにとらえているんですか。

○岡村部参事兼人事課長 みやざき学園については、担当者が、2月か3月、その時点から、

知事の呼びかけを受けて、これはやっぱりやめた方がいいんじゃないかという問題意識を持っていたようで、そういう中で上にも相談したりというようなことはあったようなんですが、ただ、実際それがきっちりした形で調査しようということになったのが、新しい所長さんが見えて、4月に入って調査して、その結果を4月10日に児童家庭課に、まだそのときは余り詳しい内容はなかったようですけれども、こういう感じのものがあるけど、それは適正なんだろうかねというようなことで、4月10日に児童家庭課に相談があったということでございます。

児童家庭課としても、その内容を聞いて、まだ具体的な細かな点は全然なかったということで、もう少しこのあたりを調査してみてください。そういう不適正なものに該当するかというのをもう少し精査してみてくださいということで指示をして、それから、詳細にみやざき学園のほうで業者にも当たったりしながら調査をして、まとまったのが4月いっぱいかかって、5月8日にみやざき学園から児童家庭課に報告があったということで聞いております。

人事課としては、5月9日にそういう内容について報告を受けて、そういう預けの事案でございましたので、非常に重要な問題だということで、詳細な調査等もあわせてしまして、17日に公表させていただいたというようなことになっております。

○星原委員 最初、みやざき学園に出てきたときは、みやざき学園だけがかなり、マスコミも裏金という形でやって、あとの40何カ所出てきたところは、全体の数字になってくるわけですが、私は逆に言えば、みやざき学園が本当に一番最初にそういう形で知事の言われたことを守ってそういう形なんじゃないかなというふう

に思うんですよ。だけど、報道の流れの中できくと、あそこだけがかなりクローズアップされた形で前任者の問題までいろいろ出てきて、前任者の時代にもそういうことはありながら、前任者は、直接は話していませんが、かなり悩まれたような形になっているわけですね。だけど、あとの人たちのところあたりはそこまでいかないわけですね。だから、その辺考えると、私は、逆に、みやざき学園がああいう形でしたことが今回こういう形になってきて、その辺についてのフォローというか考え方等は、どういうふうなとらえ方を今はされているんですか。

○岡村部参事兼人事課長 今、委員の言われたとおりだと思います。みやざき学園でコンプライアンス意識を持ってやっていただいたので、今回の全庁調査、今回これをもって一掃するという動きが出てきたわけですので、それはまさにそのとおりだと思っております。ただ、言われますように、発表の経緯としては、みやざき学園が最初に発表したものですから、非常にクローズアップされたという経緯がございます。

○星原委員 そして、この中身的には、知事部局あるいは教育委員会、県警本部、それぞれにあるわけですね。今、報告が過去5年だからかもしれませんが、まださかのぼれば。私はいい悪いは、確かに裏金といえど裏金なんでしょうけど、それだけ節約したということではまた違う面もあったと思うんですね。そういうような面もあると思うので、こうなってくると、それは当然、裏金あるいは預けという形で、あるいは業者に預けることが、民間に預けることからいけば、それは間違っているわけでありまして。ただ、こう見ても、事務用品、医薬品卸、そんなところですから、業者の人たちは今どれだけもらっているかわかりませんが、過去にどこ

かで、最初どこの時点で始まっているかわかりませんが、こういったものは余ったときは預けで云々していただけませんかという持ちかけになっているんだろうというふうに思うんですが、そうなってくると、業者のほうは業者のほうで、金を預けられると、自分のところからずっと買ってもらえるという有利性がありますから、そういう部分を暗に認める中の形だったんじゃないかなというふうに思うんですが、これについてはそういう形でとらえていいんですか。

○岡村部参事兼人事課長 今回の調査の中で、調査項目として、預け先をどういう考え方で選んだかとか、価格的なことはちゃんと交渉しましたかとか、そういうようなことも聞いていきたいと思っております。

○星原委員 それと、これだけのいろんな場所でということになると、異動していった庶務課の人が、同じ人が、あそこでやったから次のところに異動になったその人がやっていただけじゃないと思うんですね。いろんな形で情報があったんだろうというふうに思うんですよ。1カ所だけだったら、その本人がおる間にそういうことをやってみたという形になるかもしれませんが、こうやってこれだけの数になってくると、やっぱり内部的に、うちではこういう方法でやりとりやっているよと、取引しているよと、そういう形になっているんじゃないかなと思うんですが、その辺については今のところどうとらえるんですか。

○岡村部参事兼人事課長 全体の15%ということだからかなり率的には高いと思いますので、組織風土としてもそういうものがあつたというようなことはある程度認めざるを得ないのかなと思っております。

○星原委員 それと、我々議員と4月10日にU

MKのテレビに夕方出たときに、知事は、要するに官製談合を見抜けないのは議会の責任みたいなことを言われたわけですね。だけど、知事がなってからも、今度3月でも、あれだけ知事が言われたにもまして3月でも5件ほどあったというこういう形で考えると、じゃ、知事はどういうふうにその辺を、我々はそのとき思って、後で知事にも言ったんですが、官製談合を議会が見抜けるわけないですよ。ましてや今回の場合でいけば、知事が出納長とかその下で部長とかに流れている経緯を我々議会がどうやって見抜くんですかという話をした経緯があるんですが、だけど、今度は知事はあれだけのことを言って、その後でも今回の、裏金という見方をするんだったら、知事が言われた自分の職員に対する姿勢、議会を責められたけれども、知事自身の考えというのはその辺についてはどう思っているのかなという感じがするので、それは知事でないとわからないだろうというふうに思うんですが、その辺のところも言うておかないと、僕ら議会だけに振り向きが来るわけですね。96. 何%、これは確実に落札率がそれだと談合ですよ、知事はこう言うわけだけれども、現実には自分が知事となった後もそういうことが行われたわけですから、そうすると、私は、トップリーダーとしての責任は、我々議会が云々する以上にそういう面ではあるんじゃないかなと。我々は調査権はあるけど捜査権はないわけだからなかなかそこまでの見抜きはできない。今回の場合でも、今回議会でも、質問の中で領収書があるんですかという話がありました、領収書じゃなくて振り込みの通帳で金額が相手方に行っているだけで、私も監査しましたけれども、要するに数字を見せられれば、その先は、実際品物がそこに納入されたの

かどうなのかというところまでは検品しませんよね。お互いの信頼関係だと思いますから。そうなるくなかなかそういうものは見抜けないんだと。だから、やはりこうやって自主申告で職員の皆さん方も過去をここで断ち切ろうということで、今回そういうことで出てきたんであって、知事にもその辺のところは少し理解してもらわんと、こんなものはなかなか見抜けないですよということを言いたかったので、今の最後のところはそういう話をしたところでありますので、何らかの形でお伝えいただければありがたいのかなというふうに思います。

○鳥飼委員 まず最初に、今の預けに関連してお尋ねをいたします。

そもそも預けが生じた背景、いろいろ議論をしてきまして、知事も答弁がありましたけれども、これについて人事課がつくられた資料ではそういうことは一切書いてないんですね。やはりそういう議論も今からしておかないと問題の解決につながらないと思っているんです。私も本会議で指摘しましたけれども、そこ辺についてここにも書いていただきたいと思います。今から調査をしますよということだけじゃなくて。課長にその答弁を求めたいと思います。

○岡村部参事兼人事課長 現在全庁調査をしまして、今後8月末までに外部調査委員会等の御提言もいただきながら改善策をまとめるということなものですから、余り詳しいことを書いてはおりませんで、申しわけございません。

それで現時点でのいろんな分析といたしましては、今も御指摘ありましたけれども、予算執行に当たって、年度末までに予算を使い切ろうという意識が県庁の組織風土としてあったということが大きな要因であろうと。もう一つは、そういうことがあっても、公金に対して職員の

コンプライアンス意識と申しますか、それがしっかりしていればそういうことは起こらないと思うんですが、公金を取り扱っているということに対するコンプライアンス意識が十分でないという面があったのだらうと。もう一つは、そういう意識の問題等も前提にあるんですけれども、そういうことをさせないシステムというのもまだ十分ではなかったということでございまして、物品の購入に対する、要するに納品検査が徹底されていなかったというのが一番大きな問題ですので、そのあたりが絶対に徹底するようなチェック体制というのをとっていなかったということで、それについてはシステム上の問題として今後徹底的に検証していかなければならないと考えております。

○鳥飼委員 それだけではちょっと不十分だと思うんです。数え上げれば切りがないというのはあるかもしれませんが、もっと大事なことがあるんじゃないですか。なぜこういうことが生じてきたのか、生じざるを得なかったのかという。当然考えられることについてはお答えいただきたいと思っているんです。

○岡村部参事兼人事課長 基本的には今申し上げたようなことだと思っておりますけれども、あとは、予算制度と申しますか、予算の配分と申しますか、その問題を、それは予算執行に当たり、年度末までに予算を使い切ろうという意識と大きく関係するんでしょうけれども、その辺の全体的な話というのも今回十分議論する必要があると思っております。

○鳥飼委員 国庫補助がついている事業とか、県単でやっている事業とか、それぞれの事務所、事務所ですどこに大きな比重があるかというのももちろんあるんですけれども、県単のところは、この間も言いましたけれども、一律20%カット

ですよ。切らざるを得ない。財政課長が切るんですけれども、そこでやりくりをしてくるというのはあったわけですね。こういう書類をつくっていただくのももちろん当然なんですけれども、考えられることについては書いておかないと、ただ今出てきたのが悪いんだと。今、星原委員が言われたように、みやぎき学園で、ここはありますよと言ったら、取材があって、あそこに入っていた子供さんたちは、マスコミの取材が来るだろうということで児童相談所に避難をしたんですね。マスコミの目にさらしたくないということもあって。そんなこともあるわけです。だから、こういう背景もしっかりと書いていって、そのことが改善につながっていくわけですから、そこはお願いをしておきたいと思えます。

それと、今、再調査をしておられるわけなんですけれども、もちろん県外の事務所もするというのでよろしいんでしょうか。

○岡村部参事兼人事課長 全所属ということで、県外事務所も含めて調査しております。

○鳥飼委員 あとは人事課のことで倫理規程のことで聞きたいんですけれども。

○中野委員長 いいですよ。

○鳥飼委員 それでは、県職員倫理規程の概要についてということで御説明をいただきました。べからず集みたいなことで、これで職員が伸び伸びと仕事ができるのかなというふうなことも考えたり、私はゴルフは下手ですから、することもないんですけれども、ゴルフもできなくなったりとかいうようなこともあったりして、こういう形を整えれば大丈夫なんだというように見えてならないんですね。ですから、コンプライアンス、先ほど行財政改革のほうでありましたけれども、このコンプライアンスについてどん

なふうに考えておられますか。

○岡村部参事兼人事課長 規程につきましては、このような規程を制定させていただいておまして、規程の内容自体は、読んでいただくと極めて常識的な内容だろうと思っております。ただ、それを今回きっちり規定をしたということでございまして、これをいかに守るかという御指摘のありましたコンプライアンス意識をどう醸成していくかということだと思っております。

それで、具体的には、今回、不適正な事務処理に絡んで外部調査委員会等でも再発防止策を検討いただく中でそういうコンプライアンス体制等についても御提言いただくとは思いますが、今検討しておりますのは、全庁的にコンプライアンス推進体制を敷けるような、具体的にはまだ見えておりませんが、全庁的な組織及び出先なり、またそれぞれの所属で、ただ単にこちらから押しつけるだけではなくて、いろんな職員からの相談も受けながらコンプライアンスについて助言指導していくというような仕組みを早急に立ち上げていきたいと思っております。また、自治学院等の研修においても、今までも一部はやっておるんですけども、こういうコンプライアンスに関連した研修体系というものをもう少し充実していきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 私は、コンプライアンスに関して申し上げれば、民の談合というのがありましたね。これは明治の会計法から、やっちゃいかんよということになっておった。ところがずっとそれが続いてきて、官と民の贈収賄、えこひいきとかそんなのはいけませんよということに目を向けられていって、しかし、戦後やっぱり談合はずっと続いてきた。だから高値に落札を

してきたらと思うんです。しかし、それは犯罪を構成していなかったんです。警察は摘発をしなかったんです。ところが、日米の構造協議なり、対日年次改革要望書もある、それから予算も減少してくるという状況があって、独禁法の中でたびたび取り上げられてきて、そして犯罪視されるようになったんですけれども、しかし、具体的には、宮崎もそうなんですけど、大淀川でもどこでも、そういう業者の人たちが頑張ってきてくれたから、だから道路もしっかりできてきたというのもあると思うんです。肯定するわけではありませんけれども、しっかり仕事はやりましょうよということの中で仕事を持ち回ってきたというのも背景としてあるだろうと思うんです。

ところが、今日の事情になって、犯罪視をされ、摘発されるということになった。じゃ、それで大丈夫なのかと、コンプライアンスを確保していけば。品質確保の問題もいろいろ議論しましたけれども、その時代の要請、社会の要請があるというふうに思います。それはそれでいだろうと思うんですけれども、私が申し上げたいのは、こんな職員倫理規程で職員をがちがちに縛って、果たしてそれで業務が円滑に進むかどうかということです。県としては、決まりましたよ、つくりましたよと。職員もそれを守りましょうとやって守ってやって、果たして、例えば福祉事務所なり、県税事務所なり、土木事務所なりの仕事が円滑に進んでいくかということが大事だと思っているんです。それについての考えを聞かせていただきたいと思うんです。

○岡村部参事兼人事課長 今御指摘の点は、我々としても一番大事なことだと思っております。もちろん、コンプライアンスといいますのは、どちらかといいますと、今御指摘のように、本

人たちが今までそれほど不適正じゃないと思っていたことが実は大変不適正なことだと、今度の預け等についてもそういう面があるのかもしれないけれども、そういうものについて、適正なものはこうあるべきなんだよというところを、職員、我々含めてきっちりみんなで認識して守っていこうということをいわば運動として取り組むというぐらい息長く取り組まないと、なかなかこのコンプライアンス体制はできないんじゃないかと思っております。

そういう中で、今回、職員倫理規程をつくらせてもらっているんですが、これをつくるに当たっても、国どおりにはいかないところというようなのも大分検討いたしました。その一つが、国はゴルフ等は例外なく全面禁止なんですけれども、県の場合は、例えば企業誘致とかいろんな場面ではむしろ県から営業するというような仕事も多いものですから、そういうものまでがちがちに縛ってしまえば非常に難しいというようなこともあったり、そういういろんな場面等も想定しながらこの規程については考えました。

それと、この内容自体は、先ほど申し上げましたけれども、今までも服務通知という形で部長名で毎年2回出しておるんですけれども、その内容のほうはむしろ厳しいかもしれません。ですから、この内容自体については極めてある面では当たり前の話で、それをいかに守っていくかということ、もう少し現場の意見も人事課もいろいろ聞きながら根づくようにやっていきたいと思っております。

○鳥飼委員 例えば農業改良普及センターがありますね、普及員の方がおられて農家の人たちとつき合いをする、指導するということで、農家の懇談会とかあります。焼酎も飲んで帰らんといかん、これが仕事で農家の人たちと近しく

なっていく。そのことについてはどんなふうにごの中で整理をされていくんですか。

○岡村部参事兼人事課長 利害関係者というものの概念が、24ページにありますけれども、1から8まであるんですが、この中で6というのがあります。これは国も同じ規定になっているんですが、6以外はかなり個別に規定しているんですけれども、この6というのは、いわば担当している業界といいますか、これが入ってくるということですから、農業改良普及所の場合も、厳密にどこまで利害関係者になるかは個別に判断しないとイケないんですけれども、直接いろいろ指導している方については利害関係者になってくると思います。そういう場合については、飲食についてはお互いお金を負担して飲めばいいという規定になっております。あと、軽いもの、この中で立食パーティーとありますけれども、例えば20人、30人で集まってやるもの、そういうものは構わないということですので、通常は普及センターの皆さんが公民館とかで農家の方とやるというものについては、この中で言いましたら、細かくは書いておりませんが、6の(1)のぼつ3つ目で、職務として出席した会議等や多数出席の立食パーティーで飲食物の提供を受けること、これは本人が負担しなくても構わないということですので、通常はこういうものでカバーできるのかなとは思っております。

○鳥飼委員 懇談会やりますよということで行くでしょう。焼酎を抱えていくと。じゃ、その焼酎代はどこから出すのか、予算化してあるのかどうか。恐らくしていないだろうと思っております。そういうこともやっぱり考えてあげないと仕事が回らないんですよ。そして、そこで飲む。あんとところのハウスがどうだこうだ

という話もする。今後の宮崎の農業の話もする。飲んだら帰れない。帰れなければ、じゃ、どこに泊まるか。便宜的にセンターに泊まるとかいうようなこともやらざるを得ないわけです。それで仕事が回ってきているわけです。余り細かく規定してしまうと、じゃ、やめたということになったら、元も子もないと思っているんです。そこ辺は十分配慮をしていただかないといけないというふうに思っております。

規定がいろいろありますけど、例えば出張しますね、皆さん方も県外出張とかされるんですけども、出張したときに必ず登庁しなさいよと、東京に行くのに。これは本当はそれはないだろうと思っているんです。職員の給与に関する条例の運用指針とか、その旅行期間中は正規の勤務時間を勤務したものとみなすとか、日曜日勤務すれば時間外勤務手当を払わなくちゃならない。しかし、しっかり払っていますか。払っていないと私は思っているんです。例えば9時に飛行機で着く。払っているかといったら払っていないですね。だから、一律に登庁後出張してくださいというのは、これは規則違反じゃないんですか。

○岡村部参事兼人事課長 それは平日に出張する場合でしょうか。

○鳥飼委員 はい。

○岡村部参事兼人事課長 実際の運用については、午後出張するというような場合については、やはり一度出てきてくださいというようなお話になるのではないかなと思うんですが、時間帯にもよるんじゃないかなと思うんです。

○鳥飼委員 時間帯にもよるんですけど、じゃ、それが11時だったらどうなのかと、その線引きがないんです。みんな出てきてから空港に行つて出張すると。200円払うと。赤字で手出しをせ

んといかん。みんな出張したくないというのが実際でしょう。だから、規則でいろいろ縛るのはそれはそれでいいけれども、やっぱりやるべきことはしっかりやらないと私はいけないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○岡村部参事兼人事課長 それはおっしゃるとおりで、この規程自体が実際の円滑な、活発な業務を妨げるようであってはいけないと思っておりますので、そこは現場のお話を十分伺いながら、運用できるものは運用していきたいと思っております。

○中野委員長 しばらく休みますか。ほかありませんか。じゃ、続けてください。

○鳥飼委員 これは臨時の方の給与明細です。日給5,580円。時間給が697円50銭。宮崎県の最低賃金が611円。下から5番目です。私はそういう意味では、臨時の方のことを言えば、確かに今、宮崎は仕事がないから安く来てもらっていますけれども、果たして697円、こんなことでもいいのかなと思うんです。少なくとも民間の所得は保障していかなくちゃならないんじゃないかなと思っているんですけれども……。安過ぎるんじゃないかなと思うんですよ、どうですか。

○岡村部参事兼人事課長 臨時職員の給与ですね、今いろんな指標を見ながら決めさせていただいているということですので、今の御意見踏まえて十分我々としても考えてみたいと思います。

○鳥飼委員 この際ですから、この倫理規程とか、トップの犯罪のあった後でこういうのをつくられた、それはそれでいいんですけれども、本会議でも私、言いましたけど、じゃ、職員の意欲をどうやって引き出していきますかということで、これは委員長にも見てもらいたいと思うんですけれども、人事異動をやりますね、そ

の真ん中のぺらぺらの紙、これが人事異動の通知書なんです。大きいA4の立派な紙は、うちの議長が、これは事務局の方の辞令ですから、出している辞令なんです。これで、例えば北諸県農林振興局に行きなさいともらうわけですよ。これは坂元さんの辞令になっていますけれども、こういうことで果たして意欲を持ってやれるのかどうかというふうに思っているんですけれども、このことで節約された事務費というか、わからないですけど、答えられれば教えてください。

○岡村部参事兼人事課長 ちょっとその事務費の額は……。

○鳥飼委員 人事課長はあれですわね。これは見せなくてもわかりますね。どうですか、こういうことをやっていていいと思いますか。

○岡村部参事兼人事課長 現在はそういうような紙での昔のような辞令をなくしてやっていると。検討の中では、他県でも辞令自体がないようなところもあるとか、いろんなものの中で検討したようですけれども、意欲喚起という点でやはりきっちりとした辞令が必要ではないかという意見もございます。内部的にもございますので、そこはまた研究していきたいと思っております。

○鳥飼委員 本会議でも申し上げましたけど、永年勤続表彰ですね、警察本部はいろいろありまして記念品までということで警察本部長は言っておりましたけれども、知事部局は、3年前からですね、なくしたのは。皆さん方も、公務員ですね、県庁職員でやってきて、営々とやってきて、20年、30年、御苦労さまでしたと社長が言う。物をつけるかどうかは別ですよ。それをもらって帰って奥さんに見せる、御主人に見せるわけですね。長い間お疲れさまでしたと。

またあしたから頑張ろうねというビールで乾杯をされるかもしれない。そういう配慮というものがないと職員の意欲を引き出すことはできないんじゃないでしょうか。

○岡村部参事兼人事課長 本会議でも御質問いただいた件ですけれども、何年か前に、制度自体については、ただ年数だけではどうかというようにいろんな意見の中で表彰制度が廃止されたという経緯がありますけれども、今いただいた御意見は非常にありがたい御意見ですので、お金がかからないといえますか、大々的じゃないような範囲で復活できる方法はないかということを含めて、またこれも研究をさせていただきたいと思います。

○中野委員長 鳥飼委員、報告事項ですかね、今のは。

○鳥飼委員 その他なんです。公務員倫理規程に関連しているわけです。

○中野委員長 わかりました。端的にお願いします。どうぞ。

○鳥飼委員 委員長の許可をいただきましたので、もう一点お尋ねしたいと思います。現業職員の任用がえについてお尋ねしたいと思いますが、約400人か500人おられたと思うんですけれども、事務局も運転手さんとかおられて、その人たちを行政職にかえるということできなくて、年齢を区切ってやられている。55歳以下ですね。そして、ことしからですか、畜産試験場とか農業試験場とか、宮崎県の基幹産業にかかわる部分での農業研究補助員の人たちも事務にかえる。これは47ですか、48ですか、かわっているんですけど、その概要についてお尋ねしたいと思います。

○岡村部参事兼人事課長 平成18年4月1日現在で現業職員の方が374名おられます。そのう

ち19年3月31日で退職された方が13名おられますけれども、再任用された方等もおられます。19年4月に、18年度に研修を受けていた方について任命がえを235名についてやらせていただきました。これ以外に組合専従の方2名おられますけれども、選考が終わっています方が。あと、現在19年度に研修を受けていただいている方が63名でございます。最終的に現業に残られる、55歳以上で現業に残るということを希望された方になるんですけれども、最終的に残られるという方が62名の予定でございます。以上でございます。

○鳥飼委員 48歳のところもちょっと教えてください。農業関係。

○岡村部参事兼人事課長 恐れ入りますが、48歳のところをもう一回教えていただけませんか。

○鳥飼委員 農業・畜産ですね、農政水産関係の職員については対象が違うというふうにお聞きしたものですから。取り扱いが違うということですか。

○岡村部参事兼人事課長 失礼いたしました。農業試験場等における非常勤職員の指導業務に従事するという方が18名おられますけれども、その方については18年度末48歳以上で希望される方から選ばせていただいております。

○鳥飼委員 特に、職種がえの場合に、なかなか新しい業務が身につかないとかやれないという人もおると思うんですね。若い人でしたらそんなになんかと思うんですよ、44～45ぐらいまでだったら。しかし、50過ぎてから、きのうまで包丁を持っていた人がパソコンとペンでやるというのは、かなりなストレスもかかるでしょうし、そこ辺のアフターケアといえますか、そこが大事だろうというふうには思っているんです。

長くなるからもうお聞きしませんけれども、早くやめられた方が結構おられると。職種がえがなければやめなくてすんだという方が20名近くは2005年からおられるなどというふうには思っているんです。そのアフターケアというものの、フォローをどんなふうにしておられるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○岡村部参事兼人事課長 実務研修を各職場でやっていただいているわけですが、それぞれの職場に実務研修の責任者というのを置いて、常時いろんな相談に乗ってもらうようにしております。それと、職員の方が座っている隣の職員とか近くの職員を助言指導員というふうに任命しまして、日常の相談相手として業務上の助言指導を日常的にサポートするという助言指導員という制度もつくっております。

それともう一つは、配属されておりますところの担当係長については、全員について、実務研修の現業職員の方の受け入れについての心得なり、必要知識なり、そういうものについていろんな研修をさせていただいたり、また、実務研修職員のメンタル面でのケアについても臨床心理士の方から研修していただいたりということで、直属の係長等についてはかなり徹底してその辺の研修をしております。以上でございます。

○鳥飼委員 もう要望にしておきますけれども、しっかりその対応はお願いをしておきたいと思えます。これは4月27日の西日本新聞ですけども、畜産試験場の非常勤職員が酒気帯び運転で逮捕されたという記事が載っていますけれども、これも任用がえに伴って起きたことなんです。ですから、本当に畜産試験場、農業試験場、大丈夫なのかなと思っているんです。シンビジウムにしても新しい素材を発表してもらって

ますが、相対的に試験場の機能が低下をしていくのではないかと懸念しておりますので、もう長くなりますので、ここでやめますけれども、しっかりフォローをしていきなり、見直しをしていきなり、総務部の観点から議論するんじゃなくて、事業課の観点を含めて議論をしっかりお願いをしておきたいと思います。

○中野委員長 委員の皆さんにお諮りいたします。私は12時まででもいいかなと思ったんですけど、一応きょうは4時という予定でありましたので、継続しますか、あす再開でいいですか。あしたは時間は何時にしますか。

ちょっと休憩します。

午後 3 時58分休憩

午後 3 時59分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は11時からでありますけど、総務部の質疑は13時からお願いいたします。

本日は以上で終わります。どうもお疲れさまでした。

午後 3 時59分散会

平成19年6月21日（金曜日）

午前11時11分開会

出席委員（9人）

委員 長	中野 廣 明
副委員 長	松村 悟 郎
委員	中村 幸 一
委員	星原 透
委員	黒木 覚 市
委員	外山 衛
委員	鳥飼 謙 二
委員	河野 哲 也
委員	川添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

議員	福田 作 弥
----	--------

説明のため出席した者

知 事	東国原 英 夫
-----	---------

総合政策本部

総合政策本部長	村 社 秀 継
---------	---------

総務部

総務部長	渡 辺 義 人
------	---------

総務部次長 （総務・職員担当）	吉 瀬 和 明
--------------------	---------

総務部次長 （財務担当）	宮 田 廣 志
-----------------	---------

危機管理局長	佐 藤 勝 士
--------	---------

部参事兼総務課長	米 良 剛
----------	-------

部参事兼人事課長	岡 村 巖
----------	-------

部参事兼行政経営課長	米 原 隆 夫
------------	---------

財政課長	和 田 雅 晴
------	---------

税 務 課 長	後 藤 文 雄
---------	---------

総務事務センター課長	柄 本 寛
------------	-------

危機管理室長	日 高 昭 二
--------	---------

消防保安室長	押 川 利 孝
--------	---------

事務局職員出席者

総務課主幹	黒 田 涉
-------	-------

議事課主任主事	今 村 左千夫
---------	---------

○中野委員長 総務政策常任委員会を再開いたします。

本日は、知事、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。当委員会では、1つが平成19年度補正予算の基本的な考え方、2つ目が職員倫理規程、3つ目が知事イラストの使用等につきまして、ぜひ知事から直接意見をお伺いしたいということで出席をお願いいたしました。そういうことでひとつよろしくお願いたします。今の3点ほどお願いしておりますけど、委員の皆さんから補足説明ありますか。

○鳥飼委員 今、委員長からお話あったとおりでありますが、これまで委員会に知事が出ていただくということはほとんどなかったんですけども、新しい知事になられて、議会も一緒に頑張ってもらわんといかんよというような御発言もあつたりしまして、私どもも試行錯誤してきたんですけども、それで、せっかくだからということでお願いをいたしまして、私、質問に入る前にちょっとお聞きをしたいのは、浅野史郎さんが来られましたけれども、宮城県議会とかいろいろありますが、47都道府県の中で20ちょっとぐらい予算委員会というのをしているんです。本会議が終わった後に予算委員会をやって、予算の中について細かいことをやりとりをする。

答えていただくのは本会議と同じメンバーです。それを1日か2日やった後に常任委員会をやる。それが終わった後に最後に総括的な質疑を知事に出してもらってやると。常任委員会するときには普通は出ないんですけども、最後の締めくくるところではまた出ていただくというようなことで、議会の活性化なり、議員が思っていること、知事が思っていらっしゃることをやりとりをするということなんです。ですから、そんなふうにせっきやく知事がボールを投げてくださいましたので、宮崎県議会においてもそんな形で協議中なんですけれども、知事が積極的に委員会にも出てきていただいて、短時間で結構ですから、知事でないと答えられない部分について答えていただくということで。知事のほうも変わっていただくということをお願いをしたいんですけど、それについて知事自身のお考えがあればお尋ねしたいと思うんです。

○東国原知事 今、突然の御提案なので、今即答はできませんけれども、他府県等、確かに予算委員会があるところはございますね、宮城もそうでしたけど。それが議会の活性化、あるいは県民の皆さんに目に見えるわかりやすい予算審議みたいなふうになるのであれば、検討しなくはないということですね。皆さんの御意見もまだまとまっていないようですので、一応そういう御提案があるということだけきょうは受けとめておきます。

○鳥飼委員 申し上げたのは、予算委員会のことではまとまっていないんですけど、こういう現行の今やっていただいているようなことは、知事がやろうと思えばできることです。ですから、そのことも受けとめていただいて、やはり議会活性化、県政

の活性化に向けて検討していただきたいと思います。

では、質問に入ります。いいですか。

○中野委員長 その前に、3つの論点、知事のほうから何か説明はありますか。

それでは、知事、お願いします。

○東国原知事 では、3つの論点というか、宿題がございましたので、まず、補正予算編成の基本的な考え方についてでございますが、本年度の当初予算は、編成時期の日程的な制約により、人件費、公債費等の義務的経費や施設管理費等の経常的経費を中心とした骨格予算として編成したところでございます。

今回の補正予算は、平成19年度が新たな財政改革推進計画の初年度であることから、本県の厳しい財政状況も十分に踏まえつつ、私のマニフェストの具体化のために実施する政策的事業や新規事業を中心とした肉付け予算として編成したところでございます。

地方財政対策等の結果、本県の収支不足額が拡大して財源の捻出には大変苦勞しましたが、徹底した事務事業の見直しや歳入確保等により、災害時安心基金の創設、あるいは企業立地促進補助金の最高限度額の引き上げ、医師確保対策強化、二地域居住や移住の促進等、現時点で私の考えを事業化できるもの、あるいは早急に取り組まなければならないものは可能な限り盛り込んだところでございます。厳しい中でも宮崎をどげんかせんといかんという私の思いを込めた予算となったものと考えております。今後は、このたび策定しました新みやざき創造計画に基づき、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを着実に進めてまいりたいと思っております。

続きまして、職員倫理規程制定の基本的な考え方についてでございますが、官製談合事件に

引き続き今回の不適正な事務処理の発覚により、県民の県政に対する信頼は大きく失墜したと認識しております。一刻も早く信頼回復を図る必要があると思っております。今回の2つの事件に共通していることは、職員が公務員として守るべき最も基本である法令遵守の意識、全体の奉仕者であること、県民本位であることの自覚に欠けていたということであります。こうした職員の意識を改革していくことが再発防止の上でも最も重要な点であると認識しております。そのためには、研修の充実等により法令遵守意識を高めていくとともに、職員に対して、その指針として県職員の守るべきルールを示すことが大変重要かと思っております。今回の職員倫理規程はそのような考え方のもとに制定したものであります。具体的には国の倫理規程を参考に規定しておりますが、いたずらに職員を縛りつけるような内容ではなく、常識的な範囲の規程とし、県民の目線に立った行政運営に支障がないよう配慮しているところでございます。職員にはぜひこの規程をみずからの行動規範として公務に邁進し、県民から信頼される県庁職員になってほしいと願っております。また、私自身も組織のトップとして率先してみずからを厳しく律し、職務遂行に当たっていく所存でございます。

続きまして、イラストの件でございますが、イラストについての基本的な考えでございます。イラストについては、私の一身専属の肖像権に関連するものと思っております。これは本会議でも答弁させていただきましたけれども、ただし、イラスト自体はそれぞれの企業等が私に似せて創作した著作物であります。本会議でも答弁しましたけれども、私は、イラストが結果的に県産品の販売促進や地元企業振興の一助にな

ればとの純粋な思いから、基本的には私の肖像権に関連させることなく使っていただいても構わないと考えております。いわば使用される皆さんの良心に任せるといえるか、期待しているところでございます。

しかしながら、イラストを使用した商品等により県や県産品に対するイメージが損なわれることがあってはいけないと思っておりますので、いろいろな場面をとらえて品質の管理や安全・安心の確保等と呼びかけているところでございます。なお、委員の皆様方が懸念されているような問題が発生するとすれば、法的措置も含めてしかるべき対応をとってまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○中野委員長 知事の説明が終わりました。委員の皆さん、質問がございましたら。委員の皆さんにお願いいたします。時間も限られておりますので、効率的に、ぜひ知事に聞きたいという部分についてひとつよろしくお願いいたします。

○鳥飼委員 予算のことでお尋ねをいたしたいと思いますが、マニフェストの単年度350億円ということでお尋ねをして、200億円については再度県民福祉の向上のために使うんですよというようなお話でしたね。それはそれでお答えいただいたんですが、その理解の仕方なんですけれども、知事がどんなふうにおられるのかということでお聞きしますと、今度の資料で、秘書広報課の県民座談会とかいろいろ形を変えた部分があるんですね。説明は秘書広報課の方からお伺いをしたんですけれども、前の知事の時代の焼き直しというか、それに準ずるようなものもあるんです。ですから、新たな行財政改革大綱という資料がありまして、見なくても大

体わかんと思いますが、この中でいろいろ書いてありますし、例えば乳幼児医療費助成制度とかあります。私が本会議でお聞きをしたのは、そういう県民の福祉にかかわってくる分も切り込まざるを得ないのではないかとということで懸念をしてお尋ねをしたわけなんですけど、そういう関連で言いますと、先ほど申し上げた秘書広報課の広聴の部分で県民座談会とかいろいろやられておられますけれども、そういうふうなことに置きかわっていくということであれば、実質県民生活にはそんなに影響はないというような200億円ということを考えればいいのかなと思ったりするんですけど、知事自身がマニフェストをつくられるときなり、選挙のときなり、議会の中で訴えられて話をしてこられたことについての知事自身の考えといたしますか、それをちょっとお尋ねしたいんですけども、そういう理解でいいのだろうかと思えます。

○東国原知事 ざっくり言えばそういう理解でいいと思えます。スクラップ・アンド・ビルドなので真に必要な政策を優先する。今まで2,000からの事務事業がありますけれども、すべてを見直すというのはどうかなと思えますけれども、その中で大体の事務事業は一応見直して、本当にこの事業が県民の福祉、あるいは県民の皆さんのために必要かどうかというのをもう一回見直すということです。私がみていてこれはどうかなという事業も確かにあります。あるいは細かく分散し過ぎていて、これは一括してできるんじゃないかなというのもございますので、その辺を見直すというのが一つ根底にございます。そのために一番重要なのは、あれもこれもという時代では財政的にないので、あれかこれかの選択、どこの自治体もそれを迫られると思うんですけど、その優先順位をきちんと決めて、一

番重要視しなきゃいけない優先順位を決めてその施策から遂行していく、予算を決めていくということをしたと考えています。ですから、累計で単年度で、3年度目だと思いますけど、350億ぐらいの累計では見直しになると思いますが、もちろん事業費ベースですね、それをしたからといってそれが全部カットになるということじゃないですね。御案内のように、そこからまた捻出して新しい事業に、先ほど言った真に必要な事業というものを判断してそこに振り向けるということでございます。つまり、これは基本的には、むだをなくそうじゃないか、施策にプライオリティーをつけようじゃないかという発想でございます。

○鳥飼委員 その際は、議会の意見なり、県民の意見をしんしゃくをしながらということは当然ということで理解してよろしいんですね。

それでは、職員倫理規程についてお尋ねをしたいと思います。今お答えがありました。私、これは当然のことが書いてあると思っているんですけど、しかし、これにとらわれて本来の仕事ができなくなっていくということでは本末転倒、あつものに懲りてなますを吹くというようなことにもなりかねません。今回の事件で重要なことは、トップの犯罪であったということなんです。一連の東国原知事が誕生した経緯も含めて、一連の官製談合事件の中ではトップの犯罪であったと。ですから、そこをどう防止するのかと、そういう手だてとか手順をつくるのかということだろうと思うんですけど、それがこれには抜けているんじゃないかなというような気がするんです。そこを知事にお尋ねしておきたいと思えます。

○東国原知事 おっしゃるとおりトップの判断のことでございますね、官製談合に関しまして

は。倫理規程については、官製談合あるいは今回の預けも含まれておりますけれども、倫理規程の中に行政のトップの倫理規程を盛り込むのかどうかということでございますね。私は自分の中でそれを守っているつもりなので、でも、盛り込んだほうが良いという御意見ですね、恐らくは。

まず根底から、選挙にお金がかかった。業者さんとの癒着があった。この選挙制度を変えたら、私は官製談合というのは、今回のような事件は起きないと思っております。ですから、その選挙制度から私は自戒して改めました。どれぐらいお金を使ったかというのは全部公表されているし、どういうふうに戦ったかというのは公表されているとおりでございます。そのときに、私はしがらみのないということをお約束しましたので、それは県民の皆様とお約束しております。そうなので、この倫理規程の中に行政のトップの倫理規程、今後そういう不正がなされる可能性もあるやもしれないということですか。それを懸念されて倫理規程に盛り込んだほうが良いとおっしゃるんですね。多分そういうことですね。今まではなかったですよ、私自身がですね。倫理規程を入れたほうが良いとおっしゃるんだったら、ちょっと検討させていただいて入れても構わないとは思っていますけど。

○鳥飼委員 知事にこんなことを言うと、何と失礼なやつだと抗議の電話が私に来るかもしれませんがけれども、そんなことを覚悟しながらといいますか、私が申し上げたいのは、コンプライアンスの考え方もそうなんだろうと思うんですけど、明治に入って入札制度で談合はいけませんよというのができまして、刑罰になったのが戦前です。昭和17～18年代と聞いております

けれども、その後も談合はやられておったんですね。しかし、制度としてはそれが一番いいだろうということであったんですけれども、しかし法的にはそうじゃなかったわけです。社会の要請はそうだったわけです。それでいいですよ。そして、大淀川を整備して道路をつくってということであって、いろいろありまして、業者同士のお金のやりとりがあると、それはいかんよ、取り締まるよということだったんですけれども、今はそれがなくてもいけないよということになってきたという意味では、社会的な要請というものが一つあるのかなと思っているんですけれども、そういう意味で、コンプライアンス、法令遵守というふうに言われて、それをやっておれば業務がスムーズに行くのかというところに私は疑問を持っているんですね、法令遵守をやっておれば。トータルとして、社会が県の行政に求めているものは何なのかという判断のもとに必要な法律はクリアをしていく必要はもちろんありますけれども、そこにとらわれ過ぎてしまっただけでは本来のことが見失われるという意味があると思っています。

今度の分で倫理規程が出て、これはいろいろ細々書いてありますね。職員の方が萎縮をするのではないかなというようなこともあって、当然のことが書いてはあるんですけれども、国家公務員がそういうふうになったときに情報交換さえもできなくなったというのがありましたね。それで果たしていいのかどうかというのも考えなくてはならないという意味がありまして、トップがそういう犯罪を犯すのを防ぐ方法を一つというのはあるんですけれども、もう一つは今申し上げたようなことで、倫理規程で余り縛り過ぎると本来の仕事ができなくなるんじゃないかなと思っているんです。心配はしているんです。

そこら辺は知事がしっかりと受けとめておいていただくことが非常に大事じゃないかなと私は思っているんです。言いたいことはわかりますね。

○東国原知事 はい、わかります。そうですね、おっしゃるとおりだと思います。ここでも言わせてもらっていますが、余り縛るといことはおっしゃるとおりよくはないことかなと。萎縮するとおっしゃいますけど、仕事が自由にできない。そういうところの担保はしながらも、社会的な常識の範囲、通念上の中での範囲の倫理規程と私は位置づけているんですけれども。いたずらに手足を縛るような、行動を縛るような、あるいは思想を縛るような、そういうことまでは私は考えておりません。ただ、今回の預けですね、預けがどのような心理状況で、あるいは慣習状況で行われてきたのかというのが、ちょっとやっぱり職員の方々に、これは当たり前みたいな、預けは当たり前だと、当然そういうのは別に私的流用がないんだから、どうせ物品買うんだからとかいうような、何かその麻痺感があつたのかなという感じはしますね。

御案内のように、倫理規程が戦後ずっときましたけれども、高度成長期にはそれでよかったと思うんですよ、談合も含めて。でも、今、パイが変わらない。あるいは下がっている。ダウンサイジングですよ、サイズが。そんなときに、潤沢なお金というものがある時代ではないので、限られた資源というのを、ここで言う必要もないんですけれども、皆さんで有効に使うということの社会の流れになってきていると思うんです。それはコンプライアンスにもつながることだと思うんです。そこにコンプライアンスが必要だということで、それを強く問われている時代だと思うんです。

だから、おっしゃるように、コンプライアンス、コンプライアンス、規則、規則、ルール、ルール、法律、法律といっても、やっぱり萎縮するとか、肩が凝るといとか、フットワークが狭まるようなことはございますね。その辺も十分留意して倫理規程を位置づけたいと思っております。

○渡辺総務部長 職員倫理規程の関係ですが、この倫理規程の具体的な条項としては第9条の4号ということで規定しているんですけれども、この中で、上司の命令が犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反に係る疑いがあると思われるときには、当該上司に対して意見を申述しなければならないと。その意見を述べたにもかかわらずなおその犯罪等の命令が継続したときには、その他の上司に相談するとか、あるいは公益通報の義務を課すということで、上司の不当な命令を排除するというか、そのことによって職員を守ると、そういう規定は本県独自に規定として織り込んでおります。

ですから、官製談合事件の場合は上司の命令が発端になったわけですがけれども、そういう経験というか反省を踏まえて、この規定は本県独自の規定として盛り込んでおります。当然その上司の中には知事ですとか副知事も入ってまいります。以上です。

○鳥飼委員 公益通報制度とかいろいろ言われましたけれども、結局そのことで、知事がおっしゃられましたけれども、報復人事はやりませんよということを言われましたね。そういうのを恐れて、びびってといたしますか、萎縮してしまつたんですね。3年前になりますけど。そのことも大きな影響をしているんだというふうに思っていますので、長くなりますから、委員長がやめろと言いますので、やめますけれども、

ぜひそういう意味では、なかなか知事には言いにくいところもあるだろうと思うんです。だから、そこを十分自覚をしていただいで対応していただきたいと思いますし、倫理規程についてもしゃくし定規に考えるんじゃなくて、弾力的な見直しをその都度図って行って本来の業務が遂行できるようにということで、知事自身のいろんな今後のあれに参考にといいますか、考慮していただきたいと思っています。これは要望しておきますので、よろしく願います。

○中野委員長 ほかに。

○黒木委員 イラストについてですけれども、3月の議会では、あるところが管理されているのかなと私は感じておったんです。それが今回は、どなたでも使ってもいいですよ、ただ、粗悪品等が出ると法的措置とりますよということですが、1つ例を挙げますと、地鶏なんか知事のイラストを入れて非常に売れています。入れていないものも売れているんですけれども、逆に言いますと、地鶏といいましても、廃鶏をごまかして地鶏と売っても炭火で焼くと変わらないんですよ。それは粗悪品かということこれはまた難しいんです。やっぱり地鶏は地鶏なんです。ただ、地頭鶏とかみやざき地鶏と言われているものとはちょっと違うけれども、土には混ぜたものは地鶏になるんですよ。ですから、そういうものを粗悪品とは言えないんです。それを粗悪品だという限定ができない。そういうものがどんどん混じってくると非常に困る。仕分けをしなきゃならない。知事のイラストを入れたものをどこかが管理していくような形のほうが、いろいろ事件とかそういうのも起こらないのではないかというふうに思っているんです。2月と今度の6月議会がちょっと考え方が変

わっていたものですから、そこあたりはどうなんでしょうかね。

○東国原知事 2月もそういう扱いですよ。ただ、数が、2月の時点と6月では何十倍とか爆発的に違います。それで、2月も2月で、2月の時点ではどこでしたか、響さんでしたかね、道本さん、竹森さん、響さんあたりが早かったですよ、来られるのは。僕は、使っていただいて構いませんという位置づけでした。2月時点でも6月時点でもその立場は変わっていません。

管理なんですけど、僕にもメールが結構来まして、知事のイラストの地鶏を食べたけど、まずいと。おいしいかおいしくないかを言われても、ちょっと私には判断つきかねる。でも、そういうのもあるんですよ。まずいと。せっかく買ってきたのに、固くて、こんなのが宮崎の地鶏なのと言われるのもあるんです。おっしゃるように地鶏の定義は、地元で放し飼いしたら地鶏らしいですから。地頭鶏と書いてあって地頭鶏じゃないのがあったら、これは表示あるいはトレーサビリティに違反しますね。明確にできるんですけど、地鶏と書いてあって、廃鶏も地鶏は地鶏ということまで管理ができないと思うんですね。今は県内外にどれぐらいあるかわかりません。贋作も含めて、にせものも含めて。それを県が一括、あるいは僕個人が一括して管理というのは現実不可能かなという感じはします。だから、先ほども申し上げましたとおり、自分のほうから倫理、良心、そして先ほどのコンプライアンスじゃないですけども、そういったものを遵守していただいで、ぜひ品質管理とかそういったものには十分お心配りをくださいという申し出をするしかないのかなと。非常に甘いかもしれませんが。悪意がある人がわざ

と腐ったものにイラストを入れて、ほら、見てみる、こんな事故が起きるじゃないかというような事件も予想はされますけれども、どうもそこまで、さっきのあれじゃないけど、縛っているものだろうかというのも私の中ではあるんですね。県内業者の方たちの道德心ですか、倫理観に任せるかな、企業努力に任せるしかないかなという感じです。

○黒木委員 ある程度の企業であれば企業努力はできると思うんですよ。でも、大小さまざまな企業がありますし、中小の小さいほうの企業が始めるとどんなことでも始めていく。そこをやっぱり何か管理する方法はないかなと。当局のほうに聞いてみますと、なかなかそこは管理できない状況になっているというのが今現状ですね、知事おっしゃるように。ですから、これを外部団体のどこかが、私は当初、知事に質問したときに、基金というのはそういうことから私は言ったんですけれども、これを基金の状態にできて、基金管理と一緒にあわせてやるなら、収入があるわけですから、管理ができるんですけれども、何かそういう方法でやらないと、これから宮崎の将来怖いなと思っているものから。

○東国原知事 現実問題としてまず調査をしなきゃいけないですね。どこがどういうものを出しているか。これは全国調査になります。それがまず可能なのか。それで、それを調査したときに1つ1つにチェックを入れて、この地鶏は本当に地鶏なのか、このたくわんは本当に宮崎産のたくわんなのか、この魚は本当に宮崎産の魚なのかとか、それを立入検査をしていかなきゃいけないということじゃないですか。これは膨大な費用と膨大なエネルギー、労力がかかるんじゃないかと思うんです。それは響さんとか、

びつきょさんとか、竹森、道本さん、代表的なところを押さえるのは簡単だと思うんですけども、おっしゃったように小さいところまで網羅するのはちょっと現実無理かなというのが現状ですね。

○中野委員長 ほかに。

○星原委員 管理するのは大変だという話なんですけど、逆に、イラストで今、知事のところに来て許可、こういう形でこういうイラストでこういうものに使いたいという許可を取りに持ってくる、その一覧でもあれば、これ以外のは知事と直接関係ないイラストを使っているところだと。方法はあると思うんですよ。でないと、知事が言われるようにだれが使ってもいいと。確かにそれはありがたいことだと思うんですね。企業にとって今は、自分たちの10年、20年かけてきてもなかなか全国的に知名度がでなかったものが、今の知事のイラストのシールを貼ることで、自分のところの商品を売るのには非常にいいと思うんですよ。ただ、言われるように、それは良心に任せると言うけれども、本当に良心は良心で大事なことだとは思いますが、しかし、宮崎県という名前で一生懸命努力してきた、いろんなブランドをつくってきた人も、そうじゃなくて、このシールを貼るだけでぽんと名前を売って、そういった形で今上っているときはいいんですが、そのことが逆に作用したときに起こり得る心配を周りにはしているんじゃないかなというふうに思うんです。

ですから、どこの企業でも、あるいはどういう業者でもいいんですが、こういったイラストをつくって、こういった商品に貼って、こういう販売でいきますぐらいは最低決めておかないと、知事が全然どこでどういうふうになって全国に出回っているかわからないと、そういう形

にしてしまっておいたら、なお今のうちに制限かけないと余計、どこでどういうふうになっていって、それでどこかの部分で、宮崎県の知事のイラストは貼ってあるけれども、これは本当に知事の許可ももらってないとか、そういうものを売っているんだというふうになってきたときのおそれというのが、非常に困るんじゃないかなというふうに思うものですから、そういう部分にある程度こういう形で申請してきたというものがあれば、ある程度把握できますよね。どういう使い方をするんだという中身も。そうすると、県内の企業の人たちが今まで売り込みに大変だったのが、こういう団体までいろいろ困っていたんだなということも把握できて、今後のいろんな形で県内の地場企業の育成の方向づけにも役立つんじゃないかなという気もするものですから、そういう部分の把握というのはそんなに相手方に、使われる方はちゃんと申告とか、知事のもとに来るのか、どこかの部課で扱う場所を決めるのか、そんなに100も1,000も言うてくるはずはないはずですから、そういう形のものはやっぱり必要じゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうかね。

○東国原知事 まず、許可の話なんですけど、許可をする、しないとなると、自分の肖像権の行使になると思うんですよ。そうすると、私のイラストで何がしか利益を得るということはここに価値がつくんですね。それをただで許可すると、これは選挙違反ですね。寄附行為ですね。なので、許可する、しないは言えないと思うんです。使っていただいても構いませんよとかそういうような扱いになると思います。許可します、許可しませんとなったら、行使になってしまう。そこはちょっと微妙な問題なので、法律とも打ち合わせしながら考えないといかんかな

という1点と、ある程度の把握についてですけども、ある程度は把握しているんです。今、8社ぐらいですか。主に8社ぐらい。8社がどういうふうなものにマークをつけているのか、どこの企業さんとどういうふうな感じで提携しているのかというのは、大体把握しています。ある程度ですね。先ほど黒木委員もおっしゃったように、ある程度把握しても、一番怖いのはその末端で何をするかということであって、そこまではちょっと把握できんかなと。ある程度把握することはできると思うんです。

○星原委員 今いみじくも知事が言われた、知事のところで把握しなくても、今8社がそういう形でもらって、そこが多分シールつくってどこか今末端のいろんなところに仮に売っている。その8社なら8社がぴしっとした形である程度シールを使わせる、売るところの基準を決めていただいて、知事のところで許可とか云々じゃなくて、使ってもいいですよという流れの中で、それぞれの小さい企業がイラストをつくって自分のところの製品に貼るということじゃなくて、多分8社なら8社ぐらいのところがつくったどれかを使ってとなると、その8社をうまく知事のほうで指導いただいて、そこが、じゃ、こういうところが買いに来たときに、こういうものだったら宮崎県のイメージを損なわないと、そういうような方法も一方ではあると思うんです。そうすると全然離れた場所でその流れの中でいくわけですから、そこがそういう判断で使わせていかどうかとか、あるいは最低基準は守ってもらわないとこのシールは譲りませんとか、使えませんかとか、何かそういう方法も一方じゃ考えられるんじゃないですか。

○東国原知事 今使っていらっしゃるメーンの方たち、8社から10社ぐらいあったと思うんで

すけど、その方たちと一緒に研修会というんですか、勉強会というんですか、ある意味意識の高揚といいますか、そういったものの会議かあるいは話し合いはしたほうがいいかもしれませんね。

○星原委員 きょうでしたかね、どこかの会社が、コロッケに牛肉コロッケと書いてあっていろんなものを混ぜていたという話になりますと、みんなわからんわけですよ。ミンチにした状態で揚げてしまうと、牛肉なのか鶏肉なのか豚肉なのか、何が入っているかわからんと。きょう試食をしているのを見たんですけど、声を聞いたんですけど、そういうことで、企業は何が起こってくるかわかりませんよね。だから、良心と言われた、確かに良心なんですけど、この倫理規程でもそうであるように、良心は良心でみんな持っていると思うんですけど、どこかでやっぱりブームのときに稼ごうというのが、企業としてはまたそういう部分もあるわけで、ですから、やはり今言われた8社なら8社の方々と協議して、そこが何らかの形である程度、シールを使っていいよという形でやるのであれば、その部分で基準というか規定というかそういったものを決めておかないと、今ブームのときはいいんですけど、確かにブームで売り込んでいて将来的にそのことで、要するに人間というのは食べるものだった場合は、舌に味が残っていると、おいしいものはやっぱりそういうものが消えてもずっといくわけですね。だから、そうならないと、ブーム後に落ちてしまえば、企業によっては設備投資したりいろいろすると、そのことで企業としてやっていけない状況とか出てくると思うんですよ。ですから、PRで効果が出たものがそのまま継続で、どういう形になろうと宮崎県のものがブランドとして全国に通用するも

のとして売っていかうとするのであれば、そういう基準をどこかで決められたら、知事のもとでは無理だとしたら、その下の許可を下ろしている8社なり10社なりわかりませんが、ある程度そういう数は一けたぐらいの数ですから、その辺との協議をいただいてぴしっと形にしておかないと、将来怖いのかなという危惧をするものですから、ぜひそういう方向で考えていただければと思います。

○中村委員 私は別にそうは思わないんですよ。意見が分かれるところなんですけど、事ここに至って知事のそういうイラストを一元化したり、そういうことは不可能です。土地を貸したりするのに法的に使用貸借というのがある。賃貸借もあります。使用貸借の場合はいつでも引き揚げられるし、そして罰則規定というか法的に重みがない。賃貸になると借地借家法とかいろいろありますね。これと似たようなことで、今、どうぞお使いくださいと言って使う。それが粗悪品が出てこようとどうしようが、知事がどうぞ使ってくださいということは報道されているわけだから、知事が関与しているわけじゃないんだから、私はこれは別に問題ないと。だから、そんな心配する必要もないし、日本中末端まで知事のシールを使っているとなると、把握しているのは10社ぐらいとおっしゃったけど、これはとりとめがつかない。やっていただいて、そして事件が起こったって、知事やら宮崎県にそんなに大きな悪影響はないと、私はそう思いますね。だから、お二方の意見と違うんですけど、そのような状況で、知事ははっきりと公表しておっしゃるわけですから、何かあったときに、この報道機関を使っても、私には一切責任ありませんよと、自由に使っていただく良心の許す限りの間で使っただけ結構ですと、悪い

ことはしないでくださいよということをおっしゃっておけば、後でどうということが起ころうとそれは関係ないと私は思いますね。

○鳥飼委員 一番私が心配しているのは、委員会でも話をしたんですけど、善意でそういうことで使ってもいいですよといった場合に、いろいろ懸念事項があったし、メールで、これが宮崎の地鶏なのというのもあったと。そのことでせいかくはぐくんできた宮崎の産物、農産物のイメージなり、そういうものが損なわれるんじゃないかということをお心配しているんです。それをどうやって防御するのかということはやっぱり考えておかれたほうがいいのではないかなというふうに思うんです。その際に、私が委員会の中で村社部長にお話をしたのは、やはり県が関与したほうがいいのではないですかということを行いました。たくさん出ているからできんよということであれば、県が関与した知事のイラスト入りのものはこれですよというのをホームページで公表するなりして、宮崎のブランドづくりということで農政水産部も一生懸命頑張っているわけですから、どうやってタイアップしていくのかという視点で、もう一回、いいですよということだけじゃなくて、考えられたほうがいいと思いますので、そこも検討していただけたらというふうに思っています。

○村社総合政策本部長 イラストの管理の問題ですけれども、現実的にどういった管理が可能なかといういろいろ考えてみたんですが、仮に県が公式なイラストを決めたとしますね。その場合に、既に商標登録しているイラストもありますし、いろいろ出回っているイラストもあります。それには、言ってみれば我々公式に決めたイラストは権限が及ばないといえますか、これは県で決めたイラストですよということは言え

ますけれども、ただ、そのためにほかのイラストがすべて消えてしまうわけではないんですね。存在するわけです。これについては対応しようがありませんので、実効性のある管理というのは難しいのではないかと私どもも思っております。

○星原委員 今の話は我々が言っていることとちょっと違うんですよ。県がシールをつくるかそういうことじゃないんですよ。要は、今8社なら8社最低そういうところがあったのなら、今後10社も20社も30社もイラストを出してどんどんするところはそうないだろうと。県内の企業に限ってという限定をすれば。全国でいろんなところでやり出せばそれはわかりませんが、県内の企業に限ってということにすれば、そんなに何十社もふえないだろうと。ですから、今言う問題が起きるか起きないか、これは想定外の部分もあるかもしれませんが、そういうことじゃなくて、やっぱり基準として最低こういう基準は持っていますよと。そうしないと、うまく知事のイラストを使って売り込みをして、今までなかなかPRできなかった人たちが、何十年かかってやってきたけれども売れない人たちが、同じような何かのことで問題が起きたときにほかのものまでそう見られたら、宮崎ブランドで努力してきた、そういうものを使ったばかりに逆に商品まで、製品までそういうことになる可能性だってあるかもしれないので、そういう危惧をしているわけですよ。県が許可せんでもいいし、管理もせんでもいい。さっき言う企業あたりに、使っている企業をある程度教育いただいてそういう形に持っていかなと、県としてもこういう問題が起こり得る可能性もあるんだと、そういうことを想定しているのだから、今後使っていく方々には最低限こ

ういうルール、宮崎のイメージを壊さない、ほかのブランドのものにも影響が出てしまうので、そういうことのない方向で考えてくださいよと、そういう危惧をしているわけですよ。だから、これがいいとかああとかじゃなくて、そういう部分もあるので、その辺の判断も取り入れられたらどうですかという提案であって、それをやれと言ってるわけじゃなくて、知事が使っているということは我々も聞いているわけですから。ただ、使ってもいいけれども、何でもありでは困りますよという部分ぐらいはどこかに基準を設けておかないと、先々シールを使っているいろんな生産者のところが全部同じような見られ方をしたときに困りますよと言いたいんです。どこかでつまずいたときはね。そういう意味です。

○外山委員 知事もこの件に関しては多少懸念がありますよね。十分わかりました。僕らが言っているのは、これが自由に使っているよということによって無秩序に拡散していった場合、そのときに、私は知らない、もいいんですけれども、その懸念だけです。シールを一元化しろとか、あるいは許可制もできない、使用料も取れない、当たり前ですね。であれば、いいんですけど、ただ、心配しているのは、自由に使っているよということによって、場合によってはほとんどないところで使われたりする場合があるんです。それはもちろん御本人も懸念があると思うんです。その辺に少し言葉の中で縛りかけるみたいにしておかないと、恐らく他のプロスポーツ選手でもあるいは芸能人でも、肖像権もあって、彼らだって、私の顔を自由に使っているよということはある得ないわけですから、そこがちょっと懸念されるんです。それは十分知事も御存じですよ、わかりますよね。

ただ、そういう将来に向けての懸念があるということですよ。

○中野委員長 よろしいですか。一言。

知事にはどうも御苦労さまでした。この肖像権の問題については、いい話でありますけれども、いろいろ将来的な問題も抱えている。委員会も意見が2つに分かれてそれだけ難しいということでもあります。知事におかれましては、ひとつぜひ将来のことを含めて十分対応していただきたい。委員会としてもいろいろ統一した物の言い方をさせていただきたいと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

昨日、人事課まで終わりました。財政課、税務課、消防保安室、行政経営課まで含めて審議をお願いいたします。

まず、議案について質疑をお願いいたします。

○鳥飼委員 税務課のことでお尋ねいたします。予算では補正が347万8,000円ということで、徴税活動費、これは◎ですね、それから、自主納税推進、管理機能の充実費ということで職員研修費が216万6,000円ということになっているんですけれども、税務職員の専門職化といいますか、そういう意味での研修だろうと思うんですが、税の徴税なりいろいろ複雑な部分は出てきていると思うんですけれども、所長クラスで税の経験者、県税事務所とか、今どんな状況でしょうか。

○後藤税務課長 県税事務所は7つございます。宮崎、日南、都城、小林、高鍋、日向、延岡、

全員税務経験をしております。

○鳥飼委員 それは非常によろしいことなんですけれども、課長とか係長とかおられるんですけれども、従前からいろいろ議論をやってきた中で、3・3・4とか、3・4・3とか、いろんな議論が展開されてきたんですけれども、核になる部分というのは、そういう人を育てていくということも、これは人事課のほうの仕事になってまいりますけれども、そういうことが必要だというふうに思っているんですけれども、そのお考えと現状と両方お聞かせください。

○後藤税務課長 税務職員の専門化ということだと思いますが、最初、県職員になりまして、本庁で2年から3年経験いたしまして、若い人はそれから県税事務所に配置がえになるということが大多数でありまして、その後、係長とかそういう立場になった場合に税の経験者は優遇されております。ただ、新しく来た職員に対しましては、税目別の研修とか、徴収の研修とか、それから職場内の研修等で実力をつけていくというふうにやっております。今後ともそういうことでやっていきたいと思いますが、ただ、徴収等につきましては、希望者も余りいないということも若干ありますけれども、その辺は心配ではありますが、県税事務所といたしましては、事務所一体となって取り組むということでやっております。その辺は上司とか周りがカバーするようにということでやっております。

○鳥飼委員 私の今さっき申し上げた3・3・4とか、課長も同じような考え方であろうと勝手に推測するんですけれども、現実的にはそんなふうになっていないのではないかなと思っ

か。おられんければいいですよ。そういう意味では3・3・4のシフトというか、ぜひそういう形でつくっていただきたいなというふうに思います。逆御三家じゃないですけれども、大変な仕事ですよ、県税事務所とか。それにこたえるようなことも人事課のほうで考えていただくなり、人員配置をしていくなりというふうに思っているんです。それで、岡村課長に、もし答えられれば教えてください。税務職員の養成といいますか、東京あたりは何万人ぐらい——えらいたくさん職員がおって、軽油のときも東京の加勢とか応援をもらったんですけれども、税務なり福祉なり相談所なり、そういうところの専門職化というのが一部で養成されているけれども、全体的にはそれはなくしていこうということで宮崎県はこの十何年間来たただろうと思うんですけれども、そのことについて御意見があればお尋ねしたいと思います。

○岡村部参事兼人事課長 私も以前、県税の所長も経験して税務の状況もよくわかっておりまして、確かに今、若い職員も多いということで、ある程度のベテランが中には行っていただかないといけないというようなことがございます。総体の話としては、やはり今、いわば人事課としても少数精鋭といいますか、少数精鋭体制を敷いていくという中では、ある程度そういう中では専門的な能力もそれぞれの所属でも高めていく必要はあるということは十分問題意識として認識しておりまして、人事異動の中では十分そのあたりは研究していきたいと思っております。

○鳥飼委員 総務部長がせっかくおられますので、総務部長にもお答えいただきたいんですけれども、これまでの議会の中でも、例えば児童相談所の専門職化をどう図っていくかというよ

うな議論もしてまいりましたけれども、今、県税事務所とかあるわけなんです、実際人事の配置とか養成については人事課のほうでやっておられるということで、総務部長の長年の経験を踏まえてその辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○渡辺総務部長 税務職員ということで申し上げますと、実は私も振り出しが宮崎県税事務所徴収の仕事をやっております、料理飲食等消費税と当時は言っておりましたけれども、あれの非常に小口の、件数だけは非常に多かったんですが、その仕事をやっております、毎日のように徴収に向いて督促あるいは差し押さえ等もやっておりましたけれども、その中で一番経験というか、思いとして残っておりますのは、一たん懐に入ってしまうと、1,000円のお金でも人間というのはなかなか出したがらないと。懐に入った1,000円をいただくのがどれだけ大変なことかというのを身をもって実は経験しております。

それで、税務については特に経験とスキルが物を言う世界だと思います。今、人事課長が答えましたように、私のほうも税務職員についてはそういう目で常に見ておるつもりですし、また、せっかく委員のほうからもいい意見をいただきましたので、その辺は十分に研究して留意しておきたいと思います。

○星原委員 27ページ、危機管理局、説明を受けたかもしれないんですが、消防防災施設整備設備促進事業費ということで5,200万円余組まれているんですが、この中身を詳しく教えていただけませんか。

○押川消防保安室長 今、委員のおっしゃった消防防災施設設備整備促進事業費の中身でございますが、これは市町村が行います消防防災施設

整備を促進するために補助を行って、地域消防防災力の強化を図るというものでございますが、中身としまして、昨年度は18団体に対しまして5,570万円補助をいたしております。具体的な中身といたしましては、自主防災組織あたりの資機材倉庫ですとか、担架、発電機、救急セットですとか、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、それから災害活動の支援資機材等、いろんなものが含まれますが、合わせて数量的に言いますと111、5,570万となっております。以上でございます。

○星原委員 実は去年だったと思うんですが、都城地区の消防団長さんたちを話をする機会がありまして、そのときに、連絡、要するに事が起こったときに、携帯電話が入らない地域、西岳の何とかというところだったと思うんですが、そういう地域があるみたいなんです。そうすると、衛星電話とか使うのに補助みたいなものもあるように聞いていたんですが、そういう情報過疎のところあたりの解消のための携帯電話とかそういったものはこの中には含まれているんですか。

○押川消防保安室長 今のところ、この県単補助金の中には、おっしゃったように衛星携帯電話は含まれておりませんが、危機管理局のほうで資機材等の補助もいたしております。

○日高危機管理室長 一昨年の台風14号からずっと3年ほど被害を受けておりますので、特に、今、委員が言われた山間部の孤立化、これがあったということで、18年度から衛星携帯電話の市町村等の要望をとりまして、補助をして、そして衛星携帯電話をそういうところは導入を図ってもらっております。ことしもそういうことでやっております。以上です。

○星原委員 昨年、防災条例ができて、自主防

災とかそれぞれ地域ごとにやっていますね、今言われたポンプだとか防災関係のいろんな機器。これが昨年度は5,674万5,000円、ことしが5,200万円余とそういう形で来ますね。毎年こういう形で予算組んだときに大体県内が網羅できるという形の組み方をされているものなんですか。

○押川消防保安室長 委員おっしゃいますように毎年5,400~5,500万の予算で補助をいたしております。そして、毎年この時期に各市町村より需要額調査というものを実施しております、今年度必要なもの、来年度あたりにかけて必要なもの、入り用のものの把握には努めているところでございますけれども、ただ、消耗品等もございまして、いくらというはっきりした数字はつかんでおりませんが、大体今みたいな予算の中で対応してまいりたいと思っております。

○黒木委員 税務課のほうにちょっと。先日、鳥飼委員のほうからも話があったんですが、県病院あたりから調理員、調理をしていた方が調理がなくなったので県税事務所、こういうところにも配置されているんですね。私の近所の人でも50過ぎてそういうところに配置されているんですが、今まで包丁しか握っていなかったんだけれども、パソコンを今やっていますと。非常に苦労していますと。今まで扱ったこともなかった。非常に苦労もしているようですが、そういう皆さん方も徴収とか、どういう形でそういう方々は仕事はされているんでしょうか。

○後藤税務課長 私は、税務課の前には延岡県税事務所でしたけれども、6名の現業職の方が研修という形で入ってまいりました。1年間研修が終わったときにはある程度仕事はできるようにということで、人にもよるかと思えますけれども、運転手の方が3名だったと思えますけど、それから、病院の看護助手、調理の

方がおりました。多分人にもよるかもしれませんが、その方たちは十分仕事をこなしていただきまして、かえって感謝いたしました。そういうことで、今、適応していないとかそういう声は余り聞いておりません。

○黒木委員 そういうことでうまく職場に、また新たなところに復帰できている方はいいと思うんですね。恐らく復帰できない人がいたのかどうか、そのために職をやめざるを得なかったとか、そういう方は人事課長、何人かいらっしゃったんですか。

○岡村部参事兼人事課長 今回の任命がえということなんですが、そういう中で人事課としてはさまざまなフォローをしているわけですが、それぞれの担当係長とかには、どう対応したらいいとかそういう研修も十分やっていますし、そういう中でフォローしておりますけれども、任命がえでというはっきりした理由かどうかがそのあたりはちょっとわかりませんが、確かに18年度中に希望退職でやめられた方は何人かおられます。そういう中では、職場からのフォローは十分していただいているけれども、やっぱり事務的な仕事になじめないという理由の方も何人かは確かにおられるようございまして。

○中野委員長 そのほかありませんか。

それでは、報告事項について質問はありませんか。

○河野委員 財政課のほうの事業仕分け委員会の委員の公募についてということで、県民からの公募ということで計画なされていますけれども、これは何か条件が考えられているんでしょうか。

○和田財政課長 特に今回の公募については条件を課しておりません。県内に在住の方であれ

ば、年齢でありますとか性別、そういったものは一切条件としては課していないという状況でございます。

○河野委員 九州内では佐賀県が事業仕分けと始めていらっしゃると思うんですけど、内容等見ると、非常に洗練された作業をされているのかなというのが印象だったんですけど、この事業仕分けのノウハウを確立している構想日本がありますね、そういう方たちを中に入れるとか、ノウハウがわかっていらっしゃる方を入れていくという考え方というのはあるんでしょうか。

○和田財政課長 我々もこの事業仕分けをやるに当たりまして、今、委員からもありましたけれども、構想日本でありますとか、あるいは構想日本を活用した千葉県でありますとか、構想日本を使わなかった滋賀県、そういうところに調査に行きまして、実際にそれぞれのやり方のお話を聞いて見てきた中で、今回こういうやり方がベストかなということで、今回構想日本については入れていないということでございます。構想日本を使いますと、構想日本のやり方といたしましては、多くは関東近郊の市町村の職員の方が事業仕分け委員として事業仕分けをやられているという形が多いんですけども、やはり一般県民の視点、県民の視点から見ると、という観点からすると、やはり県内の方を中心に事業仕分け委員を入れたほうが適切だろうと、そういったことも勘案しまして、今回につきましては構想日本の方は入れていないという扱いにいたしております。

○松村副委員長 今の件で私も聞きたいんですけど、宮崎県事業仕分け委員会ということで今回始まっていますけれども、こういうような行政評価したり、年度ごとに10年間以上事業に取

りかかっていなかった事業に対しては、事業の廃止も含めて見直すということとか、今までも何度もあったんじゃないかと思うんですけど、これに類似することは今までも同じようなことがあったのか、今までのやつを生かしているのか、特別これは宮崎県のことなのか、これが特異的でこれがこういうふうにも自慢できることなのかということをお聞きしたいんですけど。

○和田財政課長 これまでの事務事業の見直しにつきましては、毎年度、内部的に財政課と各部局の間で事務事業の見直しという形で事業の見直しは行ってきたところであります。ただ、今回特徴的なのは、やはり外部の視点ですね、いわゆる一般県民の方でありますとか、外部有識者の方の視点から見て、事務事業の見直しのことを行うというところに特徴があるのかなというふうに考えております。

○松村副委員長 外部の意見を聞くというのは、これは初めてですか。

○和田財政課長 こういった予算的な事務事業の見直しの中で個別の事業についてまで意見を伺うというのは、本県では今回が初めてということになります。

○松村副委員長 本当にそうですか。

○和田財政課長 行革懇談会等通じましてのいわゆる一般的な予算のあり方でありまして、行財政のあり方については意見を伺っているんですけども、例えば、個別のAという事業についてその事業が要るかどうかというような見直しについては、今回の委員会が初めてと言えるというふうに考えております。

○松村副委員長 公共事業なんかであったんじゃないですかね、外部の意見も聞いて。例えばですよ、こういう事業はないんですけど、大淀

川の上流部で10年間ぐらい前の工事が、その下流部のやつが工事ができないために川上の工事はできないという形で10年間そのままになって、委員会のほうは、10年間工事に取りかかっていることは廃止だといって、しかし、また見直して、下の部分ができているということで残されたのであって、工事の正当性は評価できるということで見直しがされた。外部が出たり入ったりしたのはありましたよね、それと似ているような気もするんですけど。

○和田財政課長 公共工事に限定しまして、県土整備部なりそれぞれ公共工事所管課において、事前評価だったり、事業中の評価だったり、事業評価的なことをやられているのは、確かに委員御指摘のとおりであります。ただ、財政課主導として、一般的な行政事業についてこういった形で外部の方の視点を入れるという意味では今回初めてということでございます。確かに委員御指摘のとおり、公共工事につきましては、それぞれ公共工事所管の部においてそういった外部委員会的なところで事業のあり方について議論しているというのは確かに御指摘のとおりでございます。

○松村副委員長 これは全体を見ていくということですね。

○和田財政課長 基本的には、県内の2,000とも3,000とも言われております事務事業全体を見直していくということで考えております。

○中野委員長 ちなみに今の委員会の予算は幾らになっていますか。

○和田財政課長 予算という形で特に予算どりはしておりませんで、実際やるとしましたら、回数によりますけれども、それぞれの回数掛ける人数分の謝金等は必要になってくるというふうに考えております。

○星原委員 行政経営課にお伺いしたいんですが、41ページ、指定管理者制度、導入されて1年経過して、この前、宅建業の会長さんとちょっとの間だけだったので詳しく聞いてなかったんですが、県営住宅団地の収納率が99.何%と聞いたような気がするんですが、どうなんですか。

○米原行政経営課長 数字はちょっと持っておりませんが、確かに現年の徴収率は、指定管理者に移ってから上がったというふうに聞いております。

○星原委員 その前の年なんかは何%ぐらいの収納率ですか。

○米原行政経営課長 18年度が99.04で、その前の年、17年度が98.12です。

○星原委員 指定管理者がスタートして、ここに施設の利用状況とかいろいろ書いてあるんですが、民間に移行したおかげで3億幾らだったですか、当初の部分で予算的に減額になったと思っていたんですが、そういう中で、施設の利用状況ということで16施設が増加したと。減少した8施設というふうに書いてあるんですが、増加した部分あるいは減少した施設、そういったところがどういう状況で増加したというのは、今までの公社等がやっているよりは、民間の経営感覚でいろんな取り組みをしたとか、経費節減とかいろんなことをしたり、いろんな角度からやって、その施設の利用に対して県民から理解されたことが、民間の部分でよかったということか。あるいは減ったというのはサービスが悪くて減ったのか。その辺の、1年していただいて、今の時点で増加したり減少した施設のどういうとらえ方をされているんですか。報告というのは受けているものなんですか。

○米原行政経営課長 全般的に申し上げますと、まず、指定管理者制度を導入してから管理者が

かわったところ、かわっていないところ、両方あります。41ページでいきましても、青少年自然の家は学校法人のほうにかかりました。ただ、男女共同参画センター、機械技術センター、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設、これは以前の管理主体と一緒にです。ただ、すべて公募という形で選定を受けてきています。ただ、公募という形といいますか、この制度を導入することで、まず公募した際にいろんなサービス向上なり利用促進の提案がそれぞれされております。そして、それを選定後といいますか、議会の指定の議決をいただいた後に、管理協定とか業務仕様書に提案した内容のほとんどを盛り込んで実際にやっていただく。利用促進、例えばPRをやってみたり、自主イベントをやってみたり、そういったことを各施設とも努力をされているということで、ふえたことについてはそういった効果ではないかと、全般的にはそういうふうに考えております。

一方、減少したところについても、大半横ばいの中での減少なんですけど、昨日御説明したとき、国民宿舎を申しあげましたけれども、国民宿舎は2つとも管理者はかわりました。要するに、管理運営を引き継ぐと同時に営業もそれからスタートということで、なかなかそのあたりが実際実績につながってくるころがおくれているというようなこととか、高千穂の場合で言えば、高千穂鉄道が運休している影響等もある。えびのの場合は、宮交さんのえびの線がなくなったりという影響とか、昨年、西諸の豪雨の関係等も影響があったというふうなことで聞いておるところでございまして、それぞれ理由はありまして、一応それぞれ各課から、どういう状況か、特に減ったところについては行政経営課のほうでは聞いておりますし、その後どう

しているかといったところまで聞いております。

○星原委員 多分引き受けられて1年目ということでそれぞれの苦勞もあったんじゃないかというふうに思うんです。そういう流れの中で、ずっと1年やる中で、引き受けられた企業等から、こうしてほしいとか、こういう形をやることでいろんな方向性が見えてくるんだとか、そういう相談とかそういったものには乗っているんですか、県として。

○米原行政経営課長 それぞれ所管課がございまして、基本的に毎月業務報告書等をいただく。それから、利用者の満足度的な、いわゆる利用者にアンケートをとったり、目安箱みたいな意見をとるようなのをしたりとか、そういった状況を随時各課がとっておりまして、その中で県として対応が必要な場合は対応していくということなんですけど、一番要望として管理者から来ているのは、施設がどこも全部新品ではございませんので、老朽化に伴ってもう少し施設整備するともっと利用促進できるんだがなという話は共通してあるというような話は聞いております。

○星原委員 それと最後のほうで、今後の指定管理者への対応ということで、概ね適正に行われたということは、こうやって指定管理者制度を導入したことは、結果として今の時代に合っているというふうにとらえていいんだろうなというふうに思いますし、今後できるものからそういう方向にいきたいというふうにとらえていいんですか。

○米原行政経営課長 そういうふうに考えてよろしいかと思えます。2つあると思うんですが、1つは、今、委員がおっしゃったようなことで、サービス向上も図られたし、経費節減も図られたということ、もう一つは、私どもの職員側、

所管するほうも、この指定管理者制度、以前10年、20年ずっと委託してきたという中で、管理者がかわるかわらないは別として、この制度導入を機に、この施設はこういう目的でつくったということからその施設の管理運営を考えていったと。それでどうすべきだということまで各担当課のほうも考えてきたということで、かなり意識が変わってきたという意味でのプラス面もあったんじゃないかなというふうに思っております。

○鳥飼委員 指定管理者のことが出ましたので、関連してまずそれからお尋ねしたいと思えますが、指定管理料が17億9,598万8,000円で4億円の減ということですね。今ありましたように、施設利用の状況が利用者が増になったところ、減少したところ、それぞれ16施設、8施設というふうに出ておりますけれども、指定管理者がころころかわるといえるものどうかなというような施設もあるだろうと思うんですが、そこはどのようなふうにご検討されるのか、お尋ねします。

○米原行政経営課長 確かに今回、本県の場合、3年または5年という指定期間で議決をいただいて指定をしております。3年のところは来年度また公募を、21年度からになりますから、来年度しなければいけないという状況でございます。ただ、これまでやってきたところ、指定管理者がかわろうとかわるまいと、やってきた実績というのは、その次の公募の段階で引き続きその指定管理者等が手を挙げてこられれば、それなりの評価をしていくという中で、この制度を続けていけるのではないかと考えております。ただ、委員がおっしゃるように、指定管理者制度、必ず期限を切って、期間を指定していますので、そこをいかに継続するか、かわった場合

に引き継ぎをしていくか、それは大きな課題だというふうにとらえています。

○鳥飼委員 国民宿舎はかわったと言われたんですかね、さっきの説明のときに。例えば国民宿舎を見れば、支配人がいて、受け付けをする人がいて、メイドさんがいて、調理師の方がいてということで回っていくだろうと思うんですけども、その人がかわると、今回の場合は指定管理者だけかわって、中の方はかわってないんですか。それともかわっているんでしょうか。

○米原行政経営課長 国民宿舎だけで申し上げますと、もともとえびの高原荘は、それ以前に管理していました公園協会が最初から指定管理者に手を挙げないということでございまして、そちらのほうからも7名の方が新しい指定管理者のほうに雇用されております。それから、高千穂荘のほうも26名の方が指定管理者である神楽酒造のほうに移りまして、そしてこの指定管理者のもとで管理運営に努めているという状況。それから、資格等の問題は、最初から、例えば電気主任技術者がいるとか、国民宿舎であればそういったいろんな資格が必要でございますので、そういったものもすべて初めからそういうのが要りますよということをお示しして、選定の段階でそれがちゃんと配置できるか、そういうのはすべて確認をしてから選定を行っておりますので、そのあたりは問題ないというふうに思っております。

○鳥飼委員 公園協会が手を挙げなかったんではなくて、手を挙げられるような状況になかったわけですね。ですから、公園協会がやってたけれども、かなりの人の首を切ったという事実があるわけです。やはり指定管理者制度を導入する場合にはそういうことが出てくるんだということを押さえておかななくちゃならないし、

私も公園協会の方を知っておりますけど、50前後で首を切られて、後、仕事がないというようなそんなこともこの指定管理者制度導入の時点ではあるわけですから、そこはしっかり頭に置いていただきたいと思います。

それで、指定管理者がかわってその中の人もかわっていったのか。中で働いている人ですね。指定管理者だけはかわったけれども、従業員はそのまま引き継いでいったのか。いろいろあると思うんですけれども、そこ辺はどうでしょうか。

○米原行政経営課長 先ほど国民宿舎を例にいたしましたけれども、それでその方々がすべて対応しているということではなくて、指定管理者のほうのもとからの職員の方とか、新たに雇用した等で対応しているという状況です。

○鳥飼委員 ということは、人は受け継げるところは受け継いで上だけかわったと。それに不足するところを新たに雇用するなりしたということですか。

○米原行政経営課長 そういうことです。

○鳥飼委員 実質的にその業務が保たれていくのかどうかという意味では、指定管理者がかわるたびに、今は引き継いでいますけれども、そこに働いている人にとっては大変なことなんですよ。実際は雇用主がかわるわけですから。県は楽かもしれないよ。言っておけばいいんですから。しかし、そこで働いている人のことを考えてみると、その人は1回1回首になって次に雇用されると。そして、再雇用されない方は自分でまた職を探さなくちゃいけないということがあるわけですから、指定管理者制度の持つ意味というのはそこにもあるということをしつかり押さえておいていただきたいと思います。

それで、利用料金収入とか下がっているところ

もいろいろあつたりするんですが、今回、指定管理料、それぞれ前年度分が出ておりますけれども、これの額の変更というのは行われているんでしょうか。

○米原行政経営課長 額の変更というのは、前年度と比べてということでしょうか。基本的にすべて変わっております。と申しますのが、この指定管理者制度を入れるときに、県として、これぐらいの価格で指定管理、いわゆる管理運営をしていただきますよというのをお示しをしました。それを予定価格とすれば、それに対して公募された方々が、私たちはこういう体制、こういう内容で、こういうサービスを付加して、こういう指定管理料でやりますという提案をいただき、それから選定をしていっておりますので、そういうことから経費節減等が図られたということで、すべて変わっております。

それともう一点、指定管理料、平たく言えば委託料というふうに見ていただいてもよろしいと思うんですが、あと、利用料金収入というのは、今回から指定管理者のほうで直接収入をして、それを財源として管理運営するという形のものでございますから、そういった意味では、指定管理料が利用料金収入のところは逆にかなり下がるという形になります。

○鳥飼委員 ちょっとわかりにくかったんですけども、指定管理料1億ということで、利用料金収入が5,000万から6,000万になったということは、1,000万、指定管理者、企業が増収になったというような理解なんですか。仕組みをもう一回教えてください。

○米原行政経営課長 42ページを見ていただいでよろしいでしょうか。すみません、ちょっとわかりにくい説明で、具体的な数字で申し上げますと、例えば、一番上の東京学生寮、指定管

理料約1,000万です。一方で利用料金収入1,900万というのがございます。これを前年度も同じだとすれば、この1,900万は県のほうの収入に入って、そして、委託料は、両方合わせた約3,000万の管理運営費を出していた。委託料を出していた。今回は、ジャパンプロテクションが料金のほうも取りますので、その差額、管理運営の総額から、経費から収入を引いた1,000万、これを指定管理料という形で払ったという形になります。経費節減年間約4億円と申し上げているのは、こういう収支全部含めた実質的な財政負担の軽減ということで4億円ということでございます。

○鳥飼委員 これは委託費ということになるんですけれども、今回の行財政改革大綱で入札制度の改革等も行われております。本会議でも問題提起をいたしましたけれども、人件費にかかわる部分とか、最低賃金制度とか、そこの労働基準とか、そういうことについてのチェックはしっかりされているというふうに理解していいのでしょうか。

○米原行政経営課長 指定管理者制度を導入するに当たっては、これは公の施設に関する条例にございまして、その目的としては、一番大きなものが施設の効用を最大限に発揮する事業計画で、そして、事業経費の縮減等が図られるか、あるいは指定管理者としてしっかりその施設を管理運営するか、いわゆる財務的な体質も含めてそういうところであるかといったところをやっておりますので、そういった中で当然そういう法律を遵守した形でやっていくものという前提で選定を行っております。

○鳥飼委員 例えばそこで働いている人の労働条件とか賃金とか労働時間とか、当然クリアすべきだというふうに思うんですけれども、それ

がクリアされていると思いますよでは困るわけで、入札制度の改革の中でも言いましたけれども、安けりゃいいということでは困るんですよ。例えば、警備の問題にしても、清掃の問題にしても、安くなればどンドンたきますよね。しかし、県という公共体が法に触れることを結果としてやっているんじゃないかということになっては困るわけで、委託契約を結ぶときにそういうことをしっかりとチェックをすべきだと思っているんですけれども、そういうシステムはつくられているのでしょうか。

○米原行政経営課長 システムといいますか、さっき申し上げましたように、公の施設の管理運営を行うために必要な経費であろうという基準となる価格を設定するときに、必要な人件費等も積算をして予定をしております。もちろんそれに対して提案価格がそれぞれ下がってきているわけですが、実際にどういう体制で、どういう利用時間に対してどういうシフトでと、そういうところまで選定委員会のほうでそれぞれの施設の管理運営状況をチェックをしておりますので、そういう中でチェックされるものというふうに考えております。

○鳥飼委員 そこをしっかりとやっていただかないと、入札制度の改善の議論のときにもありましたけれども、ただ安くなるだけという傾向もあるわけです。最低制限価格といいますか、そこに張りついてしまうということも結果として起きるわけですから、それじゃ困りますよと、良質な業者も排除してしまうことになる。適度な、適正な利潤も見込んでいくべきではないかというふうに私は思いますから、そういうふうにもやってもらっていますということじゃなくて、行政経営課はたくさんあるから難しいというのはわかりますけど、そういうのを選定をすると

ころの事業課といたしますか、そこはしっかりやっていたかかないといけないというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それと、新たな行財政改革大綱というのが出されておりますけれども、中身について何点かお尋ねをしたいと思います。

35ページに、経営改革ということで、本庁、出先というのがありまして、本庁では、子供に関する施策を総合的に推進するための関係業務の一元化というのがあります。出先については、農林振興局、普及センター、土木事務所というのが挙げられているわけですが、どのようなものが想定をされているのか、どういうことを想定をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○米原行政経営課長 まず、子供関係でございますけれども、これは、今、福祉保健部の中心となるのが児童家庭課、それから地域生活部の生活・文化課、これが私立の幼稚園でございます。それから、教育委員会のほうが公立の幼稚園とか、それから、青少年となると広いんですが、その中の少年を含めた部分で教育委員会、地域生活部等でやっているということで、これを全般的に、全般的といたしますか、より総合的に推進するために、できるだけ同じ組織の中に固めて、さらに連携が図られるような形で推進をするような組織を検討していきたいということで考えているものでございます。

それから、農業改良普及センターとか農林振興局の関係につきましては、基本的には、それぞれで競争力のある産地育成とか担い手育成とかいろんな事業をやっておりますので、それらの両機関の連携強化というものを図る観点から、両方の組織の中身等を見直していきたいという

ふうに思っているところでございます。

土木事務所につきましては、実はこれは昭和25年、1950年になりますけれども、西臼杵支庁を除いて10の事務所が置かれました。その当時でございますと、富島だとか妻だとか福島だとか飢肥だとかそういった地名の段階に配置されてきて、実は57年変わってきておりません。そういう中で、その間、道路交通網の整備等が非常に進んでいるということもございまして、特に、管轄地域面積の小さいところを含むエリアについても一度事務所の体制のあり方等を検討したいというものでございます。

○鳥飼委員 それから、37ページの民間活力の活用で、新たな指定管理者制度の導入の可否の検討というのが、県直営の公の施設というのが出てきているんですけれども、想定をしている、検討しようと思っているところの施設名を教えてくださいたいと思います。

○米原行政経営課長 法令等で制限が、いわゆる設置者がしなきゃいけない県立学校とか、看護大学だとか、あと、出先機関と全くダブリます産業技術専門校だとかそういったものもございまして。そういったものを除いたものについては一応すべて俎上に上げてということで考えているところでございます。実は、公の施設、今この指定管理者以外が240程度ございまして。指定管理者がやっていない、いわゆる県が直営でやっているのが240程度ございまして、その中で法令等で制限があるものはまず外し、あと、県の出先機関と一体となったような施設等はどうかといったことも考えていきますので、主なものとしては、先ほどの県営住宅、指定管理者に既に移っているのが、これは実は宮崎土木事務所管内でございまして、そういったところあたり、それから、教育委員会等で図書館と

か美術館、こういったところは他県でも導入をしているところ、図書館で言えば串間市も指定管理者でやっておりますので、そういったところの状況等も見ながら、これは必ず入れるとかそういう意味ではなくて、導入について適当かどうかというようなところを含めて、今年度中に一定の結論は得たいというふうに思っているところでございます。

○鳥飼委員 公の施設の設置目的、利用状況含めて慎重な検討をお願いをしておきたいと思えます。

それと、先ほども、施設が老朽化をしてということで指定管理者のほうからいろいろ声が上がってきていますということがありました。まだ確定ではないんですけれども、埼玉県ふじみ野市のプール事故というのがありましたね、小さい子供さんが吸水口に吸い込まれて死んだという。これは指定管理者ではなくて、市の課長さんの責任が一審判決では刑事的なものを問われているという現状がございます。これはもちろん今から高裁、最高裁というふうにあるんでしょうけれども、そういうところにもかかわってくるんですが、そこ辺の検討は十分されているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○米原行政経営課長 安全管理面ということでよろしいのでしょうか。今お話のありましたふじみ野市の事故を踏まえまして、これはもちろん指定管理者ではなかったんですが、市が委託をしている施設であったわけですが、昨年、その状況を受けまして、1つは、施設所管課の担当者会議、担当者を集めた会議を開きまして、施設運営をする上での安全点検体制、安全管理、あるいは危機管理マニュアル等の整備というようなことで、もう一度指定管理者にしっかりと指導していただきたい、利用者の安全確保と事

故の未然防止対策に万全を期していただきたいということをお願いをしたところであります。そして、いずれの施設も、名前はいろいろありますが、マニュアル、規定等を整備をして、内部的ないろんな体制も整備をしたところがございます。

○鳥飼委員 この分で最後に要望しておきますけれども、先ほども4億円の経費削減になったと。経費のところだけで評価をするのではなくて、もちろん経費のところの評価も必要でしょうけれども、施設が効率的に使われているのか、県民にとって使われやすいのか、その施設としての目的を果たしているのか、そういうこともひっくるめて十分検討していただきたいと思えます。これは要望にとどめておきたいと思えます。

○中野委員長 そのほかありませんか。報告事項はありませんね。議案でもいいですよ。

○外山委員 税務課にお聞きしますけれども、離島振興法と半島振興法、これは該当地域は宮崎はありましたっけ。

○後藤税務課長 半島振興法の地域につきましては、大隅半島の一部ということで、串間市と南郷町が入っております。それから離島につきましては、築島と大島と島浦です。

○外山委員 これは免除ですか、不均一課税取っているんですか。

○後藤税務課長 離島振興法につきましては課税免除になっております。これは事業税と不動産取得税が課税免除ということであります。事業税につきましては3年間であります。それから、半島振興法につきましては、不均一課税ということで、事業税につきましては事業税を初年度2分の1、2年度が4分の1、3年度が8分の1減額するということになっております。

○外山委員 これにあるとおり、地方交付税で原資を補てんされるわけですね、県のほうで。書いてあるとおりですね。結構です。

○中野委員長 ほかに。

○中村委員 聞かんでおこうかなと思ったんですけど、6月補正後の基金残高が412億円ということで、私は今さっき思ったんだけど、基金の積み立てで3つあったような気がしたんだけど、財政調整基金があり、減債基金積立だったかな、特定基金積立というのがあって積み立てておったような気がしたんだけど、これは一括でこの基金になったわけですかね。

○和田財政課長 ここで412億円と申していますのは、財政課で所管しています4つの基金の合計ということで412億。今、委員からお話がございました財政調整積立金、県債管理基金、県有施設維持整備基金、県21世紀づくり基金、この4基金を合計して412億円ということで申し上げました。

○中村委員 3つあったのかなと思っていたんですが、まだこの基金のほかに、4つの基金がほかにあるのかなという気がしたのだから。これを合わせたのが412億円に当たりますよということですね。

○和田財政課長 県といたしまして、財政課の所管している4基金のほかに、それぞれ特定の目的の基金という形で幾つかの基金は別途所管はしているところがございます。

○中村委員 それは何と何があるんですか。

○和田財政課長 それ以外のすべての基金の合計の年度末の残高を申しますと、583億円というふうになっております。

○中村委員 583億円ですか。

○和田財政課長 財政課所管4基金を入れて、含めて583億円です。

○中村委員 ということは、この412億円で、次の予算編成が非常に厳しいよという中でもほかの基金を取り崩すことができると。

○和田財政課長 基本的に、それ以外の基金につきましては、それぞれ目的に応じて、その目的のために取り崩している基金ですので、財政課所管の4基金のように自由に何でも使える基金ではありません。財政的に非常にお金に困ったのでそれ以外の基金を取り崩してそれに充てるということは基本的にはできない基金というふうに御理解いただければと思っています。

○中村委員 さっき昼休み時間に、減債基金積立、財政調整基金積立、その他特定基金積立というふうに出てきたものだから、このほかにもあったかなということで質問しました。その4つの基金が一緒になってこの基金ということであると。目的が定められた基金がほかにまだありますよと、こういう解釈でいいんですね。

○黒木委員 財政課長、職員の退職金ですね、これは積立金ですか、基金ですか、積立金になるんですか。

○和田財政課長 退職金という形で限定した積立金につきましては、本県ではつくっていないというような状況になっています。

○黒木委員 市町村においても今から団塊の世代で退職者が非常に多くなる。県もそうですけれども、この退職金の手当てですね、これから非常に大きくなると思うんですが、そこあたりの手当てはどういうふうに考えていますか。

○和田財政課長 基本的には、退職金も含めてすべての歳出について、現在ある4基金412億円の中で何とか調整して運用していくというのが基本でありますけれども、近年、本県以外の他県におきましても、団塊の世代の方の退職を中心として退職手当が財政状況を圧迫していると

いう状況がございますので、退職手当債というものが近年大きく認められておりまして、本県におきましても、今年度予算におきまして30億円を措置いたしておりますし、そういったものの活用も含めてそのあたりにつきましてはやっ
てまいりたいというふうに考えております。

○黒木委員 これから数年間、団塊の世代で退職者も多くなりますが、いずれにしても借入金ですね、3年間ぐらいでどれくらいの見込みがあるんですか、退職者等そういう基金の状況については。

○岡村部参事兼人事課長 18年度の知事部局の退職者は183名でございました。これから先は見込みでございませうけれども、19年度が229、20年度が212、21年度が208と、19、20、21までが200台で推移するのではないかと考えております。これはあくまでも見込みでございませうので、かなり変わってくると思ひますけれども、そういうことで、この19年度から21年度までについては財政的な手当てとかも必要になってくるのではないかと考えております。

○中野委員長 その他、何かありますか。

○鳥飼委員 もしお答えできれば人事課長、お答えをお願いしたいと思ひますけれど、適正な定員管理ということで、知事部局に限って言えば、19年度現況値が4,097名、委員会の資料の36ページですけれども、これの大卒、短大卒、高卒、その他というのがもしわかればお答えいただきたいと思ひます。わからなければ結構です。概ねでもいいです。

○岡村部参事兼人事課長 今手元に資料がございませんので……。

○鳥飼委員 私の推測というか、大卒の方が一番多いのかなと思ひていまして、高卒の方が1割か2割ぐらいかなというような感じなんです。

比率としてはそういう状況なんですけれども、それで、総務部長がおられますけれども、部長になっておられる高卒の方というのはおられるんですか。

○岡村部参事兼人事課長 現在の部長級では高卒の方はおられないです。

○鳥飼委員 突然の質問でびっくりされたでしょうけれども、これまでも、私が議員になって15～16年なんですけれども、恐らくおられなかったかなと思ひますけれども、課長が記憶している範囲で結構なんですけれども、恐らくおられないんじゃないかなと思ひますけれども、どうでしょうか。

○岡村部参事兼人事課長 私どもの把握している範囲ではないと思ひます。

○鳥飼委員 やはり高卒の人にもそういう道を開くというか養成をしていくということが大事じゃないかなと思ひますけれども、そこはどうでしょうかね、どういうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。部長でいきましようかね。

○渡辺総務部長 基本的には大卒程度、現在の試験区分で言えば大卒程度ということで、中央省庁の一種に相当するわけですがけれども、基本的には幹部候補生として採用しているわけでありませうので、過去、高校卒業程度で入られた方で、私の記憶する限りでも多分部長になられた方はいないんじゃないかなと思ひます。ただ、あくまでもそういったことで採用はしてございませうけれども、高校卒業程度でお入りになられた方であっても当然能力の高い方もいらっしゃるわけですから、その辺についてはやはり適材適所という考え方で留意しておかなければいけないのかなというふうに考えています。

○鳥飼委員 今、非常に採用が少なくなってきたんですけれど、高卒程度の学歴の人というのは

今40人ぐらいですね、行政職で。20人か、もっと少ないですか。今とっておられるんですかね。

○岡村部参事兼人事課長 18年度で高卒程度につきましては、一般事務、土木で競争試験においては4名でございます。18年度は4名でございます。

○鳥飼委員 全員で何名ですか。

○岡村部参事兼人事課長 全員では、18年度は、これは途中で選考試験とかあるものですから、いわゆる競争試験ということに限らせていただきますと、44名でございます。18年度の採用はすべて入れまして44でございます。

○鳥飼委員 約1割ということですね。やはり高卒の人も採用していくという道は開いておっただきたいと思ひますし、部長にもお願いなんですけれども、部長級に登用していくという道もぜひ開いていっていただきたいなと思ひますので、これは要望ですが、受けとめていただきたいと思ひます。

それで、不適正な事務処理、預けの問題がいろいろ議論をされたんですけど、庶務関係といひますか、そういうところにおられる方というのは高卒の方が結構おられるんじゃないかと思ひますけれども、そこ辺の配置状況はどんなでしょうか。そんなふうなとらえ方でいいんでしょうか。

○岡村部参事兼人事課長 御指摘のように、やはり庶務をやられている方というのは高卒の方が多いということは言えると思ひます。実数は把握しておりません。

○鳥飼委員 預けの議論についてはいろいろやりましたけれども、是正をすべきところは是正すべきだと思ひているんです。今後が大事だと思ひているんです。今、事業をしていく、事業をする、事業課の中でそういう下支えをしてく

れている人たちというのがいて初めて事務所が回っていく。雨漏りのお金をどうするのか、本庁から金くれないといったときに、やりくりをする中でこういうことも生じてきたんだろうというふうに思ひています。戦後の右肩上がりの中でですね。そういう苦勞もあるということですし、ぜひそこも押さえていただいて、登用への道も、課長までは今なられておられるようすけれども、ぜひ部長のほうにも登用ができるように努力をしていただきたいと思ひております。以上です。

○中野委員長 その他ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時27分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

採決の日時につきましては、あすの13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

その他何でも結構ですが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時28分散会

平成19年6月22日（金曜日）

午後1時25分開会

出席委員（9人）

委員	長	中野	廣明
副委員	長	松村	悟郎
委員		中村	幸一
委員		星原	透
委員		黒木	覚市
委員		外山	衛
委員		鳥飼	謙二
委員		河野	哲也
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田	渉
議事課主任主事	今村	左千夫

○中野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは一括でよろしいですね。議案第1号、第6号及び第7号、第9号、第11号、第13号、報告第1号及び第2号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第6号及び第7号、第9号、第11号、第13号、報告第1号及び第2号につきまし

ては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてであります。

閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてありますが、委員長報告の項目として特に御要望等ありませんでしょうか。

○鳥飼委員 基本的には正副委員長に一任しますが、私が質疑の中で言いましたように、倫理規程のところですね、非常に縛るといえるか、必要な情報交換もできんようなシステムになりましたから、割り勘でも絶対だめということですから、それはそれでいいとして、もう出てきているから。ただ、トップの犯罪というのを、去年の安藤さんの官製談合事件をもう二度とやらないというシステムをやはり県のほうでも何か盛り込んでいくべきじゃないかと、何かつくっていくべきじゃないかというのは入れておいていただきたいと思います。

○中野委員長 ちょっと休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○中野委員長 再開いたします。

それでは、そういう趣旨を含んで作成したいと思いますけれども、あとは委員長、副委員長に任せてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 ありがとうございます。それ

では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時46分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

7月20日の閉会中の委員会につきましては、不適正な事務処理に関する調査の中間報告等の内容で委員会を開催することにいたします。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査につきましては、今、休憩中に議論いただきましたので、その線に沿って案をつくりまします。後日連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

県外調査については、正副委員長に一任ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 その他のその他、何もありませんか。

○鳥飼委員 その他で、今回、皆さんの御協力と委員長の御理解もあって知事に来ていただいて議論することができました。テレビでも見たんですけども、異例の異例のということをおられて、執行部もそんな感じなんですね。しかし、私は、副議長が質問に立ったように、議会もそうやって変わろうとしているわけですから、当局も変わってもらわなくちゃいけない。それぞれの委員会でトップに聞きたいことというのは出てくるわけですから、これは異例じゃなくて、その都度やっていくような形に持ってってもらいたいと思いますし、向こうもそういう協力もしてもらいたいと思います。委員長

会議とかいろんなところでもあれば、そういうふうにつくっていったらどうかなというふうなことで要望しておきたいと思います。

○中野委員長 そういうのは議運とか幹事長、何かそういう話の中ではできんとですか。

○鳥飼委員 改革委員会はどうなにか出ておられるんでしょう。

○黒木委員 小委員会がある。

○中野委員長 小委員会か何かで。全体の話だから、できたらそういうところで。

○鳥飼委員 かなり風圧が来たと思います。知事に来てもらうことに。

○松村副委員長 何か言われたんですか。何で知事を呼ぶんですかと。

○中野委員長 極端な言い方をすると、知事に聞いてもらわんといかんということは例のシールの件だけだから、それだけに限定してくれとかいろいろ。向こうとしては、知事を呼ぶからにはそれなりのぴしっとした理由づけがないと、鳥飼さんと反対の話、どこでもここでも呼ばれると困るという話になっているんです。

○星原委員 知事は関係ない。知事がいろいろ言っただけで自分たちにいろんなことが負担かかってきたりすることのほうを怖がっている。呼ばれて、予算面で言われて、やりましようと言われたら、自分たちは大変ですよと。

○中村委員 きのう、財政調整基金やら基金が今4つあったと言いましたね。後で考えたら、基金を一緒にすることはできない部分があるんですよ。500何億あると言った。400何億とあって、あと100億使い道は違うけど隠しているじゃないかと。なぜそこまで言わなかったかなと思って。ちょっと調べてみますね。

○中野委員長 それは何か一覧に載ってたですよ。商工であれば、IT高度化研修事業で基金

にしているわけです。事業そのものを基金制度でしているのがあるわけです。それは特定のその事業だけの基金なんです。

○中村委員 その他の基金というのがあるんですよ。

○中野委員長 それがその他の基金です。

○中村委員 それがあるなら、その他の基金でありますと言うべきだったなと思って。調べてみますわ。

○中野委員長 この冊子の中にその他の基金が一覧表で載っていたですよ。

○黒木委員 委員長、それを今度の20日に我々の委員会の中で。

○中村委員 4つ基金を一緒にしたと。一緒にしたなら、ほかに基金があるはずがないと思うわけ。3つとっていたけど、4つあったというから。1つの基金をあと400何ぼしか残っていない基金と一緒にしたのであれば、ほかに100億ぐらいの基金があるというのがおかしいじゃないかと。舌足らずだったけど。後で考えたら、あれっと思ったんだけど。私のほうも調査してみます。

○中野委員長 それは予算の議決を経て特定目的に入れているから。どうせそれをするんだったら、一緒に、毎年200億とか基金取り壊して予算組んで、毎年年度末にはまた同じ金額ぐらい補正で入れているわけ。だから、基金が減らんわけ。安藤さんのときから言っていた。ゼロになったらいかんと。崩してまた同じぐらい入れる。というのは、公共工事の国の予算がつかんかったとってまた戻す。

○中村委員 我々が一番今までだまされてきたのは、これだけ景気雇用対策等で予算を組まれて、こんなに組んでいいのかと。いや、これは有利な地方交付税で措置されますということ

でずっと来た。今約1兆円近い、9,000億円ぐらいの県債の中にあるわけだけど、6割ぐらいは返ってくる。5,400億か、それからすると14番目ぐらいよな、県債残高の、借金の少ない方にすれば。そういうことのからくりはただしておかんといかんと思う。

○黒木委員 それは20日にやろう。そういうことも含めて。資料要求しておこう。

○中野委員長 予算編成についてということですか。予算の仕組みか、枠組み。

○黒木委員 内容については、基金等について。

○中村委員 さっき言った和歌山の副知事になった原さん、彼が財政課長のときに来てぺらぺらしゃべる。1期生か2期生がおかしいがねと言うわけよ。国から来るんです、これは交付税措置されるんですと。有利な交付税は7割もあるんですと。あれからだまされてどんどん膨らんで来たんですね。

○中野委員長 委員会を終了いたします。

午後1時55分閉会